喜茂別町地域防災計画

（一般災害対策編）

＜令和８年（２０２６）４月改訂＞

喜茂別町防災会議

≪ 計 画 更 新 履 歴 ≫

・平成２６年（２０１４）　２月策定

・令和　５年（２０２３）　６月改訂

・令和　６年（２０２４）　４月改訂

・令和　７年（２０２５）　４月改訂

・令和　８年（２０２６）　４月改訂

〔目　　次〕

一般災害対策編

（一般災害対策編）……1

第１章　総　　則……1
第１節　計画策定の目的……1
第２節　計画の構成……2
第３節　計画推進に当たっての基本となる事項……3
第４節　用語……4
第５節　計画の修正要領……4
第６節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱……5
第７節　住民及び事業所の基本的責務……10

第２章　喜茂別町の概況……12
第１節　自然条件……12
第２節　社会条件……13
第３節　災害の概況……14

第３章　防災組織……15
第１節　組織計画……15
第２節　気象業務に関する計画……27

第４章　災害予防計画……44
第１節　防災思想・知識の普及･啓発及び防災教育の推進に関する計画……46
第２節　防災訓練計画……48
第３節　物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画……50
第４節　相互応援（受援）体制整備計画……53
第５節　自主防災組織の育成等に関する計画……55
第６節　避難体制整備計画……59
第７節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画……68
第８節　情報収集・伝達体制整備計画……82
第９節　建築物災害予防計画……84
第 10 節　消防計画……86
第 11 節　水害予防計画……87
第 12 節　風害予防計画……97
第 13 節　雪害予防計画……99
第 14 節　融雪災害予防計画……102
第 15 節　土砂災害（地すべり、崖崩れ、土石流）予防計画……104
第 16 節　積雪・寒冷対策計画……109
第 17 節　複合災害に関する計画……111
第 18 節　事業継続計画の策定……112

第５章　災害応急対策計画……114
第１節　災害情報収集・伝達計画……114
第２節　災害通信計画……120
第３節　災害広報・情報提供計画……124
第４節　応急措置実施計画……127

第５節　避難対策計画 130
第６節　救助救出計画 143
第７節　災害警備計画 145
第８節　交通応急対策計画 147
第９節　輸送計画 152
第 10 節　食料供給計画 156
第 11 節　給水計画 158
第 12 節　上下水道施設対策計画 160
第 13 節　衣料・生活必需物資供給計画 162
第 14 節　石油類燃料供給計画 165
第 15 節　電力施設災害応急計画 167
第 16 節　ガス施設災害応急計画 171
第 17 節　医療救護・福祉計画 172
第 18 節　防疫計画 177
第 19 節　廃棄物処理等計画 180
第 20 節　家庭動物等対策計画 182
第 21 節　文教対策計画 183
第 22 節　住宅対策計画 186
第 23 節　被災宅地安全対策計画 189
第 24 節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画 192
第 25 節　障害物除去計画 194
第 26 節　応急土木対策計画 195
第 27 節　応急飼料計画 197
第 28 節　労務供給計画 198
第 29 節　航空機及び無人航空機活用計画 200
第 30 節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 204
第 31 節　広域応援・受援計画 207
第 32 節　職員応援派遣計画 210
第 33 節　防災ボランティアとの連携計画 212
第 34 節　災害義援金募集（配分）計画 214
第 35 節　災害応急金融計画 215
第 36 節　災害救助法の適用と実施 216

第６章　地震災害対策計画 221

第７章　火山災害対策計画 222
第１節　基本方針 222
第２節　火山の概況 222
第３節　災害予防対策 224
第４節　災害応急対策計画 226
第５節　災害復旧 232

第８章　事故災害対策計画 233
第１節　航空災害対策計画 233
第２節　道路災害対策計画 237
第３節　危険物等災害対策計画 241
第４節　大規模な火事災害対策計画 248
第５節　林野火災対策計画 252
第６節　原子力災害対策計画 258

第９章　災害復旧計画 264

第１章　総　　則

第１節　計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、喜茂別町防災会議が作成する計画であり、町域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧・復興の災害対策を実施するに当たり町及び防災関係機関が、その機能のすべてをあげて住民をはじめ観光客や外国人等、管内に滞在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。

１　町の区域を管轄し、若しくは、町域に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱

２　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること

３　災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること

４　災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること

５　災害復旧に関すること

６　防災訓練に関すること

７　防災思想の普及に関すること

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（ＳＤＧs）の主にゴール 1、2、3、5、6、7、9、11、13、15、17 の達成に資するものである。

第２節　計画の構成

喜茂別町地域防災計画は、一般災害対策編、地震災害対策編、資料編によって構成する。

第１章　総則	計画の目的、基本方針、構成など、計画の基本となる事項を示す。
第２章　喜茂別町の概況	喜茂別町の自然条件、過去の災害等を示す。
第３章　防災組織	災害が発生した場合の喜茂別町の防災組織について示す。
第４章　災害予防計画	災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づき、災害に強い安全なまちづくりの推進のため、警戒区域の整備や消防計画等、減災のための予防対策、教育等の対策を示す。
第５章　災害応急対策計画	災害についての防災対策の一層の充実強化を図るため、情報通信、避難、救助、防疫等の応急対策を示す。
第６章　地震災害対策計画	地震災害についての防災対策の充実強化を図るための応急対策等を示す。（地震災害対策編）
第７章　火山災害対策計画	火山災害についての防災対策の一層の充実強化を図るための予防及び応急対策を示す。
第８章　事故災害対策計画	事故災害についての防災対策の一層の充実強化を図るため、それぞれの事故災害についての予防及び応急対策を示す。
第９章　災害復旧計画	災害からの早期復旧のための対策を示す。

第３節　計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成２１年条例第８号）第３条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

１　災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組合せて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

２　自助（住民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

３　災害時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意義の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。

４　地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

５　災害対応に当たる職員等の過剰勤務抑制、健康管理、感染症対策の徹底や、スフィア基準を踏まえた避難者のプライバシー確保や過密抑制など避難所における避難生活の質の向上の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

６　東日本大震災や令和６年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本町の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。

７　効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制等の整備を図らなければならない。

第４節　用語

喜茂別町地域防災計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1	基本法	災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）
2	救助法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
3	防災計画	喜茂別町地域防災計画
4	防災基本計画	中央防災会議が作成する、国の防災対策に関する基本的な計画
5	災害	災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める災害
6	複合災害	同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象
7	防災会議	喜茂別町防災会議
8	本部（長）	喜茂別町災害対策本部（長）
9	防災関係機関	町の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関（基本法第 2 条第 4 号に規定する指定地方行政機関をいう。）、町を警備隊区とする陸上自衛隊、町の区域内の消防機関並びに町の地域において業務を行う指定公共機関（同条第 5 号に規定する指定公共機関をいう。）及び指定地方公共機関（同条第 6 号に規定する指定地方公共機関をいう。）
10	防災会議構成機関	喜茂別町防災会議条例（昭和 37 年 条例第 18 号）第 3 条第 5 項に定める委員の属する機関
11	災害予防責任者	基本法第 47 条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者

第５節　計画の修正要領

防災会議は、基本法第 42 条に定めるところにより防災計画に随時検討を加え、概ね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正する。

1　社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
2　防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
3　新たな防災計画を必要とするとき。
4　防災基本計画の修正が行われたとき。
5　その他防災会議会長が必要と認めたとき。

第６節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

１　喜茂別町

機　関　名	事　務　又　は　業　務
喜茂別町	(1)　防災会議に関する事務を行うこと。 (2)　喜茂別町災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること。 (3)　防災に関する組織の整備、資材の備蓄、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講じること。 (4)　町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 (5)　防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 (6)　災害に関する情報の収集、伝達及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 (7)　その他災害発生の防ぎょ及び被害拡大の防止のための措置に関すること。
教育委員会	(1)　災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2)　教育施設の被害調査及び報告に関すること。 (3)　文教施設及び文化財等の保全対策等の実施に関すること。 (4)　公立学校における防災教育に関すること。

２　消防機関

機　関　名	事　務　又　は　業　務
羊蹄山ろく消防組合 喜茂別支署及び消防団	(1)　災害時における消防活動及び水防活動に関すること。 (2)　被災地の警戒態勢に関すること。 (3)　住民の避難誘導及び人命救助に関すること。 (4)　災害時における傷病者等の搬送に関すること。

３　指定地方行政機関

機　関　名	事　務　又　は　業　務
北海道開発局 小樽開発建設部 （倶知安開発事務所）	(1)　災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2)　被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応実施による町への支援（リエゾン派遣）に関すること。 (3)　緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 (4)　災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (5)　国道 230 号及び 276 号の維持防災及び輸送確保に関すること。 (6)　直轄管理区域内道路の危険箇所の整備、警戒、災害防止、維持補修及び災害復旧に関すること。 (7)　国管理区間内河川の危険箇所の整備、警戒、災害防止、維持補修及び災害復旧に関すること。 (8)　雨量、水位、その他河川状況等の情報収集に関すること。
北海道農政事務所	(1)　災害時における応急用食料の調達、供給に関すること。 (2)　災害応急飼料対策において、要請に応じて応急飼料として飼料作物を供給する等、必要な措置を行うこと。
北海道森林管理局 後志森林管理署	(1)　所轄国有林の復旧、治山及び予防治山の実施に関すること。 (2)　林野火災の予防対策及びその未然防止に関すること。 (3)　災害時において町の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に

	関すること。
機　関　名	**事　務　又　は　業　務**
札幌管区気象台 気象防災部 地域防災推進課	(1)　気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 (2)　気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること。 (3)　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報、警報、意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること。 (4)　気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること。 (5)　町が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。 (6)　災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、道や町に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと。 (7)　町や道、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。
北海道運輸局	(1)　災害時における輸送の連絡調整を行うこと。 (2)　自動車輸送事業の安全の確保を図ること。
岩内公共職業安定所 倶知安分室	(1)　災害応急対策における労務者の確保と供給に関すること。
北海道管区行政評価局 函館行政監視行政相談センター	(1)　被災者への生活支援情報の提供、被災者からの相談に対応する特別行政相談所の開設及び専用電話を備えた相談窓口の開設といった特別行政相談活動に関すること。

４　自衛隊

機　関　名	**事　務　又　は　業　務**
陸上自衛隊 倶知安駐屯地 （北部方面対舟艇対戦車隊）	(1)　町及び防災関係機関の行う防災訓練に必要に応じ、部隊等の一部の協力に関すること。 (2)　災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (3)　災害派遣要請権者の要請に基づく災害派遣活動に関すること。

５　北海道

機　関　名	**事　務　又　は　業　務**
後志総合振興局 地域創生部 危機対策室	(1)　後志総合振興局地域災害対策連絡協議会の運営に関すること。 (2)　防災に関する組織の整備、物資及び資材の備蓄その他災害予防措置の実施に関すること。 (3)　防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 (4)　災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (5)　町及び指定地方行政機関が実施する防災事務並びに業務の総合調整に関すること。 (6)　自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (7)　救助法の適用及び実施に関すること。 (8)　その他災害発生の防ぎょ及び被害拡大の防止のための措置に関すること。
後志総合振興局 小樽建設管理部 （真狩出張所）	(1)　所轄道路、河川の維持管理、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (2)　災害時における所轄道路の交通情報の収集及び交通の確保に関すること。
後志総合振興局 保健環境部保健行政室	(1)　医療施設、衛生施設等の被害報告に関すること。

（倶知安保健所）	(2)　災害時における医療救護活動に関すること。 (3)　災害時における防疫活動に関すること。 (4)　災害時における給水、清掃等環境衛生活動に関すること。 (5)　医薬品等の確保及び供給に関すること。 (6)　食品衛生の指導及び監視に関すること。
機　関　名	**事　務　又　は　業　務**
後志教育局	(1)　災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2)　文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。
後志総合振興局 森林室 (後志森づくりセンター)	(1)　所轄道有林の復旧、治山及び予防治山の実施に関すること。 (2)　林野火災の予防対策及びその未然防止に関すること。 (3)　災害時において町の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
後志家畜保健衛生所	(1)　畜産物の被害調査及び報告に関すること。 (2)　畜産物被害に対する応急措置及び対策の指導に関すること。 (3)　被災地の家畜保健衛生の指導に関すること。
後志農業改良普及センター	(1)　農産物の被害調査及び報告に関すること。 (2)　農産物被害に対する応急措置及び対策の指導に関すること。 (3)　被災地の病害虫防除の指導、その他営農指導に関すること。

６　北海道警察

機　関　名	**事　務　又　は　業　務**
北海道札幌方面 倶知安警察署 （喜茂別交番）	(1)　住民の避難誘導及び被災者の救助活動並びに緊急交通路の確保に関すること。 (2)　災害情報の収集及び伝達に関すること。 (3)　被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (4)　犯罪の予防その他被災地における社会維持に関すること。 (5)　危険物に対する保安対策に関すること。 (6)　町及び防災関係機関が実施する防災業務の協力に関すること。

７　指定公共機関

機　関　名	**事　務　又　は　業　務**
日本郵便株式会社 （喜茂別郵便局、鈴川郵便局、双葉簡易郵便局）	(1)　災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。 (2)　郵便の非常取扱いに関すること。 (3)　郵便貯金及び簡易保険事業の非常取扱いに関すること。 (4)　郵便局ネットワークを活用した広報活動に関すること。
ＮＴＴ東日本株式会社 北海道事業部	(1)　通信設備等の防災対策に関すること。 (2)　重要施設の確保に関すること。 (3)　災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
株式会社ＮＴＴドコモ北海道支社 KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	(1)　通信設備等の防災対策に関すること。 (2)　重要施設の確保に関すること。 (3)　災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
北海道電力ネットワーク株式会社倶知安ネットワークセンター	(1)　電力供給施設の防災対策に関すること。 (2)　災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。
日本放送協会 札幌放送局	特別警報、警報、注意報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。

日本赤十字社北海道支部 （後志地区、喜茂別町分区）	(1)　災害時における医療、助産その他救助・救援に関すること。 (2)　災害ボランティア（民間団体及び個人）の受入れに関すること。 (3)　災害ボランティアが行う救援活動の連絡調整に関すること。 (4)　災害義援金の募集（配分）に関すること。
日本銀行札幌支店	(1)　災害時における通貨の円滑な供給を確保すること。 (2)　災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。 (3)　災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行うこと。
機　関　名	**事　務　又　は　業　務**
日本通運株式会社	災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関すること。

８　指定地方公共機関

機　関　名	**事　務　又　は　業　務**
民間放送事業者	気象等警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
一般社団法人 羊蹄医師会	災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療及び助産その他救助の実施に関すること。
北海道土地改良事業団体連合会後志支部	(1)　土地改良施設の防災対策に関すること。 (2)　農業水利施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。

９　その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機　関　名	**事　務　又　は　業　務**
ようてい農業協同組合 喜茂別支所	(1)　災害時における食料の確保を図ること。 (2)　被災組合員に対する融資及びあっせんに関すること。 (3)　農産物の災害応急対策について指導を行うこと。
喜茂別町商工会	(1)　災害時における物価の安定及び救助物資、復旧資材の確保協力に関すること。 (2)　被災商工業者に対する融資及びあっせんに関すること。 (3)　災害時における商工業者の経営指導等に関すること。
ようてい森林組合	(1)　被災組合員に対し融資のあっせんを行うこと。 (2)　町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
喜茂別建設協会	災害時における応急土木建築工事についての協力を行うこと。
一般社団法人 北海道警備業協会	災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について関係機関の支援を行うこと。
一般輸送事業者	災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等の協力に関すること。
危険物関係施設の管理者	施設内災害予防及び災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
一般病院及び診療所	災害時における医療及び防疫対策についての協力に関すること。
避難所の管理者	避難所の適正な管理、運営及び災害応急対策の実施についての協力に関すること。
町社会福祉協議会	(1)　被災生活困窮者に対する融資及びあっせんに関すること。 (2)　被災者の保護についての協力に関すること。
町内各小中学校	(1)　児童生徒等の避難保護に関すること。 (2)　応急教育対策及び被災施設の災害復旧に関すること。

	(3)　被災者の一時収容措置についての協力に関すること。
住民組織等 （町内会、地区会、自主防災組織、各種団体等）	(1)　災害時における住民連携及び相互の奉仕協力に関すること。 (2)　災害予防責任者が実施する防災訓練等への協力及び防災予防に関すること。 (3)　非常食等の炊き出し及びボランティア活動に関すること。 (4)　避難所運営に関すること。

第７節　住民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。

住民及び町内の事業所は、その自覚をもち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

特に、いつどこでも起こりうる災害による人的、経済的な被害軽減を目的に減災対策の充実を図るために、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

第１　住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や防災教育等により、災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、道、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

１　平常時の備え

(1)　避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法を確認

(2)　「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、常備薬と処方箋の写し、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給油用燃料の確保

(3)　家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策

(4)　隣近所との相互協力関係のかん養

(5)　災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握

(6)　防災訓練、講習会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得

(7)　町内会や地区会における要配慮者への配慮

(8)　自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施

(9)　ＳＮＳ等の情報の発信元を確認するなど、情報リテラシーの向上

２　災害時の対策

(1)　避難指示等を踏まえた迅速かつ安全な避難

(2)　地域における被災状況の把握

(3)　近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援

(4)　初期消火活動等の応急対策

(5)　避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築

(6)　道・町・防災関係機関の活動への協力

(7)　自主防災組織の活動
(8)　インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止

３　災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第 105 条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努めるものとする。

第２　事業所の責務

施設利用者や従業員の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献度等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努める。

１　平常時の備え

(1)　災害時行動マニュアルの作成及び事業継続計画（BCP）の策定・運用
(2)　防災体制の整備及び耐震化の促進
(3)　防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
(4)　燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
(5)　取引先との※サプライチェーンの確保

※ サプライチェーン
ある製品の原材料が生産されてから、消費者に届くまでの全ての過程、繋がり

２　災害時の対策

(1)　事業所の被災状況の把握
(2)　施設利用者及び従業員への災害情報の提供
(3)　施設利用者の避難誘導
(4)　施設利用者及び従業員の救助
(5)　初期消火活動等の応急対策
(6)　ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第３　道民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する道民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、道民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く道民の参加を呼びかけるものとする。

第２章　喜茂別町の概況

第１節　自然条件

第１　位置及び地勢

喜茂別町は、北海道の南西部、北海道後志総合振興局管内の南東部（羊蹄山麓地域）に位置し、北緯 42 度 42 分 49 秒から 42 度 53 分の 18.8km、東経 140 度 48 分 35 秒から 141 度 6 分 39 秒の 24.3km の間に位置し、総面積は 189.41km^2 である。

また、北東部側は札幌市南区、北西側は京極町、西側は真狩村、南西側は留寿都村、南東側は伊達市大滝区に接しており、西に羊蹄山（1,898m）、南に尻別岳（1,017m）、東部に無意根連峰並びに喜茂別岳（1,177m）の山岳に囲まれた標高 240m 以上の高台であり、山岳に源を発して、尻別川、喜茂別川、オロウェン尻別川が中心部を長流しており、これらの各河川の流域沿岸にわずかな平坦地を形成し、他は丘陵を成したほとんど波状傾斜地である。

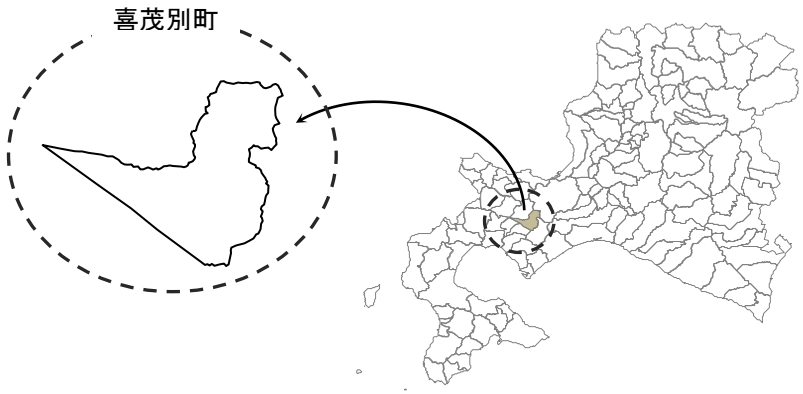

第２　地質及び土地の状況

地質は、那須火山帯に属するため山岳地は第 3 紀層及び第 4 紀層で、平坦地は第 4 紀層安山岩である。

土壌は、大部分が植壌土で部分的に砂壌土であるが、河川流域は石礫が多く混入し、高台地は弱酸性土壌が多い。

第３　気　候

本地域の気候は、平均気温（6.9℃）年間降水量（1,234.0mm）と内陸的気候を呈し、温和である。

しかし、羊蹄山、尻別岳の影響を受け、日照時間は少なく、農耕期後半において、日照不足と早霜の影響を受けることがある。

積雪は、羊蹄山麓のため特に多く、最深積雪量（3.0m）を越えることがあり、11 月中旬には根雪となり、融雪期が遅く、4 月中旬頃となる。

最多風向は、夏季は南西風、冬季は北西風である。5 月から 9 月の積算降水量は（587mm）で、この期間の日中と夜間の温度差は、7.8℃から 11.7℃と格差が大きい。

一方、年平均気温は、気候変動の影響等により様々な変動を繰り返しながら上昇傾向にあり、2023 年 8 月 25 日には、最高気温 34.5℃を記録するなど、年によっては非常に厳しい暑さとなることがある。

第２節　社会条件

大規模な災害では、地盤や地質等の自然条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が、同時複合的に現出する場合があり、被害を拡大する社会的災害要因としては、要配慮者の増加、生活環境の変化、情報化社会の進展、住民意識の変化などが考えられる。

第１　要配慮者の増加

本町の人口は、令和８年１月末の住民基本台帳人口において 1,927 人で、このうちおおよそ４割（37.05％：714 人）が高齢者となっている。

こうした高齢者を含む災害時の避難等に支援を必要とする避難行動要支援者や避難所等での支援等が必要な要配慮者が増加する中で、本町の人口は減少傾向にあるため、支援者の減少、高齢化が生じている。

そのため、要配慮者に対する早期の避難を実行するための個別避難計画に基づく個別避難訓練の実施、災害時の情報提供、自主防災組織等による避難誘導及び避難所等での支援等の取り組みが極めて重要である。

第２　生活環境の変化

日常生活においては、電気、水道、ガス、電話等は必要不可欠のものとなっていることから、ひとたび地震が発生し、これらのライフライン等に被害が生じると、生活面での不安が増大し、心理的にも危険な状態に陥ることも予想され、社会的混乱の要因となる。

第３　情報化の進展

最近の IT 技術の目覚しい進展を背景として、公共機関、金融、流通機関等の情報システムは社会、経済及び生活の各方面に広く活用されているが、中枢管理機能の集積を促し、その機能に障害があれば、その影響は多方面に及び、被害が甚大なものに拡大するといった災害の広域連鎖を招く危険性を内包している。

第４　住民意識の変化

最近の世帯動向をみると、核家族世帯の増加に伴い、住民の地域的連帯感が希薄化している。こうした中で、東日本大震災等、近年の地震の多発により、災害時における隣近所同士や住民組織等の助け合いなど、住民の連帯意識の重要性が再認識されている。

第３節　災害の概況

本町では、過去の災害記録から、主な災害は、台風、集中豪雨等による風水害、融雪災害、火災等が挙げられる。

参考までに、自然災害及び事故災害について、主に次のようことが挙げられる。
なお、主な災害の記録は、資料６のとおりである。

第１　気象災害の特徴

１　春の災害

冬期間の積雪が春先の連続する高温と低気圧、前線の結びつきによって融解が促進されいわゆる融雪災害が起こる。発生する時期は、概ね３月末から５月末まで続く。この季節は、低気圧が接近すると暖かい南風が吹き込んで気温が上昇し雪解けが進むところから、少量の雨でも洪水となり、融雪災害が発生する。

その原因については、平地の融雪は徐々に河川に注ぐため急激な増水は起こさないが、土地を水で飽和させ、かつ排水溝その他小河川を漲らせ出水の素地をつくることになり、このような状態のところに山腹積雪が溶けて急速に注ぎ、平地の融雪によって貯えられた水とともに排水溝その他の小河川の流れを活発にして一挙に出水することなどが考えられる。

２　夏の災害

北海道には、梅雨がないと言われる。しかし、梅雨前線が北上し、津軽海峡付近まできて、その前線上を低気圧が通過すると大雨に見舞われることがある。

最近は、これに似た型で小さな範囲の地域に線状降水帯の影響による集中豪雨が発生し災害を起こす回数が多くみられる。

３　秋の災害

この時期は、低気圧と高気圧が日本付近を交互に通って、天気は周期的に変化しやすく、

また、台風の最盛期でもある。台風が本道に接近する頃は、この勢力が弱まっているのが普通であるが、時に勢力を維持して北海道へ接近し、甚大な災害をもたらす場合がある。

４　冬の災害

冬期に入ると低気圧が襲来により降水は雪となり、そのため雪害による交通障害及び道路決壊等の災害が発生する。

本町における雪害では、吹雪、なだれ、電線着雪等により、公共交通の乱れ、通行障害が発生し、交通・通信、産業等に被害をもたらすことが考えられる。

第２　その他災害について

本町で起こりうる気象災害以外の災害では、火山災害や地震災害といった地象災害や火災をはじめとする事故等の災害が想定される。

参考までに、本町における地震被害については、過去に大きな被害は記録されていないほか、火山災害としては、羊蹄山（活火山）及び有珠山による被害が想定される。

資料編〔災害履歴・震度階級等〕　・過去の災害の記録（資料 6）

第３章　防災組織

災害の予防、応急対策及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては、防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図る。

第１節　組織計画

第１　防災会議

防災会議は、基本法第 16 条第 6 項に基づく喜茂別町防災会議条例（以下、本節において「条例」という。）により、その事務所掌及び組織が定められている。

町長を会長とし、町長が任命する者等を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、防災に関する重要事項を審議するとともに、その実施の推進を図ること、災害の発生時においては、関係機関相互間の連絡調整を図ることを任務とする。

組織及び運営の概要は、次のとおりである。

１　防災会議の組織

会　長（町長）	喜茂別町	副町長、総務課長、まちづくり振興課長
	町教育委員会	教育長
	消防機関	羊蹄山ろく消防組合消防署 喜茂別支署 羊蹄山ろく消防組合 喜茂別消防団
	自衛隊	陸上自衛隊 倶知安駐屯地（北部方面対舟艇対戦車隊）
	北海道	後志総合振興局 地域創生部 危機対策室 後志総合振興局 小樽建設管理部 真狩出張所
	北海道警察	倶知安警察署 喜茂別交番
	指定公共機関	ＮＴＴ東日本(株) 北海道事業部 北海道電力ネットワーク(株) 倶知安ネットワークセンター
	その他公共的団体等	喜茂別建設協会、自主防災組織、女性団体等

２　運営

防災会議の運営は、喜茂別町防災会議条例（昭和 37 年 条例第 18 号）の定めによる。

資料編〔条例・協定等〕　・喜茂別町防災会議条例（資料 24）

第２　災害対策本部

１　組織等

災害対策本部の組織は、次のとおりであるが、町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

本部長：町長　副本部長：副町長　本部付：教育長　本部員：各対策班長　事務局：防災監

班長	班	所管係等
まちづくり振興課長	統括班	まちづくり振興係
総務課長	総務班	総務係
会計管理者	財政班	会計係（総務係）
住民課長	民生班	住民係
住民課長補佐兼税務室長	税務班	税務係
保健福祉課長	救助班	子育て支援係、福祉係
農林課長	農林班	農林係
建設課長	建設班	管理係
建設課長補佐	給水班	上下水道係
教育次長	教育班	教育振興係、
議会事務局長	協力班	議会事務局

２　運営

災害対策本部の運営は、喜茂別町災害対策本部条例（昭和 37 年 条例第 7 号）の定めによる。

資料編〔条例・協定等〕　・喜茂別町災害対策本部条例（資料 25）

３　各班の所掌事項

災害対策本部の所掌事項は、次のとおりである。

班	所　掌　事　項	所管
各班共通事項	1　所管に属する災害応急対策等に必要な資機材の整備及び点検に関すること。 2　所管に属する被害状況調査、災害応急対策及び災害復旧に関すること。 3　災害時における所管事項の活動記録に関すること。 4　災害時における協力員の受入れに関すること。 5　災害時における本部との連絡調整に関すること。 6　職員への連絡体制整備に関すること。	―
統括班	1　庁内非常配備体制及び職員の動員に関すること。 2　防災会議に関すること。 3　災害対策本部設置及び運営に関すること。 4　災害対策本部員会議に関すること。 5　災害情報の収集及び報告に関すること。 6　応急救助及び復旧対策の調整に関すること。 7　災害救助法の適用及び実施に関すること。 8　気象情報等の受理並びに伝達に関すること。 9　自衛隊の派遣要請及び配置計画に関すること。 10　自衛隊災害派遣部隊の誘導、連絡調整及び撤収に関すること。 11　道及び他市町村等に対する広域応援要請及び相互応援等の受援に関すること。 12　災害応急対策に関すること。 13　食料、衣料、生活必需品、その他物資の調達及びその輸送に要する配車に関すること。 14　商工業、観光施設等の被害調査及びその応急、復旧対策に関すること。 15　観光客のり災防止に関すること。 16　住民への災害情報、避難指示、解除、避難場所等に係る周知に関すること。 17　災害時における労務供給計画及びその実施に関すること。 18　その他災害に関する所掌事項に関すること。（※）	まちづくり振興係
総務班	1　各班の連絡調整に関すること。 2　庁内の電力及び電話通信の管理及び確保に関すること。 3　町有財産に関すること。 4　災害対策活動の写真等、災害対策記録に関すること。 5　住民組織等への協力要請に関すること。 6　各地区との連絡及び情報交換、報道機関等との連絡調整に関すること。 7　その他災害に関する所掌事項に関すること。（※）	総務係
財政班	1　災害対策に必要な財政措置に関すること。 2　義援金の受付保管及び配分に関すること。 3　災害対策に要する経費、その他金品の出納に関すること。 4　町有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 5　職員等の寝具、食料及び被服等の調達並びに配付に関すること。 6　災害対策本部に必要な資機材及び施設の整備に関すること。 7　災害時の車両の調達に関すること。 8　災害応急資機材、物資の調達に関すること。 9　その他災害に関する所掌事項に関すること。（※）	財政担当 会計係

民生班	1　住民の避難誘導に関すること。 2　避難所収容台帳の作成及び避難所の開設（内部配置）・運営指導に関すること。 3　行方不明者の捜索に関すること。 4　被災者に対する炊き出し及び食料品等の給与に関すること。 5　災害廃棄物に関すること 6　死亡者の収容及び安置に関すること 7　遺体の処理、埋葬に関すること 8　ペットに関すること 9　災害時の環境衛生に関すること 10 塵芥の収集、し尿の汲み取りの処理に関すること。 11 避難所における仮設トイレの設置に関すること。 12 その他災害に関する所掌事項に関すること。（※）	住民係
税務班	1　被災者名簿の作成に関すること 2　り災証明に関すること 3　被災家屋及びその他資産の調査（被害調査）に関すること 4　被災者の町税の減免措置等に関すること 5　被災者の国民年金保険料免除に関すること 6　被害者の国保税の減免に関すること 7　その他災害に関する所掌事項に関すること。（※）	税務係
救助班	1　要配慮者等の避難誘導、収容及び災害時における施設の管理運営に関すること。 2　感染予防に関すること。 3　保健所との災害関係事務の調整をすること。 4　医師会その他医療機関団体との連絡調整に関すること。 5　被災者に対する保健指導及び栄養指導に関すること 6　被災者の精神保健に関すること。 7　救急薬品その他衛生資材の供給確保に関すること。 8　救援物資の調達若しくは受付、配付及び生活必需品の給与、貸与に関すること。 9　日赤救助機関との連絡調整に関すること。 10 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 11 災害時のボランティアの受入れに関すること。 12 福祉施設の被害調査及び復旧対策に関すること。 13 被災者の相談に関すること。 14 その他災害に関する所掌事項に関すること。（※）	健康づくり係 福祉係
農林班	1　農林業の被害調査及びその応急、復旧対策に関すること。 2　被災地の病害虫の防疫及び家畜伝染病に関すること。 3　農畜物産及び林産物の被害調査に関すること。 4　被害者の経営指導に関すること。 5　その他災害に関する所掌事項に関すること。（※）	農林係

建設班	1　河川、災害危険箇所等の巡視及び情報収集に関すること。 2　道路、橋梁及び河川の応急措置及び災害復旧に関すること。 3　土木被害の調査及び路線等の確保（冬期の除雪、障害物の除去等を含む）に関すること。 4　災害応急資材の確保に関すること。 5　公共施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 6　住宅の応急修理に関すること。 7　関係機関との連絡調整に関すること。 8　その他災害に関する所掌事項に関すること。（※）	管理係
給水班	1　災害時の飲料用水の確保及び給水に関すること。 2　水道施設の被害調査及び応急措置に関すること。 3　被災水道施設の復旧に関すること。 4　下水道施設の被害調査及び応急措置に関すること。 5　被災下水道施設の復旧に関すること。 6　関係機関との連絡調整に関すること。 7　その他災害に関する所掌事項に関すること。（※）	上下水道係
教育班	1　学校・保育園・社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2　児童生徒・保育園児の避難実施に関すること。 3　児童生徒・保育園児・保護者との連絡調整に関すること。 4　避難所の開設、施設の応急利用に関すること。 5　被災児童生徒・保育園児の安全確保、応急救護及び被災状況の調査に関すること。 6　学用品等の配給に関すること。 7　災害時における学校給食に関すること。 8　児童生徒の応急教育、保育園児の応急保育に関すること。 9　教職員の動員に関すること。 10　各種団体との連絡調整に関すること。 11　文化財の保護及び応急対策に関すること。 12　その他災害に関する所掌事項に関すること。（※）	教育振興係
協力班	1　議会との連絡調整に関すること。 2　その他災害に関する所掌事項に関すること。（※）	議会事務局

※その他災害に関する所掌事項について

他の班の応援・支援等の業務につくことを意味する。

災害発生時には、初動体制の構築及び参集状況により、避難対策や要配慮者対策に関わる業務、また、救助などの各業務については、当該班のみで対応することは困難であることも想定される。

そのため、※の記載の班は、当該班の指示のもと、他の班の応援・支援等の業務に就く。

４　災害対策本部の設置基準等

当該地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、防災の推進を図るために必要があると認めたときは、災害対策基本法第 23 条の規定に基づき災害対策本部を設置し、防災活動の強力な推進を図る。

(1)　災害対策本部の設置基準

町長（本部長）は、次のいずれかに該当する場合に本部を設置する。

災害対策本部設置基準	
風水害	・特別警報（大雨・暴風）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で孤立地域、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪害	・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で孤立地域、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
火山災害	・噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、又は発生すると予想されるとき。（噴火警戒レベル４相当以上）
大事故等	
航空災害	・航空機の墜落炎上等により大規模な航空事故による災害が発生したとき又は発生が予想されるとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
道路災害	・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
危険物等災害	・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
大規模火災	・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
林野火災	・火災が広範囲にわたり消火活動の難航が予想されるとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
大規模停電災害	・人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想されるとき。
原子力災害	・全面緊急事態（「原子力緊急事態宣言」）が発表されたとき。 ・災害による避難者の受入れが予想されるとき。
冷（湿）害	・冷（湿）害被害が発生したとき。

災害対策本部設置基準	
地震災害	・震度５弱以上の地震が発生したとき。 ・地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
その他	・上記以外の災害又は複数の災害が同時に発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

(2)　災害対策本部の設置

ア　本部は町庁舎内に置く。

但し、庁舎が被災し、使用できない場合は、他の公共施設に設置する。

イ　町長（本部長）は、災害対策本部を設置したときは、直ちに全職員に庁内放送、メール、電話、IP 告知端末等により周知する。

(3)　災害対策本部の廃止

町長（本部長）は、次のいずれかに該当するときは、本部を廃止する。

ア　予想された災害発生の危険が解消したとき。

イ　災害に関する応急対策措置が完了したとき。

５　災害対策本部の設置又は廃止の通知及び公表

町長（本部長）は、本部を設置し、又は廃止したときは、防災関係機関、報道機関及び住民に対し、それぞれ迅速な方法をもって周知する。

６　標識

(1)　本部を設置したときは、庁舎玄関前等適切な場所に掲示板を掲げる。(資料 2)

(2)　災害時において非常活動に使用する本部の自動車には、標章をつける。(資料 3)

資料編〔防災組織〕　・災害対策本部掲示板（資料 2）　標章（資料 3）

７　災害対策本部の運営

本部の運営は、喜茂別町災害対策本部条例の定めにより、災害対策の総合調整、その他防災に関する重要事項を本部員会議で協議する。

(1)　本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び教育長、各対策班長、で組織する。

ア　本部員会議の協議事項

(ｱ)　本部の配備体制の決定及びその切替、廃止に関すること。

(ｲ)　災害情報、被害状況の分析とこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

(ｳ)　防災関係機関に対する応援の要請に関すること。

(ｴ)　その他の災害対策に関する重要な事項。

イ　本部員会議の開催

(ｱ)　本部員会議は、町長（本部長）が必要により招集し開催する。

資料編〔条例・協定等〕　・喜茂別町災害対策本部条例（資料 25）

８　現地災害対策本部

町長（本部長）は、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部を設置する。

９　災害対策本部を設置しない場合の準用

(1)　町長は、本部設置に至らない程度の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、情報の収集及び今後の対応について協議することがあると認めるときは、災害対策連絡会議（以下、本節において「連絡会議」という）を設置し、必要な災害対策を実施する。

(2)　前項の規定により連絡会議が設置された場合は、関係する課長等は、本部が設置された場合に準じて災害対策を実施する。

(3)　連絡会議は、副町長、総務課長、まちづくり振興課長、その他副町長が指名する職員で構成する。

(4)　連絡会議は、災害発生の危険が解消したとき、又は本部が設置されたときは、解散する。

第３　警戒・非常配備体制

町は、被害の軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、次の警戒・非常配備体制をとる。

１　警戒・非常配備体制の基準

非常配備体制の基準及び基準毎の出動する対策班は、次のとおりである。

区分	種別	配 備 時 期	配 備 内 容	出動する対策班
本部の設置前	警戒配備体制	気象業務法に基づく気象情報又は警報（特別警報）を受け、警戒する必要が生じたとき	まちづくり振興課が情報収集にあたり、必要に応じて各課長と連携し、情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制をとる。	まちづくり振興課
	第１非常配備体制	(1) 小規模な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき (2) 震度４の地震が発生したとき	まちづくり振興課、建設課、各課長（各対策班長）及び各所属の少数の職員を召集し、情報収集及び連絡活動等を行い、必要に応じて応急措置を実施する。 状況により、第２非常配備体制に移行し得る体制をとる。	まちづくり振興課 建設課
本部の設置後	第２非常配備体制	(1) 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき (2) 震度５弱の地震が発生したとき (3) 必要により、町長が当該非常配備を指令したとき	関係各課（各対策班）の所要人員で、情報収集、連絡活動及び応急措置を実施する。 状況により、第３非常配備体制に直ちに切り替え得る体制をとる。	各対策班の所要人員（班長）
	第３非常配備体制	(1) 広域にわたる災害の発生が予想される場合、又は被害が特に甚大であると予想される場合において町長が当該非常配備を指令したとき (2) 震度５強以上の地震が発生したとき (3) 予想されない重大な災害が発生したとき	災害対策本部の全員をもって当たるもので状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制をとる。	全職員

注　被害の状況等により、上記基準により難いと認められる場合においては、臨機応変の配備体制をとる。

２　警戒・非常配備体制の活動要領

(1)　動員の方法

ア　統括班長（まちづくり振興課長）は、町長（本部長）の非常配備決定に基づき、各課長等（各対策班長）に対し、本部の設置及び非常配備を通知する。

イ　各課長等（各対策部長）は、アの通知を受けたときは、配備要員に対し、当該通知の内容を通知する。

ウ　配備要員（職員）は、各課長等（各対策班長）よりイの通知を受けたときは、直ちに所定の配備につく。

エ　各課長等（各対策班長）は、予め所属部署内職員への連絡系統図を作成し、所属職員に周知徹底しておく。

オ　本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに準じて行う。

(2)　動員の配備、伝達系統及び伝達方法

ア　勤務時間内の伝達系統及び伝達方法

(ｱ)　非常配備体制がとられた場合、又は本部が設置された場合、町長（本部長）の指示により、まちづくり振興課長（統活班長）は、総務課長（総務班長）に通知する。

(ｲ)　総務課長（総務班長）は、まちづくり振興課長（統括班長）の指示を受け、必要に応じて各課長等（各対策班長)、各職員（各班員）に通知する。

(ｳ)　各課長等（各対策班長）は、速やかに所属職員に通知するとともに、指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急措置を実施する体制を整える。

(ｴ)　伝達は、口頭、電話及び庁内放送等による。

図表　伝達系統（勤務時間内）

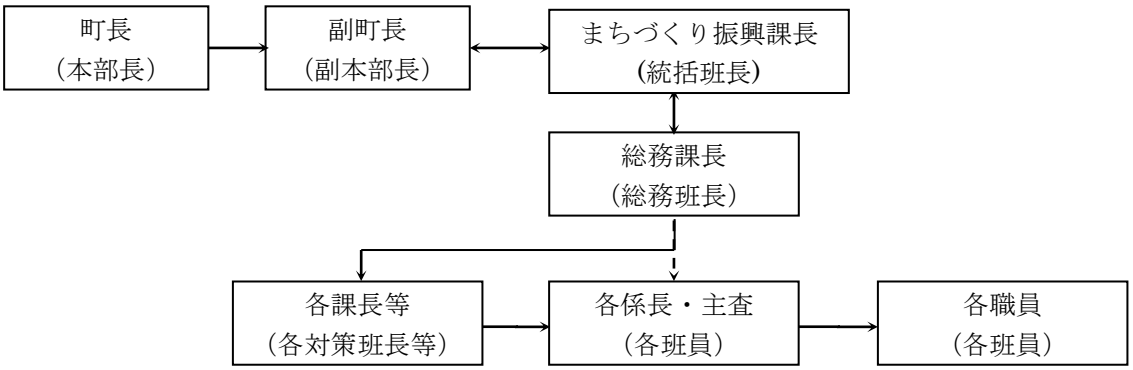

イ　勤務時間外の伝達系統及び伝達方法

(ｱ)　警備担当者は、次の情報を受けた場合は直ちにまちづくり振興課長（統括班長）へ連絡する。

ａ　気象警報等が後志総合振興局及びNTT東日本、NTT西日本から通報された場合

ｂ　災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められた場合

ｃ　災害発生のおそれのある異常現象の通報があった場合

(ｲ)　総務課長（総務班長）は、まちづくり振興課長（統括班長）の指示を受け、必要に応じて各課長等（各対策班長)、各職員（各班員）に通知する。

(ｳ)　非常配備体制がとられた場合、又は本部が設置された場合は、前号に準ずる。

(ｴ)　伝達は電話等により行う。

図表　伝達系統（勤務時間外）

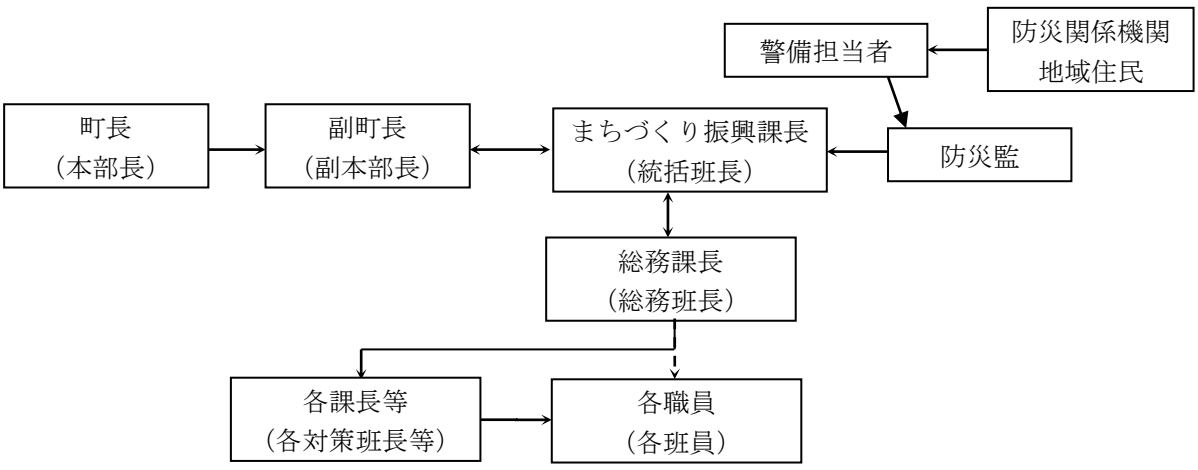

ウ　職員の緊急参集

(ｱ)　町長（本部長）は、勤務時間外、休日等に「非常配備体制」を発令したときは、職員の動員（招集）を指示する。

(ｲ)　職員は、勤務時間外、休日等において動員（招集）の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の情報により所属の長と連絡の上、又は自らの判断により直ちに所属、又は予め指定された場所に参集し配備につく。

a　本部が設置された場合は、電話、IP 告知端末、広報車、テレビ・ラジオ等により周知させるものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに参集する。

b　震度 4 以上の地震が発生したときは、該当する職員は自発的に参集する。

なお、震度 5 強以上の地震が発生した場合は、全職員が動員（招集）の指示を待つことなく、できる限り早期に参集できる有効な手段を用いて、参集する。

c　通信の途絶等により連絡がとれない場合、自らの判断により参集する。

(ｳ)　勤務時間外の参集時には、概ね次の事項に留意して行動する。

a　安全確認

自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認する。

b　参集者の服装及び携行品

応急活動に適した服装とし、ヘルメット等（なければ帽子）、手袋、タオル、着替え、水筒、食料、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を携行する。この際、携行物品に氏名・血液型を記載する。

c　被害状況の報告

参集途上において、被災状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告する。特に、病院・診療所、道路、橋りょう等の重要施設の被害状況は、所属の課長等（各対策班長等）に、詳しく報告する。

d　参集途上の緊急措置

参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、羊蹄山ろく消防組合消防署 喜茂別支署又は倶知安警察署 喜茂別交番等へ通報連絡するとともに、直ちに人命救助、近隣住民の協力を求めた消火活動など適切な措置をとり、職員本人はできる限り迅速な参集を行う。

エ　参集状況の把握

各課長（各対策班長）は、職員の参集状況について、次によりその内容を記録する。

(ｱ)　職員参集状況報告書（別記第 1 号様式）

(ｲ)　職員等安否確認調査票（別記第 2 号様式）

資料編〔様　　式〕　・職員参集状況報告書（別記第 1 号様式）
資料編〔様　　式〕　・職員等安否確認調査票（別記第 2 号様式）

(3)　警戒配備体制下の活動

警戒配備体制下において、まちづくり振興課長（統括班長）は、気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報、災害状況等の情報収集を行う。

(4)　非常配備体制下の活動

第 1～3 非常配備体制下における活動の要点は、概ね次のとおりである。

ア　第１非常配備体制下の活動

(ｱ)　まちづくり振興課長（統括班長）は、気象台その他防災関係機関と連絡をとり、気象情報、災害状況等の情報収集を行う。

(ｲ)　まちづくり振興課長（統括班長）は、関係する各課長（各対策班長）に収集情報を提供し、各対策班の活動状況等を把握する。

(ｳ)　関係する各課長（各対策班長）は、まちづくり振興課長（統括班長）からの情報又は連絡に即応し、情報に対応する措置を検討するとともに、待機職員に随時、巡回活動等の必要な指示を行う。

イ　第２非常配備体制下の活動

(ｱ)　町長（本部長）は、本部の機能を円滑にするため、必要に応じて災害対策本部会議を開催する。

(ｲ)　各課長（各対策班長）は、所掌事務に係る情報の収集伝達体制を強化する。

(ｳ)　まちづくり振興課長（統括班長）は、各課長（各対策班長）及び防災会議構成機関と連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、その状況を町長（本部長）に報告する。

(ｴ)　各課長（各対策班長）は、次の措置をとり、その状況をまちづくり振興課長（統括班長）に報告する。

ａ　災害の現況を対職員に周知し、所要の人員を非常配備につかせること。

ｂ　装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災地区（被災予定地）へ配置すること。

ｃ　関係する対策部及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

ウ　第３非常配備体制下の活動

各課長（各対策班長）及び全職員は、災害対策活動に全力を集中するとともに、まちづくり振興課長（統括班長）を通じて、その活動状況を随時、町長（本部長）に報告する。

第４　住民組織等への協力要請

災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、町長（本部長）は、災害の状況により必要と認めた場合、住民組織等に対し、次の災害対策活動の応援協力を要請する。

１　協力要請事項

住民組織等に対して協力を要請する事項は、概ね次のとおりである。

(1)　災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。

(2)　緊急避難のための一時避難場所及び被災者の収容のための避難所の管理運営に関すること。

(3)　災害情報の収集及び災害対策本部への連絡に関すること。

(4)　災害情報等の住民に対する広報に関すること。

(5)　避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関すること。

(6)　災害箇所の応急措置に関すること。

(7)　災害対策本部員が行う人員、物資等の輸送に関すること。

(8)　その他救助活動に必要な事項で、町長（本部長）が協力を求める事項

２　担当対策班

住民組織等の活動についての担当は、協力を求める種別によって、関係する対策班とする。

３　自主防災組織への協力要請

(1)　自主防災組織の育成については、「第 4 章 第 5 節 自主防災組織の育成等に関する計画」による。

(2)　自主防災組織が組織された場合にあっては、町長（本部長）は、自主防災組織に協力を要請する。

第２節　気象業務に関する計画

暴風、大雨、大雪、洪水による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震を除く。）及び水象（地震に密接に関連するものを除く。）等の予報（注意報を含む。）、警報並びに情報等の伝達方法、及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は、次のとおりである。

第１　特別警報、警報、注意報並びに情報等の通報及び伝達

気象等に関する注意報、警報及び火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号)、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）の規定に基づき行われるもので、本町における特別警報、警報、注意報の種類、発表基準、伝達方法等は次のとおりである。

１　予報区

町が該当する一般予報区（※1）及び警報・注意報に用いる細分区域名は、次のとおりである。

区　　分	概　　要
府県予報区名（担当気象官署）	石狩・空知・後志地方
一次細分区域名（※2）	後志地方
市町村等をまとめた地域（※3）	羊蹄山麓（倶知安町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町）

※1 一般予報区は、国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当)、全国予報区を 11 に分割した地方予報区、地方予報区をさらに 56 に分割した府県予報区に分かれている。北海道は全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と、7 つの府県予報区に分かれている。

※2 一次細分区域は、府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定している。北海道においては、オホーツク総合振興局管内は網走地方･北見地方･紋別地方､その他は総合振興局又は振興局単位の地方とする。

※3 市町村等をまとめた地域は、二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

２　気象情報等の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

(1)　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が[高]・[中]の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

(2)　地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第 11 条及び気象官署予報業務規則第 47 条に明記されているとおり、観測成果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に厳しい雨が同じ場所で降り続いているときは、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する○○地方気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

(3)　台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される情報。

(4)　記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害（地すべり、崖崩れ、土石流）や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

(5)　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、※ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される情報。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

※ ダウンバースト

局地的・短時間に上空から吹く極端に強い下降気流

３　気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位等については、以下のウェブサイトでＰＣやスマートフォン、携帯電話から確認することができる。

(1)　気象情報

気象庁

ア　あなたの街の防災情報

https://www.jma.go.jp/bosai/

イ　気象警報・注意報

https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning

ウ　アメダス

https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas

エ　雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）

https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/

オ　洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood

カ　浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund

(2)　雨量・河川水位

国土交通省、川の防災情報

ア　【ＰＣ版】http://www.river.go.jp/

イ　【スマートフォン版】http://river.go.jp/s/

ウ　【携帯版】http://i.river.go.jp/

４　特別警報、警報、注意報の種類並びに発表基準

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。

また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

種　　類	概　　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪等によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警　　報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注　意　報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

(1)　特別警報

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として、降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）を発表する。

発表する特別警報の種類及び発表基準例は、次のとおりである。

なお、大津波警報、噴火警報、緊急地震速報についても特別警報に位置づける。

種　類	概　要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（噴火警戒レベル 4 以上）及び噴火警報（居住地域）を特別警報に位置づける。）
地震（地震動）	震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合または長周期地震動階級４が予想される場合 （緊急地震速報（震度 6 弱以上）を特別警報に位置づける。）

※土砂崩れの特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。

(2)　気象警報発表基準（令和 6 年 5 月現在）

大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	11	
	（土砂災害）	土壌雨量指数基準	138	
洪水		流域雨量指数基準	尻別川流域＝32、喜茂別川流域＝16.2、オロウエンシリベツ流域＝15.5	
暴風		平均風速	陸上	18m/s
暴風雪		平均風速	陸上	16m/s 雪による視程障害を伴う
大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 50cm	

※大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害）は「大雨警報（浸水害)」、(土砂災害）は「大雨警報（土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。

(3)　気象注意報発表基準（令和 6 年 5 月現在）

大雨	表面雨量指数基準	7
	土壌雨量指数基準	84
洪水	流域雨量指数基準	尻別川流域＝25.6、喜茂別川流域＝12.9、オロウエンシリベツ川流域＝12.4
	複合基準※1	喜茂別川流域＝（6、10.3）
強風	平均風速	13m/s
風雪	平均風速	11m/s 雪による視程障害を伴う

大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30cm
雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪	70mm 以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
濃霧	視程	200m
乾燥	最小湿度 30%　実効湿度 60%	
なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上	
低温	5月～10月：（平均気温）平年より5℃以上低い日が2日以上継続 11月～4月：（最低気温）平年より8℃以上低い	
霜	最低気温 3℃以下	
着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	

※土壌雨量指数：土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。
※１（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表してます。

(4)　記録的短時間大雨情報（令和 5 年 6 月現在）

記録的短時間大雨情報	1 時間雨量 80mm

(5)　地面現象注意報及び警報

地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。
地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。

(6)　浸水注意報及び警報

浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。
浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。

(7)　洪水注意報及び警報（令和 6 年 5 月現在）

洪水警報	はん濫注意情報 はん濫警戒情報 はん濫発生情報	雨量基準	－
		流域雨量指数基準	尻別川流域=32、喜茂別川流域=16.2、オロウエンシリベツ川流域=15.5
		複合基準	－
洪水注意報	はん濫注意情報	雨量基準	－
		流域雨量指数基準	尻別川流域=25.6、喜茂別川流域=12.9、 オロウエンシリベツ川流域=12.4
		複合基準	喜茂別川流域=6.103

※洪水の欄中、「○○川流域＝30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
※流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに 5km 四方の領域毎に算出する。

(8)　気象注意報

大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし、「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。
雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する厳しい気象現象による人や建物への被害により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、大気の乾燥により火災・延長等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあるときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線等の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の被害が発生する（気温０℃付近で発生しやすい）おそれがあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれがあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるときに発表される。

(9)　防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて

情報	とるべき行動	警戒レベル
・大雨特別警報 ・氾濫発生情報 ・キキクル(危険度分布) 「災害切迫」(黒)	町が警戒レベル５緊急安全確保を発令する判断材料となる情報。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル５に相当。 何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっており、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する。	警戒レベル５相当
・土砂災害警戒情報 ・キキクル（危険度分布） 「危険」(紫) ・氾濫危険情報	町が警戒レベル４避難指示を発令する目安となる情報。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 災害が想定されている区域等では、町からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をする。	警戒レベル４相当
・大雨警報（土砂災害）※１ ・洪水警報 ・キキクル（危険度分布） 「警戒」(赤) ・氾濫警戒情報	町が警戒レベル３高齢者等避難を発令する目安となる情報。高齢者等か危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 災害が想定されている区域等では、町からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者以外の方もキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をする。	警戒レベル３相当
・キキクル（危険度分布） 「注意」(黄) ・氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。	警戒レベル２相当
・大雨注意報 ・洪水注意報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２。 ハザードマップ等により災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。	警戒レベル２
・早期注意情報 注：大雨に関しては［高］又は［中］が予測される場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１。 最新の防災気象情報に留意するなど、災害への心構えを高める。	警戒レベル１

※１　夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等が危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。

※２　土砂崩れ及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

５　特別警報、警報、注意報の伝達

(1)　気象特別警報、警報、注意報の受理及び報告

ア　気象特別警報、警報、注意報等は、勤務時間中はまちづくり振興課が、勤務時間外は、警備担当者が受理する。

イ　勤務時間外に気象特別警報、警報、注意報等を受けたときは、気象通報受理簿（兼送信票）（別記第 3 号様式）に記載するとともに、次に掲げる警報については、防災監に連絡する。

〔連絡する気象警報…暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水〕

ウ　気象通報受理簿（兼送信票）は、防災監が掌握する。

エ　防災監は、気象注意報及び警報を受理した場合、速やかにまちづくり振興課長に報告するとともに、必要に応じて関係課長等に連絡する。

資料編〔様　　式〕　・気象通報受理簿（兼送信票）（別記第 3 号様式）

(2)　伝達系統

気象注意報及び警報は、次のように伝達系統により、電話、IP 告知端末、ファクシミリその他最も有効な方法を用いて通報、又は伝達する。

なお、特別警報の内容については、気象庁自ら報道機関の協力を求めること等により周知するほか、都道府県に対しては市町村への通知を、市町村に対しては住民等への周知の措置をそれぞれ義務付けられている。そのため、町は、既存の通信網や道及び防災機関、報道機関の放送網を活用し、住民へ確実に伝達する体制とする。

図表　特別警報、警報、注意報の伝達系統図

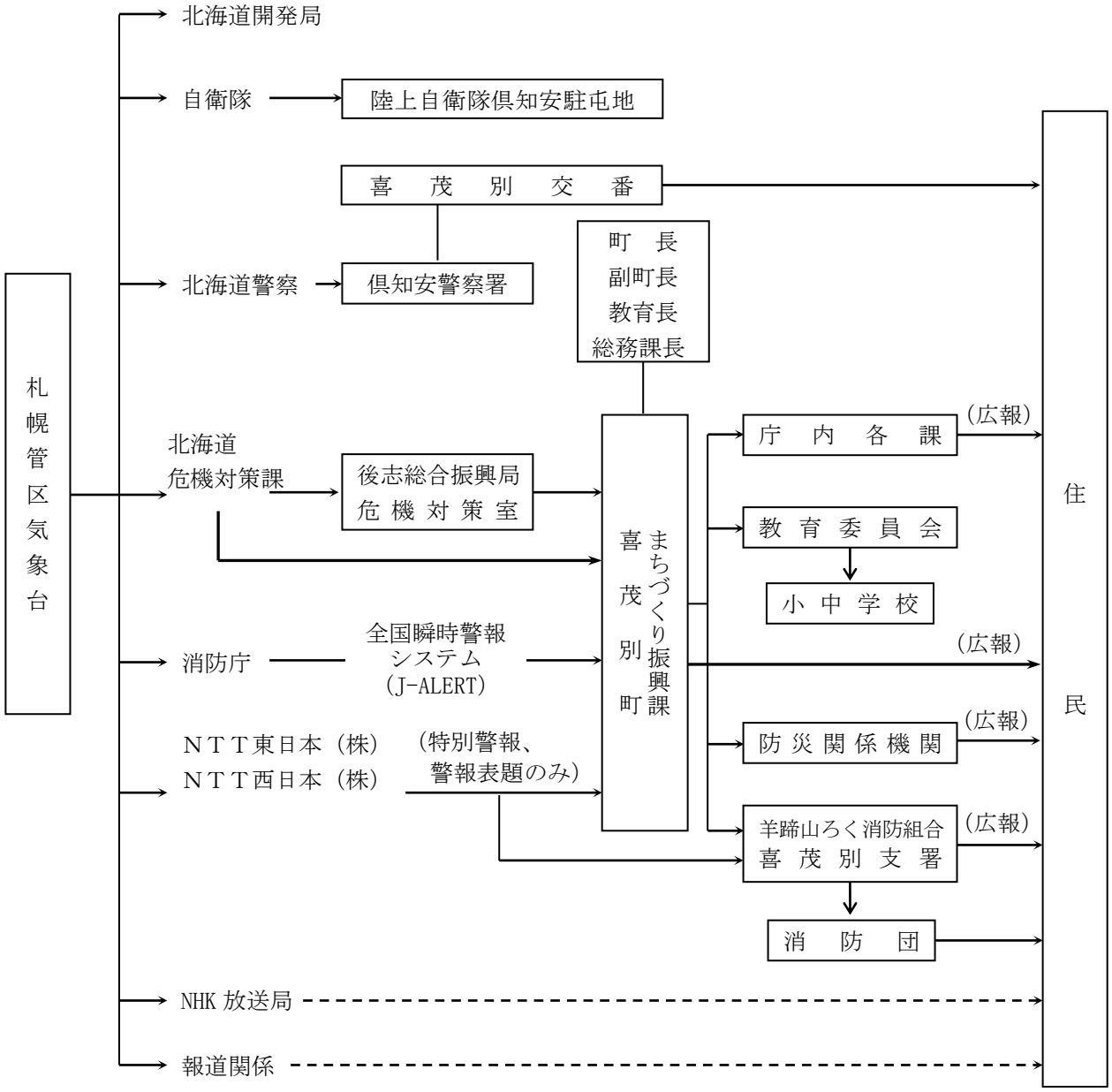

※ 図中太線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知が義務付けられている経路

(3) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）

キキクルの種類と概要

種　類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布※	大雨による土砂災害（地すべり、崖崩れ、土石流）発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１㎞四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。2 時間先の雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まって

	いる場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：何らか災害がすでに発生している可能性が極めて高い状態で警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上１㎞四方の領域ごと５段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１㎞ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状態で警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動が必要とされる警戒レベル２に相当。

６　水防活動用気象警報及び気象注意報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報、警報及び特別警報により代行される。

(1)　種類

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用気象警報	大雨警報又は 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動の利用に適合する注意報	**一般の利用に適合する注意報**	**発表基準**
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき

(2)　指定河川洪水予報（水防法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）

ア　指定河川及び担当

水系名	河　川　名	担　　当
尻別川	尻別川	札幌管区気象台・小樽開発建設部

イ　洪水予報の種類及び発表基準等

種　類	発表基準	とるべき行動	警戒レベル
氾濫注意情報 解除	基準地点の水位が氾濫注意水位を下回ったとき		
氾濫注意情報 （洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認。	警戒レベル ２相当
氾濫警戒情報 （洪水警報）	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	地元の自治体が警戒レベル３高齢者等避難を発令する目安となる情報。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３相当。 災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も避難の準備をしたり自ら避難の判断を行う。	警戒レベル ３相当
氾濫危険情報 （洪水警報）	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を越え、更に水位の上昇が見込まれるとき	地元の自治体が警戒レベル４避難指示を発令する目安となる情報。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても自らの避難の判断を行う。	警戒レベル ４相当
氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫が発生したとき	地元の自治体が警戒レベル５緊急安全確保を発令する判断材料となる情報。災害がすでに発生していることを示す警戒レベル５に相当。 災害がすでに発生している状況となっている。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保。	警戒レベル ５相当

ウ　伝達系統

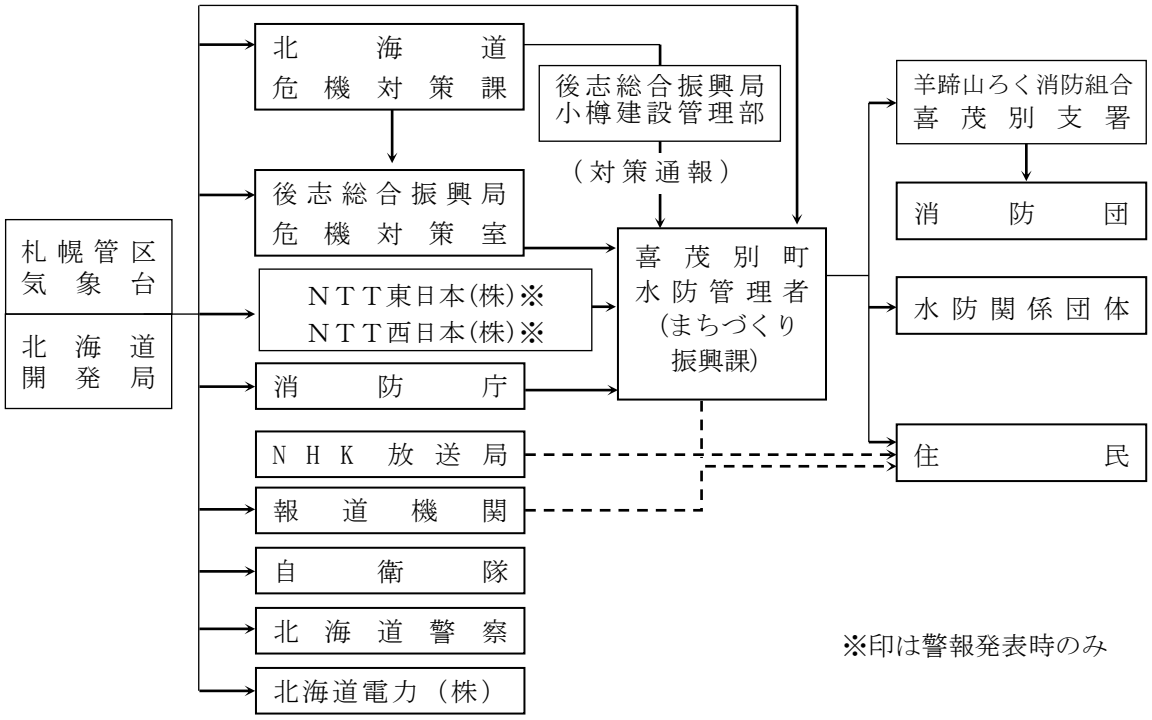

(3)　水防警報（水防法第 16 条第 1 項）

ア　水防警報指定河川名（知事指定）

水　系　名	河　川　名	実施機関
尻別川	尻別川	小樽開発建設部

イ　伝達系統

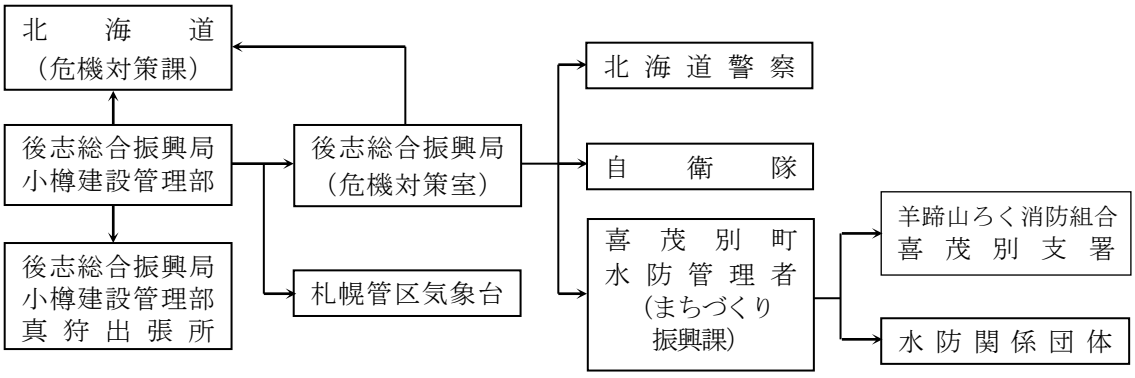

7　雨量情報・水位情報

(1)　予報基準地点と基準水位

町内を流れる河川の雨量・水位情報は、国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」にて確認することができ、雨量情報・水位情報及び基準水位は、以下のとおりである。

図表　雨量観測地点

水系	河川名	観測所名	観測地点（所在地）	標高
石狩川	豊平川	中山峠	喜茂別町字川上国有林（蓬莱山山頂付近）	980m
尻別川	尻別川	双葉	喜茂別町字双葉	338m
尻別川	その他	喜茂別(気象)	喜茂別町字伏見	264m

図表　観測地点と基準水位

河川名	観　測　所　名 （所在地）	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
尻別川	喜茂別町字相川 （相川橋から上流約 90m）	253.81m	255.06m	255.60m	256.47m
喜茂別川	喜茂別町字知来別 40 番地 1 （知来別橋地点）	275.01m	275.63m	275.98m	276.33m

図表　（参考）雨量観測地点の位置図と水位の危険度レベル、水位の名称等

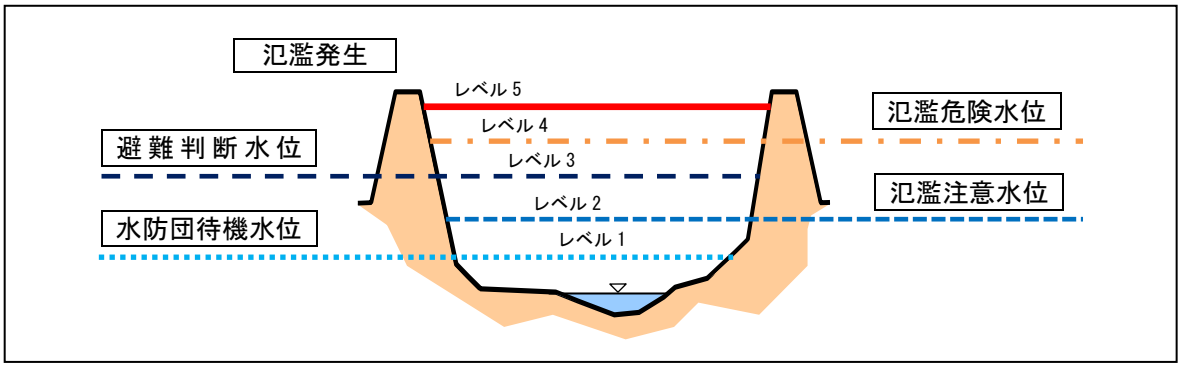

水位の 危険度レベル	水位の名称	発表する洪水予報	町・住民に求める行動等
レベル１	水防団待機水位	（発表なし）	水防団待機
レベル２ （注意）	氾濫注意水位	氾濫注意情報	水防団出動
レベル３ （警戒）	避難判断水位	氾濫警戒情報	危険な場所から高齢者等は避難
レベル４ （危険）	氾濫危険水位	氾濫危険情報	危険な場所から全員避難
レベル５	氾濫の発生	氾濫発生情報	直ちに安全確保

(2)　通報系統

雨量水位観測通報系統は、以下のとおりである。

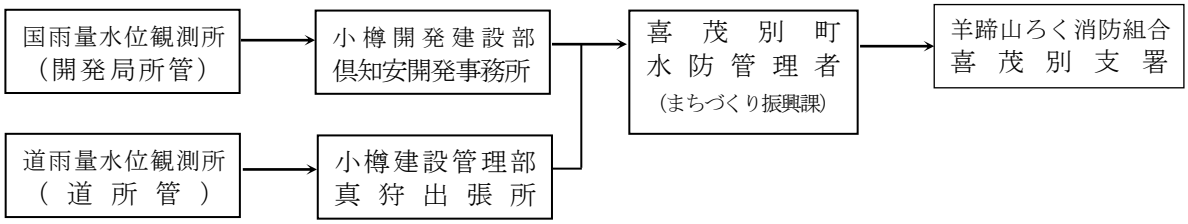

８　土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害（地すべり、崖崩れ、土石流）が発生する危険性が高まったときに、町長が防災活動・避難指示の判断や、住民の自主避難の判断の参考となるよう、後志総合振興局と札幌管区気象台が共同で発表される。各地区で危険度が高まっている詳細の領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。

伝達は次の系統により行う。

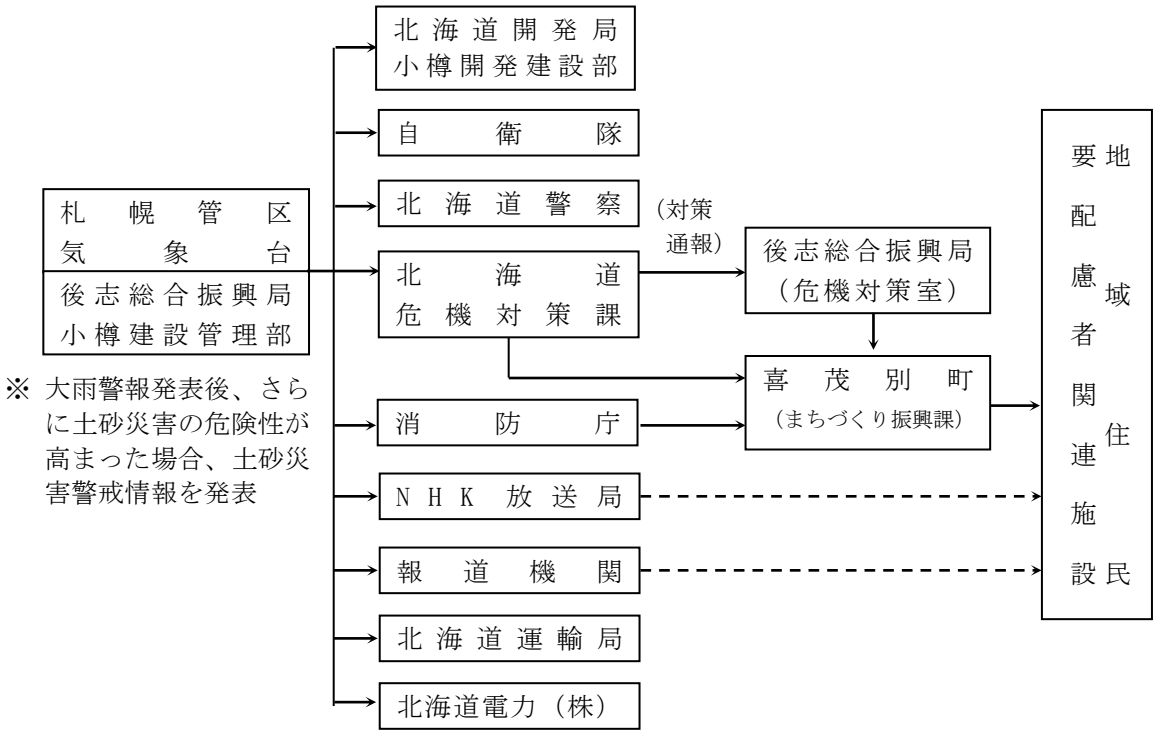

９　火災に関するもの

(1)　火災気象通報

火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第 22 条の規定に基づき、気象官署から各振興局長に通報されるものである。

通報された振興局長は、管内市町村長に通報する。

ア　通報基準

発表官署	通報基準
札幌管区気象台	実効湿度が 70%以下であって、最小湿度が 40%以下となり、かつ最大風速が 14m/s 以上が予想される場合。但し、平均風速が 14m/s 以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

イ　伝達系統

伝達系統は次のとおりとする。

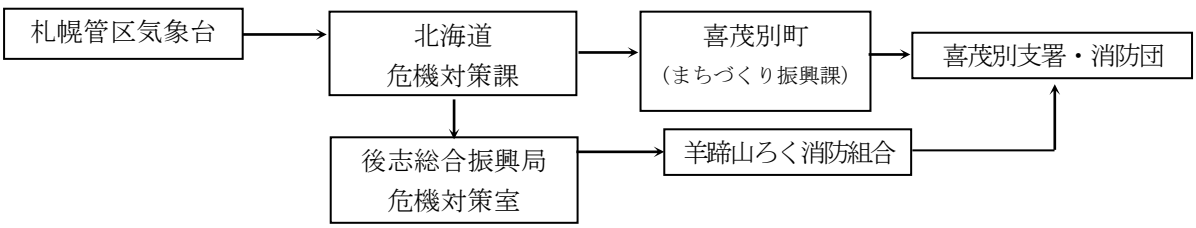

(2)　林野火災気象情報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は「第８章 第５節 林野火災対策計画」により実施する。

10　気象台ホットライン

札幌管区気象台は、災害が予想されそうな顕著な気象現象の場合、気象台の担当課長が防災監へ、特に状況が切迫している場合には気象防災部長が町長に、それぞれ気象台ホットライン（防災連絡専用電話）を直接かけて、段階的に気象台が持つ危機感が伝達される。

第２　異常現象を発見した者の措置等

１　発見者の通報義務

災害が発生した場合又は異常現象（局地的な豪雨、森林火災、異常水位、堤防の溢水又は決壊等）発見者は、次により、速やかに町、倶知安警察署 喜茂別警察官駐在所、羊蹄ろく消防組合 喜茂別支署等に通報する。

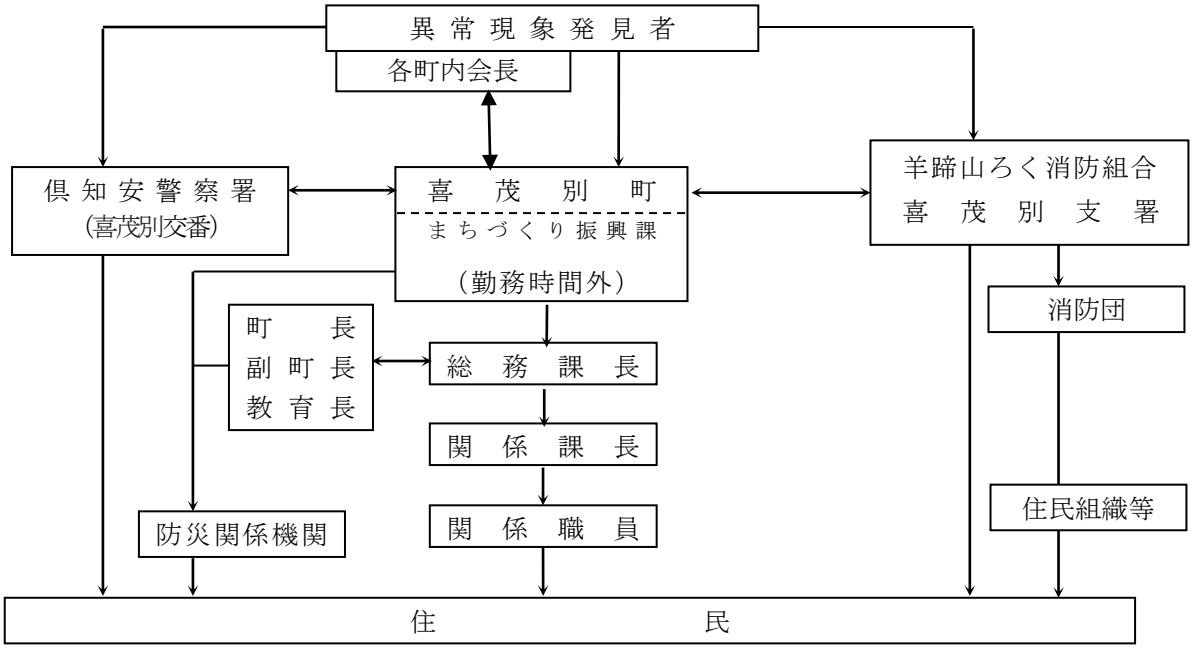

２　町への通報

異常現象を発見した場合、又は発見者から通報を受けた場合は、災害情報連絡系統図により直ちに町（まちづくり振興課）に通報する。

３　町から防災関係機関への通報及び住民への通知

(1)　町長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により必要に応じ防災関係機関に通報するとともに住民に周知する。

(2)　防災関係機関への通報及び住民への通知は、災害情報連絡系統図による。

４　通報の取扱い

(1)　勤務時間外の通報は、羊蹄山ろく消防組合 喜茂別支署、警備担当者が受理し、防災監に通報し、防災監からまちづくり振興課長に報告する。

(2)　まちづくり振興課は、発見者又は羊蹄山ろく消防組合 喜茂別支署からの通報を受けたときは、町長又は副町長、教育長、総務課長に報告するとともに事務処理に当たる。

５　災害情報等の収集及び報告

(1)　災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、速やかに災害情報及び被害状況を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、防災関係機関に対し、災害情報連絡系統図により災害情報等を連絡する。

(2)　災害が発生した場合は、道が定める災害情報報告取扱要領に基づき、その状況を北海道防災情報システムにより後志総合振興局長に報告する。

後志総合振興局（地域創生部危機対策室）	
ア　電話（ＮＴＴ回線）	0136-23-1345
イ　ＦＡＸ（ＮＴＴ回線）	0136-22-0948
ウ　総合行政情報ネットワーク	6-350-2193

第４章　災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

国、道及び町は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、国、道、町及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、国、道及び町は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、道は、町に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。

また、町は、管内において災害が発生するおそれがある区域（以下「災害危険区域」という。）及び災害時孤立地区を把握し、道、町及び防災関係機関は、これらの地域における備蓄や資機材の整備、訓練の実施など事前防災に取り組むものとする。

第１　災害危険区域等（重要警戒区域及び整備計画）

１　災害危険区域

町内において災害の発生が予想される災害危険区域は、資料編に掲載する資料 9 から 11

区分		該当箇所数	備考
水防区域		4 箇所	資料 9
地すべり・がけ崩れ等危険区域	地すべり防止区域	4 箇所	資料 10
	急傾斜地崩壊危険区域	11 箇所	
土砂災害警戒区域		39 箇所	資料 10
土砂災害特別警戒区域		21 箇所	資料 10
山地災害危険地区	山腹崩壊危険地区	13 箇所	資料 11

	崩壊土砂流出危険地区	67 箇所	

※ 出典：「被害想定調査（災害危険区域現地調査)」の第 1 表～第 6 表より該当項目を掲載。
※ 山地災害危険地区は、林野庁「山地災害危険地区調査」の該当箇所を掲載。

２　危険物取扱所等

町内における危険物取扱所等の所在は、資料 12 のとおりである。

区　　分	該当箇所数	備考
危険物取扱所等	31 箇所	資料 12

資料編〔災害危険区域等〕　・水防区域（資料 9）
資料編〔災害危険区域等〕　・地すべり・がけ崩れ等危険区域（資料 10）
資料編〔災害危険区域等〕　・土砂災害警戒区域（資料 10）
・土砂災害特別警戒区域（資料 10）
資料編〔災害危険区域等〕　・山地災害危険地区（資料 11）
資料編〔災害危険区域等〕　・危険物所在一覧（資料 12）

第１節　防災思想・知識の普及･啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び住民に対する災害予防応急対策等防災知識の普及は、次のとおりである。

第１　実施責任

１　防災関係機関全般

防災関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

２　町及び道

(1)　教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施する。

(2)　住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

(3)　過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

(4)　住民への防災知識の普及・啓発においては、防災知識や技術を身につけた※北海道地域防災マスター等の地域の防災活動におけるリーダーの育成に努め、連携を図る。

※ 北海道地域防災マスター

北海道が認定する地域における防災リーダーで、消防や市町村等で防災業務を経験してきた方が振興局ごとに開催する研修を修了し、指導者としての心構えなどを身につけた上で認定される。

なお、北海道地域防災マスターの活動はあくまでボランティアで行われるものである。

第２　配慮すべき事項

１　東日本大震災をはじめとする我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及、啓発に努める。

２　要配慮者に十分配慮し、地域において支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。

３　社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

４　防災と福祉の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

第３　普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行う。

１　各種防災訓練への参加及び段階的な防災訓練の企画・実施

２　町広報誌、町ホームページ、ＩＰ告知端末、スマートホンアプリ(ＪＣ－Ｓmart)の活用

３　新聞、テレビ、ラジオ、有線放送施設、インターネットの活用

４　テキスト、マニュアル、パンフレットの配布

５　映画、スライド、ビデオ、パネル等の活用

６　広報車両の利用
７　学校教育、社会教育を通しての普及
８　研修、出前講座、講演会等の開催
９　その他

第４　普及・啓発を要する事項

１　喜茂別町地域防災計画の概要
２　災害に関する一般的知識
３　自助（備蓄）の心得

４　災害の予防措置

(1)　自助（備蓄）の心得
(2)　防災の心得
(3)　火災予防の心得
(4)　台風襲来時の家庭の保全方法
(5)　農作物の災害予防事前措置
(6)　その他

５　災害の応急措置

(1)　災害対策の組織、編成、分掌事項
(2)　災害の調査及び報告の要領・方法
(3)　防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
(4)　災害時の心得
　ア　（家庭内、組織内の）連絡体制
　イ　気象情報の種別と対策
　ウ　避難時の心得
　エ　被災世帯の心得

６　災害復旧措置

(1)　被災農作物に対する応急措置
(2)　その他

７　その他必要な事項

第５　学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発

１　学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
２　児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。
３　防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実体に応じた内容のものとして実施する。
４　社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第６　普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、火山防災の日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第２節　防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、次のとおりである。

第１　訓練実施機関

訓練は、町をはじめとする災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して実施する。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた住民等、地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

更に、女性の参加割合を高めるなど男女共同参画に努める。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

第２　訓練の種別

町主催の防災訓練は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を段階的に実施する。

１　水防訓練
２　土砂災害に係る避難訓練
３　消火訓練
４　救難救助訓練
５　情報通信訓練
６　非常招集訓練
７　避難誘導訓練(個別避難訓練を含む。)
８　避難所開設（内部配置）訓練
９　物資輸送訓練(搬送訓練を含む。)
10　応援・受援訓練
11　総合防災訓練
12　防災図上訓練
13　防災関連システムの操作習熟訓練
14　その他災害に関する訓練

第３　防災会議が主唱する訓練

町及び道防災会議構成機関は、別に定める要領により共同して次の訓練を行う。

１　防災総合訓練

防災総合訓練は、次により行う。

(1)　主　　唱　道防災会議（振興局協議会）
(2)　実 施 機 関　防災会議構成機関及び関係市町村

(3)　実 施 内 容　地震災害、風水害、雪害等を想定した応急対策活動を中心に総合的に実施する。

２　災害通信連絡訓練

災害通信連絡訓練は、次により行う。

(1)　主　　唱　道防災会議

(2)　実 施 機 関　防災会議構成機関及び市町村等

(3)　実 施 内 容　通信障害時における災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。

３　防災図上訓練

防災図上訓練は、次により行う。

(1)　主　　唱　道防災会議

(2)　実 施 機 関　防災会議構成機関及び市町村等

(3)　実 施 内 容　各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

第４　相互応援協定に基づく訓練

町、道及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施する。

第５　民間団体等との連携

町、道及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、相互応援協定を締結している民間団体、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等との共同訓練を実施する。

また、避難誘導訓練を実施する場合は、避難対象地域に所在する学校（児童生徒等）を含めて訓練を実施するよう努める。

第６　自主防災組織等が行う訓練への支援

町は、「北海道地域防災マスター」等の地域における防災リーダーと連携しながら、自主防災組織等が行う防災訓練への支援を行う。

第７　複合災害に対応した訓練の実施

町及び防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した住民参加型の段階的な図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて※ＡＡＲ（検討会）を実施し、教訓・反映事項を明確にして職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての実効的な計画・マニュアル等の充実に努める。

※ＡＡＲ（Ａｆｔｅｒ　Ａｃｔｉｏｎ　Ｒｅｖｉｅｗ）

第３節　物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

道、町及び関係機関は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）にあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者、女性、子ども向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害木協定を締結した民間事業者等の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

なお、町内における災害時に必要な物資及び資機材等（以下、本節では「防災資機材等」とする。）の備蓄及び保管場所の整備に関しては、別に定める「防災資機材等備蓄施設整備計画」により実施する。

第１　食料その他の物資の確保

１　町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資について、次の事項に留意しながら備蓄するものとし、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）を推計し、推計した必要備蓄量（住民及び事業者が行う備蓄分を除く。）の確保を目指すよう努めるものとする。

また、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。

(1)　観光地や昼夜間人口が大きく異なる地域は、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮して備蓄すること。

(2)　アレルギー対応食や流動食のほか、熱中症対策として塩分タブレットや冷却グッズを備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。

(3)　厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に災害時孤立地区の備蓄の充実を図ること。

(4)　備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、災害時孤立地区における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。

［備蓄品の例］

食料･･･米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク、塩分タブレット

飲料水･･･ペットボトル水

生活必需品･･･毛布、防寒具、哺乳びん、トイレットペーパー、生理用品、おむつ（小児用・大人用）、冷却タオル

衛生用品･･･マスク、消毒液

燃料･･･ガソリン、灯油、固形燃料、カセットガス

その他･･･携帯トイレ等、発電機、投光器、水袋、スポットクーラー、扇風機、ストーブ（電源不要なもの)、段ボールベッド等の簡易ベッド 、パーティション、ブルーシート、土のう袋、ライター、マッチ、カセットコンロ、使い捨てカイロ

２　道は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、不足が懸念される物資や、町の区域を超えた利用が想定される物資の備蓄に努めるとともに、あらかじめ民間事業者等と災害協定を締結するなど、町が自ら食料その他の物資の調達等を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の調達体制の整備に努める。

３　道及び町は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

また、備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。

第２　防災資機材の整備

町及び道は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図る。町は、非常用発電機の整備のほか、暑熱期や積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、冷暖房器具・燃料等の整備に努める。

この際、各避難所施設には、入浴施設が完備されていないことから移動可能な組立式シャワーの確保に努め、長期の避難対応に備える。

第３　災害時等における生活必需物資の調達に関する協定

平常時の物資備蓄にかかる空間的及び金銭的コストを抑制し、かつ災害時における住民生活の早期安定を図るため、民間事業者等との災害時における生活必需物資の調達に関する協定の締結を進めていく。

資料編〔条例・協定等〕　・災害時における協定一覧（資料 26）

第４　防災資機材等備蓄施設整備計画

町は、応急対策の円滑な実施のために、必要な防災資機材等を備蓄する施設の整備を図り、具体的な物資の種類、備蓄施設、備蓄方針等を定め、計画的な備蓄及び防災資機材等の充実に努める。

１　備蓄施設の整備

防災資機材等の備蓄に当たり、町の備蓄施設の名称及び位置は、次のとおりである。

今後は、旧町職員独身寮を備蓄拠点として活用し、備品保管場所の集約化を図る。

また、あわせて、緊急輸送道路となる国道 230 号・276 号及び備蓄拠点の周辺にある空き地等を救援物資等の集積拠点として指定し、大規模災害時における物資の集積・運搬に活用する。

２　防災資機材等の備蓄状況

救援備蓄物資、防災資機材の現況は、資料 15・16 のとおりである。

資料編〔物資・資機材〕　・救援備蓄物資一覧（資料 15）
資料編〔物資・資機材〕　・防災資機材保有状況（資料 16）

３　防災資機材等の備蓄方針

町は、備蓄施設及び町内事業所と協力して、食料、飲料水、生活必需品、感染症対策のためのマスク、消毒液等の救援物資の段階的な備蓄を推進する。

また、停電時や冬期の災害に備え、発電機及び暖房器具等の非常用機材の備蓄を推進する。

４　北海道石油業協同組合連合会（以下「北石連」という。）小樽地方石油業協同組合との「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」の締結に係る事項

(1) 北海道胆振東部地震(平成３０年)に伴い北海道全域に及んだ大規模停電に際しては、病院や避難所等の重要施設等に対して、道や一部の市町村において、北石連との協定に基づき、組合員であるガソリンスタンドから燃料の優先供給が実施された。

(2) 積雪寒冷な本町においては、ガソリンや灯油などの燃料確保が住民の生命に直結する課題であることから、令和５年７月末に災害時における(石油類)燃料の供給等に関する小樽地方石油業組合と本町との協定を締結するとともに、同年１０月末には、後志総合振興局産業振興部及び小樽地方石油業組合事務局との災害時の燃料供給に係る情報伝達訓練に参加し、円滑な燃料供給体制の構築を図った。

引き続き、関係機関との連携を継続する。

第５　ヘリポートの確保

町は、緊急輸送道路が荒廃により車両の通行が困難となった場合、ヘリポートを確保し、救援物資補給の万全を図る。

１　農村環境改善センター　（緯度：42.4745、経度：140.5648）

２　喜茂別町営球場　（緯度：42.4743、経度：140.5611）

第４節　相互応援（受援）体制整備計画

町をはじめとする災害予防責任者が、その所掌事務又は業務について災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の者を応援する又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるための対策は、次のとおりである。

第１　基本的な考え方

町をはじめとする災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO 等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災者のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、派遣職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるものとし、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

第２　相互応援（受援）体制の整備

１　道は、市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、市町村の受援計画の作成及びその実効性の確保に向け、日頃から適切な助言や災害対策上必要な資料の交換を行なうとともに、市町村間の相互応援が円滑に進むよう、配慮するものとする。

２　町は、道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、予め連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。

３　町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、予め相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

４　町は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

第３　災害時におけるボランティア活動の環境整備

１　道及び町は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事

業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への参加の促進を図るものとする。

2　道及び町は、平時から地域団体、ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ＮＰＯ・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。

3　道及び町は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

4　道、町及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

5　道及び町は、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

6　道及び町は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

7　道は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、道内において活動を行う災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の育成･機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や都道府県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（北海道社会福祉協議会）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、道及び町は、国が整備する登録団体データベースを活用するなどして、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努めるものとする。

8　町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、令和５年８月下旬に締結した社会福祉法人 喜茂別町社会福祉協議会との「災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書」に基づき、災害ボランティアセンターを設置・運営する。

(1)　災害ボランテイアセンターの設置場所

ア　ふれあい福祉センター

イ　ふれあい福祉センターが利用困難な場合、町が代替施設を確保するものとする。

(2)　災害ボランティアセンターの運営

災害ボランティアセンターの運営は、社会福祉法人 喜茂別町社会福祉協議会が主体に運営するものとする。

(3)　災害ボランティアセンターの費用負担

災害ボランティアセンターの費用は、町が負担するものとする。

9　災害ボランティアの募集要領

災害ボランテイアの募集の際は、町ホームページ等に掲載する。

第５節　自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努める。

第１　地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設立及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団や防災士、要配慮者に日頃から関わる福祉関係者等の多様な主体と連携し、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努め、住民の自発的な防災活動の促進を醸成する。

第２　事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、制度の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第３　自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、予め組織内の役割分担を定めておく。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

１　自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模である各町内会及び各地区会ごとに編成する。

２　他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

３　自主防災組織を結成するための要件

(1)　地域の住民が組織結成に合意し、規約、組織、活動内容を定めることで成立する。

(2)　町の許可や届出の手続きについては必要はないが、各町内会や各地区会ごとに、自主防災組織を結成した場合は、まちづくり振興課防災監に通報する。

第４　自主防災組織の活動

１　平常時の活動

(1)　防災知識の普及等

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、月１回程度の独居高齢者世帯宅等への訪問により、健康状態の把握や安否確認

を実施し、避難行動要支援者の個別避難要領に資するものとする。

(2)　防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、段階的に繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられることから、訓練を計画する際には、各町内会及び各地区会の特性を考慮する。

ア　情報収集伝達訓練

町及び防災関係機関からの情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を町又は防災関係機関へ通報するための訓練

イ　消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する訓練

ウ　避難訓練

災害時の状況に応じた避難の要領を熟知するとともに、最適な避難経路を選定し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるように行う訓練

エ　避難所開設・運営訓練

指定避難所の開設及び地域住民による自主的な運営を行う訓練

オ　救出・救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する訓練

カ　図上訓練

居住する区域の地図、図面及び略図等を活用し、想定される災害に対し、各地区の防災上の弱点等を見出し、それに対処する避難方法等を地域の住民で検討し、最良の避難方法等をシミュレーションする訓練

(3)　防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものがないか住民各自が点検を実施するほか、各町内会及び各地区会の組織を活用した協力体制の確立のもと防災点検を行うものとする。

(4)　防災用資機材等の整備・点検

活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行うものとする。

(5)　地区防災計画の作成

ア　地区防災計画の制度

住民等が地区の防災計画を作成し、町へ提案できる計画制度(平成２６年４月１日施行)

イ　地区防災計画の基本的考え方

(ｱ)　地区防災計画の作成主体、防災活動の主体、防災活動の対象である地域コミュニティの範囲、計画の内容等は、各町内会及び各地区会ごとの特性に応じて、自由に決めることができる。

(ｲ)　地区防災計画は、単に計画を作成するだけでなく、計画に基づく防災活動を実践

し、その活動が形骸化しないように評価や見直しを行い、継続することが重要である。

ウ　地区防災計画を作成する目的

地区防災計画を作成する目的は、各町内会及び各地区ごとの防災力を高めて、地域コミュニティを維持・活性化することにある。

そのためには、地域コミュニティのメンバーが協力して防災活動体制を構築し、自助・共助・公助の役割分担を意識しつつ、平常時に地域コミュニティを維持・活性化させるための活動、地域で大切なことや災害時にその大切なことを妨げる原因等について整理し、「災害時に、誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきか」等について地区防災計画に規定することが重要である。

２　非常時及び災害時の活動

(1)　情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、予め次の事項を決めておくようにする。

ア　連絡をとる防災関係機関

イ　防災関係機関との連絡のための手段

ウ　防災関係機関の情報を地域に伝達する責任者及びルート

また、避難場所及び避難所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(2)　出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

(3)　救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする場合は、救護所等へ搬送する。

(4)　避難の実施

町長等から高齢者等避難、避難指示や避難行動に時間を要する要配慮者などに対する避難準備情報が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。

なお、高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域の協力のもとに避難させる。

(5)　指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織や町内・地区会等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、避難所運営ゲーム（HUG）北海道 2025（Ｄｏはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

(6)　給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第５　防災リーダーとの連携

１　自主防災組織の設置もしくはその活動において、防災知識や技術を身につけた指導的役割を果たす人材が必要不可欠であることから、町及び道は、北海道地域防災マスター等の防災リーダーとの緊密な連携、協力体制の確立を図る。

また、地域における自主防災活動のリーダー的存在となる防災士の養成に努める。

２　管内防災関係資格者数一覧（令和７年１２月２５日現在）

区　分	役場職員	役場職員以外	合計
地域防災マネージャー	１名		１名
防災士	４名	３名	７名
地域防災マスター （北海道限定施策）	５名	２名	７名

〝胃腸た第６節　避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

第１　避難誘導体制の構築

１　町は、大規模火災、風水害、地震等の災害から住民の安全を確保するために、避難時間の短縮や日常生活などを考慮した避難場所及び避難路の指定及び整備を図るとともに、避難場所や避難経路に案内標識を設置するなど、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備する。

また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

２　町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

３　避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

４　道及び町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるようよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域た」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

５　道及び町は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

６　町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における保育所施設と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

７　道及び町は、北海道運輸局、公共交通機関、観光協会及び観光施設等と連携し、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。

８　避難場所の整備に当たっては、要配慮者や観光客等の利用に十分配慮するほか、災害の規模や被害の状況により、近隣市町村の避難場所の相互利用を図る等、避難場所の確保に努める。

９　避難場所の選定要件は次のとおり。

(1)　火災からの避難を考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地など空間を充分確保できること。

(2)　がけ崩れや浸水などの危険のないこと。

(3)　付近に危険物保管場所等が設置されていないこと。

10　冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、町は、日頃から、冬期における避難誘導体制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。

11　道と町は、互いに連携し、基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と２次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。

12　町は、災害の態様により、自主避難者が発生することを想定し、必要に応じて自主避難所の開設や公共施設等での一時収容等を行うことができるよう、体制の構築に努めるものとする。

第２　指定緊急避難場所の確保等

１　町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種類に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

<table>
<tr><th colspan="2">異常な現象
基準</th><th>崖崩れ・土石流・地滑り</th><th>大規模な火事</th><th>洪水</th><th>内水氾濫(※1)</th><th>噴火に伴い発生する火山現象(※2)</th><th>地　震</th></tr>
<tr><td colspan="2">管理の基準</td><td colspan="6">居住者に解放され、居住者等受入用部分等(*)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの
*下記ａ２の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施設の構造の基　準
又は
立地の基　準
(A)・(B)いずれかに該当</td><td>構　造
(A)
施設の基準が複数ある場合は、その全てを満たすこと</td><td colspan="5">想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある。(ａ２)
異常な現象による水圧、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの(ａ１)</td><td>施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建設基準法等(※３)に適合するもの(ａ３)</td></tr>
<tr><td>立　地
(B)</td><td colspan="5">安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域等)</td><td>当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない</td></tr>
</table>

※１　一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※２　火砕流、溶岩流、噴石、泥流等

※３　建築基準法(昭和２５年法律第２０１号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

２　学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

３　指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要

な変更を加えようとするときは、町(まちづくり振興課)に届け出なければならない。

４　町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。

５　町は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

第３　避難所の確保等

１　町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能名構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

２　町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。

(1)　要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

(2)　災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。

(3)　災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

(4)　要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。

３　指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

４　町は、指定避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。

(1)　指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の要にも供することについて定めるなど、他の市町村から被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておく。

(2)　老人福祉施設、障がい者支援施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けせれるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮

に努めるものとする。

(3)　学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることを配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(4)　町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じて指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(5)　町は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

５　指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町(まちづくり振興課)に届け出なければならない。

６　町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。

７　町は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

８　避難所運営マニュアルの活用

町は、令和５年１２月に避難所運営マニュアルを策定し、令和７年８月には、令和６年１月の能登半島地震を踏まえた避難所運営に係る国のガイドラインや北海道版避難所マニュアル反映した本マニュアルの改訂版を各避難所に設置した。本マニュアルは、地震、風水害等の大規模災害が発生し、住民が避難を余儀なくされる場合に、役場職員や地域住民等が避難所の開設や運営が円滑に実施できるよう、あらかじめ運営方法などを定めており、災害時に避難所を運営する際は、本マニュアルを活用する。

９　町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についてもあらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

10　町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

11　町は、地域で想定される被害と地域の実情を考慮の上、避難所の備蓄物資の量や品目等を検討し、開設当初から避難所を円滑に運営できるよう努めることとする。

第４　町における避難計画の策定等

１　避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとし、令和６年１２月に策定した「喜茂別町避難情報の発令判断・伝達マニュアル」を活用して判断する。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準)、住民への伝達方法について、日頃から住民等への周知に努め､これらは防災担当課以外の職員も含め定期的に確認するものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

２　防災ハザードマップ・Web ハザードマップ等による住民等への周知

町は､住民の円滑な避難を確保するため､浸水想定区域や土砂災害警戒区域(地すべり、崖崩れ、土石流）など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所等の必要となる事項をあらゆる主体に「わかる・伝わる」よう配慮して記載した喜茂別町防災ハザードマップ・Web ハザードマップ等を活用し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判段できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、管内在住の外国人宅に週１回の夕刻を基準に、防災監他１名の職員の訪問により防災ハザードマップ（英語版）を配布し、外国人へ周知する。

３　町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者（避難行動要支援者）を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や地区会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者（避難行動要支援者）に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差異や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努めるものとする。

(1)　避難指示を行う基準及び伝達方法

(2)　指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、収容人数及び家庭動物受入可否

(3)　指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法

(4)　避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

(5)　避難場所・避難所の開設等に伴う被災者救護措置に関する事項

ア　給水、給食措置

イ　毛布、寝具等の支給

ウ　衣料、日用必需品の支給

エ　冷暖房及び発電機用燃料の確保

オ　負傷者に対する応急救護

カ　上記のほか、一人ひとりの事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備

(6)　指定緊急避難所・指定避難所の管理に関する事項

ア　避難中の秩序保持

イ　住民の避難状況の把握

ウ　避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達

エ　避難住民に対する各種相談業務

(7)　避難に関する広報

ア　IP 告知端末等による周知

イ　スマートホンアプリ（ＪＣ－Ｓｍａｒｔ）による周知

ウ　ＳＮＳを活用した周知

エ　広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知

オ　避難誘導者による現地広報

カ　自主防災組織及び住民組織を通じた広報

４　指定緊急避難場所における対応

町は、指定緊急避難場所における避難者支援を適切に行えるよう、避難計画などにおいて、避難者の状況把握方法や指定避難所への移動方法等についてあらかじめ定めるなどし、必要な体制を整備しておくよう努めるものとする。

また、町は、指定緊急避難場所等へ移動することができない場合も想定し、避難者の熱中症対策及び防寒対策として、必要な備蓄品を可能な限り備えておくよう努めるものとする。

５　避難所運営

避難所運営において、町は、避難所運営マニュアルや訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるよう指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

６　被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、道路の寸断や停電の発生等に加え、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員（住民課住民係（民生班））や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、デジタル技術を活用し、避難者台帳（名簿）を容易に作成できるシステムを整備することが望ましい。システムを整備する際には、個人情報の取り扱いや、停電時に備えた非常用電源の確保には十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）をデジタル管理する場合においても、避難者の状況を把握するためのシステムのバックアップとして、各避難所に設置済みの避難所運営マニュアルの各様式を活用するものとする。

第５　災害時孤立地区対策

道及び町は、災害により孤立地区が発生した場合、防災関係機関と連携して、救出救助

等の応急対策活動が円滑に行えるよう、予め孤立が予想される地区の地区名、地区人口、避難所の有無などの情報を共有し、不断に更新に努めるものとする。

第６　防災上重要な施設の管理等

１　学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するよう努める。

(1)　避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）
(2)　避難場所及び避難所に至る経路
(3)　移送の方法
(4)　時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
(5)　保健、衛生及び給食等の実施方法
(6)　冷暖房及び発電機の燃料確保の方法

２　要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第７　公共用地等の有効活用への配慮

町、道及び北海道財務局は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効利用に配慮する。

第８　避難誘導体制の整備

災害の危険性が高まり、住民が避難する事態が発生した場合には、混乱なく安全に避難できるよう適切な避難誘導が不可欠であり、事前の避難の環境づくりが重要である。

避難及び避難誘導に当たっては、避難者自らの自力救済を原則として、自立的な生活再建を支援するという観点から避難者支援を講ずるが、要配慮者（避難行動要支援者）には、福祉的観点からきめ細やかな配慮に努める。

そのため、職員は、「第４章 第７節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」、「第５章 第５節 避難対策計画」に示す活動方法・内容等の習熟に努めるとともに、避難誘導体制の整備に当たって、次のとおり実施する。

１　避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次の誘導体制を整備しておく。

(1)　避難誘導を必要とする場合は、元気応援課 福祉係・住民課 住民係の統括のもと、消防団や自主防災組織等の住民組織等との連携を図り、組織的に避難誘導をできるよう整備する。

特に要配慮者（避難行動要支援者）、警戒区域付近の住民の安全な避難を優先する。

(2)　風水害の場合は、浸水、斜面崩壊等のおそれがあるため、気象情報や巡視によって周辺状況を把握し、防災ハザードマップ及び土砂災害（地すべり、崖崩れ、土石流）警戒区域等の情報をもとに、浸水及び警戒区域を避け、道路の機能性や安全性に配慮した避難経路を設定する。

特に、浸水や土砂災害（地すべり、崖崩れ、土石流）警戒区域のある地区においては、

地区の避難所が利用できない場合も想定に加え、避難判断基準をもとに早期に避難情報を発令し、避難を開始する。

(3)　避難実施に当たっては、原則として徒歩による避難とするが、目的の避難場所までの距離が離れていたり、要配慮者（避難行動要支援者）の円滑な避難が求められる場合は、地区の避難所等を一時集合場所に設定し、状況に応じて誘導員の配置や車両による移送等による集団避難等についても対策を講じる。

(4)　災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを学校等が保護者との間で定めておくものとする。

２　自主避難体制の整備

町は、住民が豪雨等による災害の発生する危険性を感じたり、土砂災害（地すべり、崖崩れ、土石流）などの前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、機を失することなく、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう、広報誌をはじめ、あらゆる機会を通じてその啓発に努めるとともに全世帯に避難完了タオル（色は任意）を奨励し、住民が避難後、避難完了タオルを自宅玄関のドア付近に表示してもらい避難状況の確認の容易化を図る。

３　避難情報の伝達体制の整備

町は、避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう次の点に留意し、予め伝達系統や伝達体制を整備しておく。

(1)　電話等を利用して伝達する。

(2)　住民組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。

(3)　サイレン、消防信号をもって伝達する。

(4)　広報車における呼びかけにより伝達する。

(5)　IP 告知端末等により伝達する。

４　避難行動要支援者に対する避難誘導体制及び避難場所等の指定・整備

町は、避難行動要支援者が適切に避難できるよう、「第 4 章 第 7 節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 第 2 の 2」に示すとおり、平常時から避難誘導体制等の整備に努める。

５　避難経路の安全確保

町は、避難場所、避難所への避難経路の安全を確保するため、次のことに留意する。

(1)　避難場所、避難所へ至る主な経路となることが予想される道路について、避難に当たっての危険箇所の把握、十分な幅員の確保、延焼防止、がけ崩れ等のための施設整備に努める。

(2)　道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう、沿道の土地所有者や施設管理者に対し啓発及び指導を行う。

第７節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における※要配慮者の安全の確保に関する計画は、次のとおりであり、地域防災計画資料編別冊に定める「避難行動要支援者避難行動支援プラン」（以下「避難行動支援プラン」という。）により、支援体制を整備する。

※ 要配慮者
必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々
一般的に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語が理解できない外国人等が挙げられる。

第１　基本的な考え方

要配慮者については、発災前から避難後の生活までの段階に区分し、時間軸に沿って整理すると、次の（1）～（3）ように分類される。

図表　避難行動と避難生活における要配慮者支援（概念の整理）

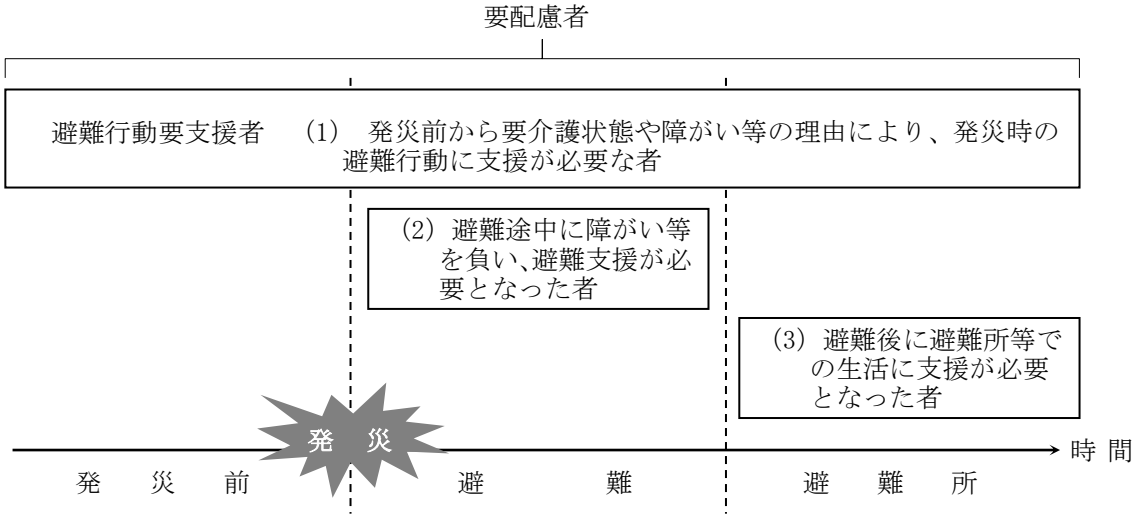

資料：災害時要援護者の避難支援に関する検討会報告書（平成 25 年 3 月）をもとに作成

こうしたことから、上記に示す要配慮者のうち、※避難行動要支援者については、発災前から要介護状態や障がい等の理由により、発災時の避難行動に特に支援が必要な者として、避難支援、安否確認等、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護する措置を講じるために、予めその把握に努めることが重要である。

※ 避難行動要支援者
要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、特に支援が必要な人々。

第２　安全対策

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町、社会福祉施設等の管理者は、要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、関係団体等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備、制度の周知・啓発等に努める。

１　道の対策

道は、町及び社会福祉施設等の管理者と一体となって、広域的な観点に基づいた要配慮者の安全対策を行う。

(1)　地域における安全体制の確保

災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするため、平常時から要配慮者の実態を把握しておくとともに、関係団体、自主防災組織や住民による協力・連携の体制を確立しておくことが必要である。

このため、町に対し、要配慮者の具体的な避難方法について定めた個別避難計画の作成が促進されるよう、先行事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めていく。

(2)　防災知識の普及・啓発

道は、要配慮者やその介護者に対して、災害時に際しとるべき行動などを、町と連携して「手引き」などによる啓発等を行うなど、災害時における要配慮者の安全確保に努めていく。

また、防災総合訓練などの実施に当たっては、道は、町等と協力して自主防災組織を中心とした要配慮者に対する避難訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。

(3)　指定福祉避難所の指定促進

災害時に要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、町における指定福祉避難所の指定促進を支援する。

(4)　災害時施設間避難協定の締結促進

災害時に高齢者及び障がい者の適切な介護環境を確保するため、その利用する社会福祉施設等と同種若しくは類似の施設又はホテル等に避難先が確保できるよう、社会福祉施設等間における施設利用者の受入れに関する災害協定が締結されるよう指導に努める。

(5)　避難行動要支援者等の要配慮者の情報提供

町の求めに応じて、道が保有する避難行動要支援者等の要配慮者の情報を提供する。

２　町の対策

町は、防災担当課（まちづくり振興課）や福祉担当課（元気応援課）をはじめとする関係する部署との連携のもと、平常時から避難行動要支援者を含む要配慮者と接している社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(1)　避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者は、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害発生時」という。）に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とし、生活基盤が原則として自宅（一時的に入所、入院している者を含む。）にある次の要件に該当する者と

し、下表の喜茂別町要支援者区分シートにより、Ｓ、Ａ、Ｂ及びＣに区分する。

ア　75 歳以上の独居世帯

イ　80 歳以上の二人世帯

ウ　介護保険法による要介護状態区分で３以上の認定を受けている者

エ　身体障害者手帳１級若しくは２級の交付を受けている者

オ　療育手帳Ａ若しくはＢの交付を受けている者

カ　精神障害者保健福祉手帳１級若しくは２級の交付を受けている者

キ　難病患者（指定難病の診断を受けている方）

ク　特別の事情で避難支援を希望する者

ケ　前各号に掲げる者のほか、町長が支援を必要と認めた者

【喜茂別町要支援者区分シート】

区　分		目　安	状況等
避難行動要支援者	Ｓ	【避難行動】 専門職での事前避難が必要な方	■区分Ａ以上で、医療・介護専門職での避難が必要な方
	Ａ	専門的支援が必要な方 入院や施設入所、福祉避難所検討 【避難行動】 専門職と地域の方々で避難可能 要介護３以上 障害支援区分５以上 認知症自立度Ⅲ以上	■胃ろう　■認知度重度　■喀痰吸引　■全介助　■難問 ■自力で移動できない　■排泄支援が必要　■進行性障害 ■重度心身障害　■知的障がい　■重い自閉症 ■介助者が２人以上必要　■重複障害　■在宅酸素使用 ■多動で常時見守りが必要　■人工呼吸器使用 ■その他医療機器使用　■ストーマ　■人工透析 ■病状が不安定　■精神疾患　■医療ケア児　等
	Ｂ	一般避難所での生活が困難 福祉避難所利用の検討 【避難行動】 地域の方々と避難可能 要介護１～３ 障害支援区分２～４ 認知症自立度Ⅱ	■総合事業要支援の方（独居）　■１人の介助者で移動可能 ■学習障害　■視覚障害　■聴覚障害　■多動 ■中度認知症　■一部支援で排泄、入浴、食事可能 ■車イス中心の生活　■車イス、歩行器、杖使用で移動可能 ■家族対応できない　■自力移動できないが意思疎通は可能 ■要保護児童　■強度行動障害　■手術後の方 ■妊婦されている方、乳幼児 ■危険地域に居住している方　等
	Ｃ	一部支援や見守りで生活可能 一般避難所・在宅検討 【避難行動】 個人で避難可能 要支援１・２ 要介護１ 障害支援区分１～２	■児童（ボランティアによる支援受け可能） ■高齢者（見守り、声かけで生活可能） ■障がいはあるが自力移動可能　■軽度の知的・精神障害 ■精神状態が安定している（意思疎通は可能） ■軽度認知症　■高齢者世帯 ■妊娠されている方（安定期に入るまで） ■自宅全半壊　■インフラ未復旧

(2)　要配慮者の実態把握、避難行動要支援者名簿情報の作成

町は、要配慮者について、予めその実態を把握しておくとともに、要配慮者のうち、自ら避難することが困難であって、特に支援が必要となる避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援、安否確認等、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護する措置を講じるために、次に掲げる事項を記載又は記録する。

ア　地区名記載の記録事項

(ｱ)　地区名
(ｲ)　氏名
(ｳ)　性別
(ｴ)　生年月日
(ｵ)　年齢
(ｶ)　住所
(ｷ)　電話番号
(ｸ)　支援区分

イ　避難行動要支援者名簿の記録事項

(ｱ)　支援区分
(ｲ)　氏名
(ｳ)　生年月日
(ｴ)　性別
(ｵ)　住所
(ｶ)　行政区分
(ｷ)　電話番号
(ｸ)　携帯電話番号
(ｹ)　支援が必要な理由
(ｺ)　主な疾患
(ｻ)　特記事項
(ｼ)　家族構成夜間
(ｽ)　家族構成昼間
(ｾ)　要介護度認定等級
(ｿ)　障害者手帳所持者等級
(ﾀ)　療育手帳（障害の程度）
(ﾁ)　病院名
(ﾂ)　受診科
(ﾃ)　かかりつけ医電話番号
(ﾄ)　避難時考慮事項
(ﾅ)　避難に必要なもの
(ﾆ)　緊急連絡者氏名
(ﾇ)　緊急連絡先続柄
(ﾈ)　緊急連絡先住所
(ﾉ)　緊急連絡先電話番号
(ﾊ)　支援者氏名
(ﾋ)　支援者続柄
(ﾌ)　支援者電話番号
(ﾍ)　支援者住所
(ﾎ)　担当民生委員名
(ﾏ)　一時集合場所

（ﾐ） 指定避難所

（ﾑ） 避難時・避難所での特記事項

(3) 避難行動要支援者名簿の利用

作成した避難行動要支援者名簿を避難等、災害応急対策に利用する場合、その内容は、詳細な個人情報を含むものであることから、本人が同意した避難支援者等関係者以外の者が閲覧することのないよう厳重に管理するとともに、要支援者から開示同意の得られた避難支援者等関係者への当該要支援者情報の提供に際しては、避難支援者等情報を共有する側の守秘義務を確保する。

なお、避難行動要支援者名簿は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長が、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(4) 名簿情報提供の際の情報漏洩の防止措置等

避難行動要支援者名簿の原本は、元気応援課福祉係が保管し、避難行動要支援者の名簿情報の提供に際しては、避難支援関係者が適切な保護と情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずる。

ア 名簿は当該地域を担当する避難支援等関係者に限り提供する。

イ 法に基づき、避難支援者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

ウ 名簿は、施錠可能な場所に保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導する。

エ 名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

オ 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

カ 名簿情報の取扱状況を元気応援課に報告させる。

キ 名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いを適切に実施するよう指導する。

(5) 避難行動要支援者名簿の更新・管理

町は、災害発生時等の状況を考慮し、紙媒体と電子データで名簿を管理する。

紙媒体の管理については、施錠できる書庫等で管理することとし、電子データについては、町長の指定した職員のみが、データの閲覧、更新等を行い、パスワード等により厳正な情報管理を行う。名簿は、原則、年２回（７月１日、１２月１日）更新作業等を行うが、名簿の状況は、転出・転入、出生・死亡、障がい等の発現により、絶えず変化するものであることから、町は避難行動要支援者の把握と名簿を最新の状態に保つように努め、その管理要領については、名簿ファイルリストにより、適切に管理する。

この際、元気応援課は、名簿のナンバリングを確実に実施し、名簿の配布先を明確にしておくものとする。

⑹　個別避難計画の作成

町は、庁舎の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

⑺　避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供する。ただし、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。

⑻　個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

⑼　避難行動要支援者名簿作成等に係る関係課係の役割分担

町の名簿作成等に係る担当者については、まちづくり振興課防災監及びまちづくり振興課、元気応援課福祉係とし、名簿作成等に係る関係課係の役割分担については、下記のとおりとする。

関係課係の役割分担表

関係項目	まちづくり振興課	元気応援課	作成要領
避難行動要支援者避難行動プラン（全体計画）の作成	◎	○	地域防災計画等及び防災訓練等の教訓事項を反映して作成する。
避難行動要支援者名簿の作成	○	◎	該当者を抽出し、定型様式を基準として避難行動要支援者の特性に応じた名簿を作成する。
名簿情報の提供に関する同意・不同意の確認	○	◎	文書、電話、直接訪問により同意確認を行う。
名簿情報提供同意者の名簿の作成	○	◎	既に作成された名簿データに同意の有無を記録する。
同意者の名簿の配布	○	◎	同意者名簿を作成し、避難支援等関係者に配布する。
個別避難計画の作成・更新	○	◎	避難支援等関係者及び関係機関と協力し、計画を作成する。この際、防災訓練等の教訓事項を反映させる。
危険区域に関する区分表示	◎	○	要支援者の居住地に基づき該当する危険区分の明記

《凡例》
◎　取りまとめ等主導的役割となり、業務を推進する課
○　協働・支援的役割となり、業務を推進する課

（10）避難体制の確立

町は、避難行動要支援者を含む要配慮者に対する避難誘導等の方法や避難支援者等を定めておく。特に避難行動要支援者に対しては、災害発生時に可能な範囲で避難行動要支援者のもとに駆け付け、情報伝達や安否確認、避難誘導する役割を担う避難支援等関係者（地域住民、民生委員、消防団員、自主防災組織、各町内会・地区会、関係団体等）を地域の実態により年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を得て、決めるよう努める。

ただし、災害発生時において、避難行動要支援者にあっては、必ず地域の避難支援等関係者に助けてもらえると決め込んで待っているだけではいけないことや避難支援等関係者は支援ができなかったとしても責任を伴うものではない。

（11）避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

各町内会・地区会で地区防災計画が定められた場合は、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるように地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連

動について実効性を確認することを今後の目標とする。

(12)　福祉避難所の指定

町は、介護老人福祉施設きもべつ「喜らめき郷」と社会福祉法人愛和福祉会「愛和の里きもべつ」や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

３　要配慮者に対する避難誘導体制

災害が起きるおそれがある場合、町は、次のとおり情報伝達を行う。

(1)　避難情報の伝達体制及び避難誘導体制の確立

町は、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、住民組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の確立に努める。

その際、掌握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも、個人情報の扱いには十分留意する。

(2)　避難準備情報の活用

町は、避難行動要支援者を含む要配慮者が安全に避難できるよう、避難指示、高齢者等避難、避難準備情報を発令する判断基準を災害ごとに定め、災害時において適時適切に発令する。

また、避難行動要支援者の避難行動には比較的長い時間を要することを考慮し、「避難準備情報」を「避難行動要支援者避難情報」と位置付け、安全な避難行動が行われるよう避難準備情報を活用する。

特に、土砂災害（地すべり、崖崩れ、土石流）が発生するおそれのある地区に住む要配慮者等の避難について、避難が夜間になりそうな場合には日没前に避難が完了できるよう、早期の発令に努める。

なお、情報の伝達手段は、身体的特性等に応じた適切なものを選択し、迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。

(3)　地域ぐるみの避難誘導体制の整備

町は、住民をはじめ、住民組織など、地域ぐるみの避難誘導等の方法について、予め定めておく。

また、学校、保育所、医療機関、介護事業所等の施設管理者は、適切な集団避難を行う。特に保育所や介護事業所等では、消防団員や父母の協力が得られるような対策を講ずる。

(4)　要配慮者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

町は、避難所や※福祉避難所の指定に当たり、要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮する。

なお、避難所においては、介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、介護等のための人員を確保するなど、避難所における避難生活に配慮する。

※ 福祉避難所

既存の建物を活用し、一般の避難所では生活に支障を来す人のケアや、要配慮者に配慮した設備等がある避難所

なお、福祉避難所は、各避難所での避難生活及び保護が困難な要配慮者の受入れを行う二次避難所として開設する。

４　要配慮者施設への情報伝達

浸水想定区域内に位置する要配慮者が利用する施設については、円滑・迅速な避難を確保する必要があることから、洪水によって災害が起きるおそれがある場合、町は、次のとおり情報伝達を行う。

(1)　情報伝達の方法

町は、次のいずれかの方法により洪水情報等の伝達を行う。

ア　電話による伝達

イ　IP 告知端末による伝達

ウ　スマートホンアプリ（ＪＣ－Ｓｍａｒｔ）による伝達

エ　広報車による伝達

オ　ラジオ、テレビ放送等による伝達

カ　伝達員による個別伝達

５　社会福祉施設等の対策

(1)　防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者が､寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、その施設管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後７２時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2)　組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における羊蹄山ろく消防組合 喜茂別支署等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下、施設相互間並びに他の施設、地域住民及びボランティア組織等より、入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3)　緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、羊蹄山ろく消防組合 喜茂別支署への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立し、緊急連絡体制を整える。

(4)　防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的に実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。

第３　援助活動

町及び道は、要配慮者の早期発見等に努めるとともに、要配慮者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

１　町の対策

(1)　要配慮者の確認・早期発見

町は、災害発生後、直ちに把握している要配慮者の所在、連絡先を確認し、安否の確認に努める。

(2)　避難所等への移送

町は、要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、次の措置を講ずる。

ア　避難所への移動

イ　病院への移送

ウ　施設等への緊急入所

(3)　応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

(4)　在宅者への支援

町は、在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(5)　応援依頼

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、道、隣接市町等へ応援を要請する。

(6)　医療的ケア

町は、医療的ケアを必要とする要配慮者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努める。

２　避難支援等関係者

(1)　避難支援等関係者となる者

法第４９条の１１第２項の規定による避難支援等関係者となる者は、羊蹄山ろく消防組合消防署喜茂別支署、羊蹄山ろく消防組合喜茂別消防団、北海道警察倶知安警察署、民生委員、喜茂別町社会福祉協議会、各町内会及び各地区会の役員等により、自主防災組織が編成・編組され、町長が認めた自主防災組織（以下「自主防災組織」という。）

このほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める団体及び個人とする。

(2)　避難支援等関係者への依頼事項

町は、避難支援等関係者に対し、災害時等において避難行動要支援者の避難支援及び安否確認等について依頼するほか、平常時から避難行動要支援者と避難支援等関係者が避難支援等の具体的な支援方法について入念に打合せるよう、避難支援等関係者に以下の内容について依頼する。

ア　避難行動要支援者の近況把握

イ　避難行動要支援者の避難支援等に関する個別避難計画の作成協力

ウ　平常時における町から提供される名簿情報の適正管理

エ　避難行動要支援者の避難支援等に係る防災訓練への参加

３　役　割

(1)　町の役割

ア　避難行動支援者連絡会議の実施

(ｱ)　避難行動支援者連絡会議の参集者

町長、副町長、まちづくり振興課長、元気応援課長、元気応援課福祉担当職員、防災監、倶知安警察署喜茂別交番係長、羊蹄山ろく消防組合消防署喜茂別支署長、羊蹄山ろく消防組合喜茂別消防団長、各町内会長、各地区会長、民生委員協議会会長、喜茂別町社会福祉協議会関係者、各福祉施設関係者及び自主防災組織等

(ｲ)　要配慮者情報の共有及び把握

(ｳ)　避難行動要支援者の避難支援対策全般の検討

イ　避難行動支援プランの作成

ウ　名簿の作成

エ　名簿に記載又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）の平常時提供についての同意確認

オ　避難支援等関係者への名簿情報の提供

カ　避難行動要支援者制度の普及・啓発

キ　避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画の作成

ク　訓練及び避難行動支援に関するシミュレーションの実施

ケ　災害発生時等における特別支援班業務の実施

(ｱ)　避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対する情報伝達

(ｲ)　避難支援等関係者等が行う避難行動要支援者の安否確認及び避難支援の状況確認

(ｳ)　町災害対策本部に対する避難支援等実施状況の報告

(2)　避難支援等関係者の役割

ア　平常時における避難行動要支援者への声かけ、見守り等

イ　個別避難計画の作成協力

ウ　防災訓練への参加

エ　災害時における避難行動要支援者への情報伝達

オ　災害時における避難行動支援者の安否確認及び避難支援

カ　避難行動支援者連絡会議への参画

(3)　社会福祉施設等の役割

ア　避難行動支援への協力

イ　ＢＣＰ作成

ウ　福祉避難所の開設

エ　要配慮者の受入れ

(4)　関係機関の役割

ア　避難行動要支援者と避難支援等関係者の協議等に関するコーディネート

イ　平常時及び災害発生時等における避難行動要支援者の避難支援に関する協力

ウ　避難行動支援者連絡会議への参画

(5)　避難行動要支援者本人の役割

ア　近所の人たちとのコミュニケーション醸成

イ　地域活動や防災訓練への参加

ウ　心身の状況や必要な支援内容の周囲への伝達

エ　かかりつけの医療機関名や主治医名、普段服用している薬等を記入した個別避難計画及び防災グッズの準備

オ　防災情報受信手段の準備

(6)　避難行動要支援者の支援推進体制のイメージ

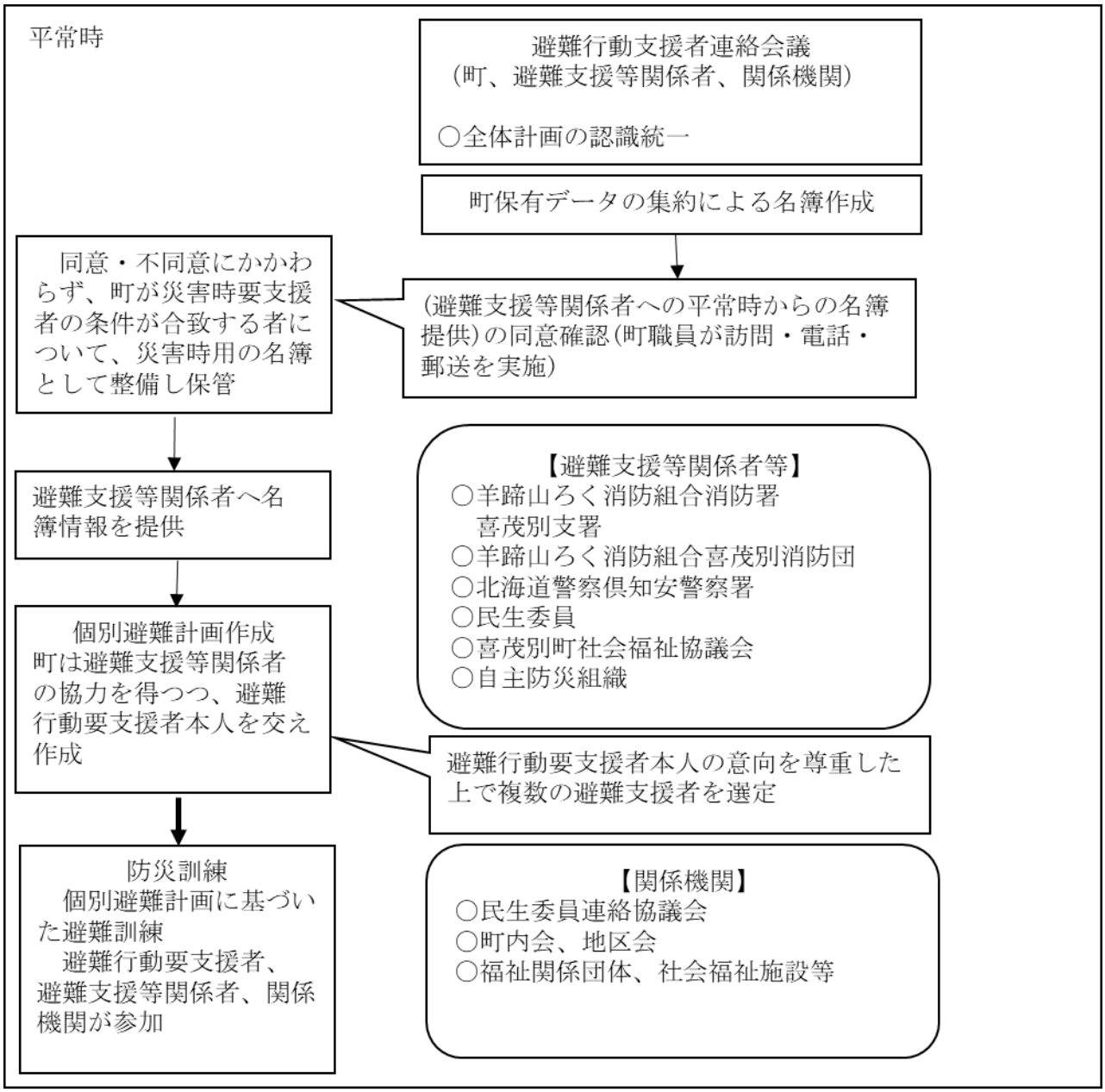
平常時
避難行動支援者連絡会議
（町、避難支援等関係者、関係機関）
○全体計画の認識統一
町保有データの集約による名簿作成
同意・不同意にかかわらず、町が災害時要支援者の条件が合致する者について、災害時用の名簿として整備し保管
(避難支援等関係者への平常時からの名簿提供)の同意確認(町職員が訪問・電話・郵送を実施)
避難支援等関係者へ名簿情報を提供
【避難支援等関係者等】
○羊蹄山ろく消防組合消防署
喜茂別支署
○羊蹄山ろく消防組合喜茂別消防団
○北海道警察倶知安警察署
○民生委員
○喜茂別町社会福祉協議会
○自主防災組織
個別避難計画作成
町は避難支援等関係者の協力を得つつ、避難行動要支援者本人を交え作成
避難行動要支援者本人の意向を尊重した上で複数の避難支援者を選定
防災訓練
個別避難計画に基づいた避難訓練
避難行動要支援者、避難支援等関係者、関係機関が参加
【関係機関】
○民生委員連絡協議会
○町内会、地区会
○福祉関係団体、社会福祉施設等

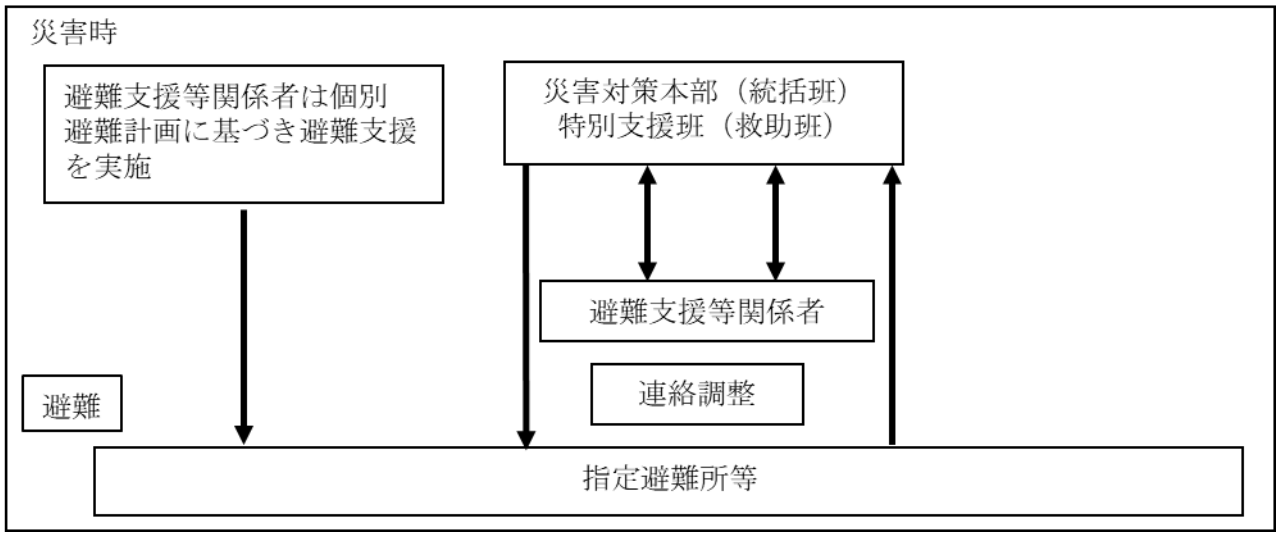
災害時
避難支援等関係者は個別避難計画に基づき避難支援を実施
災害対策本部（統括班）
特別支援班（救助班）
避難支援等関係者
連絡調整
避難
指定避難所等

第３　外国人に対する対策

町及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国などに向けた交通情報を必要とする外国人観光客等は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

１　支援物資の入手方法や広域避難の案内等、多言語による広報の充実
２　指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化及びピクトグラム化
３　外国人を含めた段階的な防災訓練・防災教育の実施
４　北海道外国人相談センター等と連携した多言語による情報発信
５　北海道災害時外国人支援センター及び観光客緊急サポートステーション設置訓練の実施

第８節　情報収集・伝達体制整備計画

平常時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、次のとおりである。

第１　防災会議構成機関

１　情報等の収集及び連絡を迅速、かつ、的確に行うため、気象予警報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害発生時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、予め防災会議会長（町長）に報告する。

２　情報に関し、必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、防災計画（資料編）に掲載するよう努める。

３　町及び防災会議構成機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供する。

また、これらの情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するための通信ネットワークのデジタル化を推進するともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努める。

第２　町、道及び防災関係機関

１　町は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、道へ災害情報を報告する体制を平時から確保するよう努めるものとする。体制の確保にあたっては、防災担当課以外の職員も含めて北海道防災情報システムに入力できる体制を構築し、同システムを活用した訓練を定期的に実施することとする。

２　町、道及び防災関係機関は、要配慮者、災害によって孤立する危険のある地域の被災者等に対して、わかりやすく、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備を図る。

特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電した場合に備え、衛星携帯電話や衛星インターネットなどにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

３　被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため、情報の収集・伝達手段の多重化・多様化、非常用電源の確保に努める。

特に、被災者等への情報伝達手段として、無線系や有線系、携帯電話、衛星携帯電話、衛星インターネットも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

４　非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、防災関係機関は、災害時の情報通信手段として公共安全モバイルシステムの整備に努め、平常時から訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

第３　各種防災関連システムの利活用等

１　道は、災害時に北海道防災情報システムや新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）、災害時保健医療福祉活動支援システム（Ｄ２４Ｈ）等の各種防災関連システムに情報が集約されるよ

う、これらのシステムについて周知するものとする。

２　道は、北海道防災情報システムを整備する際は、総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）との連携を図るとともに、災害対応基本共有情報（ＥＥＩ）に基づき関係機関との迅速な情報連携が行えるよう留意するものとする。

３　道、町は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。その際、防災担当課以外の職員も含め、複数の職員がシステムへ入力できる体制を整備するよう留意すること。

第４　通信施設の整備の強化

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

また、防災関係機関は、地震災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達が実施できるよう通信施設の整備強化を図る。この際、電気通信事業者が所有する非常用通信装置（無線系・衛星系）による通報に着意する。

第９節　建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害からの建築物防御に関する計画は、次のとおりである。

第１　予防対策

町は、災害時に重要な役割を果たす施設が多く立地する町中心部や、避難場所、避難所、避難経路の周辺では、建築物の不燃化を図り安全性を高めるため、建築基準法第 22 条に基づく区域に指定し、建築物の屋根の構造は防火のために必要な性能とすることを規定して建築物の不燃化の推進を図る。

そのほか、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある地域においては、建築制限を行う等の予防対策を講じる。

第２　公共建造物の安全化

庁舎、消防、警察、学校、会館等の施設は、風水害等の災害時においては応急対策活動の拠点となることに加え、一部避難施設としての利用も想定できるため、これら施設の安全化及び施設機能の確保を図る。

また、庁舎や診療所等の施設は、大雨、台風等に伴う浸水に対する予防措置を施すとともに、停電に備えてバッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を進める。

第３　一般建築物の安全化等

１　住民への意識啓発

町は、住民に対して次の意識啓発を行う。

(1)　建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認等を通じ、建築物の不燃化等の関係法令について普及啓発を図るとともに、既存建物については改修時の相談に応じる。このほか、パンフレットの配布、防災講習会等を実施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。

(2)　危険地域における住宅等の安全性確保のための啓発

がけ崩れや浸水その他災害が予想される危険地域の建築物や敷地等については、安全な措置の啓発に努める。また、がけ地に近接した既存不適格建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事などの対象にならない住宅に対して、移転促進のために助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

２　特殊建築物等の安全化

(1)　特殊建築物の不燃化等

建築基準法第６条第１項第１号に限定された特殊建築物（劇場、映画館、展示場、百貨店など不特定の人が集まる施設、病院、学校、旅館・ホテルなど多数の人が滞在する施設、自動車車庫等火災の危険性が高い施設等）の安全性を推進するため、建物の不燃化等を進める。

(2)　特殊建築物の定期報告

(1) の特殊建築物については、所有者又は管理者が建築士等に定期的にその敷地、構造

及び設備の状況について調査・検査をさせ、その結果を定期報告し、安全確保を図る。

(3)　特殊建築物の定期的防火検査の実施

(1) の特殊建築物については、「建築物防災週間」において、消防等の協力を得て防火点検を実施するとともに、年間を通じてパトロールを実施し、建築基準法及び防火基準適合表示制度に基づく防火上、避難上の各種改善等、建築物の安全確保に対して積極的な指導を実施し、防災対策を推進していく。

第４　道路施設の安全化

道路や橋は、ライフラインとして多様な機能を果たすとともに、災害発生時には避難、救護、消防活動等に重要な役割を担い、また、火災の延焼を防止する等、被害の軽減のための重要な柱である。そのため、道路の整備、落石等通行危険箇所対策、道路の一部としての橋梁の架替えや補強等の整備を推進する。

また、農道及び林道は、地域の生活道路としても使用されており、豪雨等により山腹崩壊、土砂崩壊、落石等の被害も予想されるため、防止施設の設置を検討する。

第５　がけ地に近接する建築物の防災対策

町及び道は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度等を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

第６　文化財の災害予防

町は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

１　防火設備の整備

(1)　消火設備の整備：消火器、消火用水槽等

(2)　警報設備の拡充：自動火災報知設備、漏電火災警報器等

(3)　その他設備の拡充：消火進入道路、防火塀、防火帯、防火壁、防火井戸等の整備促進等

２　予防対策指導の推進

(1)　防火管理体制

(2)　国、道への災害通報体制

(3)　災害の起こりやすい箇所の点検、確認、組織等の確立

(4)　自衛消防組織の確立

(5)　その他、注意札、火気の使用禁止、浮浪者の侵入防止等

３　防火思想の普及啓発

広報誌や講演会に、関係者の協力を得て防火思想の普及啓発を図る。また、防火訓練等を通じて文化財建造物の防火について広く住民の意識の高揚を図る。

第 10 節　消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、風水害、火災、地震等の災害を防除し、その被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことである。

そのための対策は、次のとおりである。

第１　消防体制の整備

１　羊蹄山ろく消防組合 喜茂別支署は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努める。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

２　消防の対応力の強化

町は、将来人口が減少する中で、複雑多様化、大規模化する災害に対応可能な消防体制を確立するため、「第四次北海道消防広域化推進計画」を踏まえながら、消防の広域化を推進するなど、消防の対応力強化に努めるものとする。

第２　広域消防応援体制

消防機関は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害発生時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や「第 5 章 第 31 節 広域応援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

なお、町内で発生した火災を鎮圧するため、隣接市町から応援を必要とするときは、「北海道広域消防相互応援協定」に基づく申し合わせ事項により出動を要請する。

資料編〔条例・協定等〕	**・北海道消防防災ヘリコプター応援協定（資料 27）**
資料編〔条例・協定等〕	**・災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（資料 28）**
資料編〔条例・協定等〕	**・北海道広域消防相互応援協定（資料 29）**

第３　羊蹄山ろく消防組合消防計画

被害軽減に寄与するための必要な事項については、別に定める「羊蹄山ろく消防組合消防計画」による。

なお、消防組織及び消防施設の現況については、資料 4・5 のとおり。

資料編〔消　　防〕	**・消防組織（資料 4）**
資料編〔消　　防〕	**・消防施設の現況（資料 5）**

第 11 節　水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な計画は、次のとおりである。

なお、水防活動実施に当たっては、町、道及び消防機関、消防団、水防協力団体等、各機関相互の円滑な連携のもとに実施する。

第１　水防区域

町内河川のうち、水防区域は、資料 9 のとおりである。

資料編〔災害危険区域等〕　・水防区域（資料 9）

第２　予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施する。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、「第 4 章 第 14 節 融雪災害予防計画」による。

１　基本方針

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進する。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備する。

２　予防対策

(1)　特別警報、警報、注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するための関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（エリアメール、緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。

(2)　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置について、次の事項を定める。

ア　当該浸水想定区域ごとの洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

イ　洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者が利用する施設の名称及び所在地

ウ　要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るためのに必要な事項

(3)　洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者が利用する施設については、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。

(4)　町は、洪水予報等の伝達方法、避難場所、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者が利用する施設の名称及び所在地について住民に周知させるための必要な措置を講じる。

(5)　町は、民間事業所や住民組織等を水防協力団体として指定する等、多様な主体の参画により、水防体制の一層の充実を図る。

(6)　予想される水害の危険の周知

町は、洪水予報河川及び水位周知河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、その水害リスク情報を、防災講話及び防災訓練等のあらゆる場面を通じて、住民等に周知する。

(7)　要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第１５条第１項の規定により本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、町に報告するものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

町は、本計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

法第１５条の３により、町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保及び浸水防止計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。さらに、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について、助言又は勧告をすることができる。

(8)　浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効果があると認められるものを指定した地区である。

３　ゲリラ豪雨、集中豪雨等への対応

ゲリラ豪雨については、現状では予測が難しく、基準となる降雨強度等の定義は確立されていないため、暫定的に各雨量観測所雨量情報を活用し、記録的短時間大雨情報、特別警報等の発令、又は 1 時間の雨量 60㎜ 程度以上が 10 分間以上継続した場合（10 分間で 10㎜ 程度以上）には、緊急事態として、要配慮者対策に向けた体制の構築、町域の浸水危険箇所の通行止め等の処置をとる。

４　避難指示の発令基準

避難指示等の発令を判断する時期については、次のとおりとする。

なお、巡回中の職員等が、河川水位の上昇等の異常を確認した場合は、基準によらず、直ちに避難情報の発表を行う。

区　分		判　断　基　準
避難準備情報	尻別川・喜茂別川	水位観測所の水位が水防団待機水位に達し、一定時間後には、氾濫注意水位を超えると予想されるとき。
	その他の河川	(1)　河川が一定時間後に氾濫注意水位に達すると予想されるとき。 (2)　町域における大雨注意報･警報発表後も引き続き降雨が予想され、河川に著しい増水がみられたとき。 (3)　町域における洪水警報発表後も引き続き降雨が予想され､河川に著しい増水がみられるとき。 (4)　ア～ウの状況等を総合的に判断し､要配慮者等について事前に避難させておく必要があると認められるとき。
高齢者等避難	尻別川・喜茂別川	(1)　水位観測所の水位が氾濫注意水位に到達し、一定時間後には、避難判断水位に到達すると予想されるとき。 (2)　河川氾濫のおそれがあるとき。 (3)　その他諸般の状況から､避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。
	その他の河川	(1)　河川が氾濫注意水位を越え､なお水位が上昇するおそれがあるとき。 (2)　記録的短時間大雨情報、特別警報が発表されたとき。 (3)　ア～イの状況を総合的に判断し､住民等に安全な場所へ避難させる必要があると判断されるとき。
避難指示	尻別川・喜茂別川	(1)　氾濫危険水位に到達するとき。 (2)　堤防が決壊するおそれがあるとき。 （堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見される。）
	その他の河川	洪水等による被害の危険が、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が高いと判断されるとき。

第３　国の水防活動（特定緊急水防活動）について

国土交通大臣は、洪水等により著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動を行うことができる。

(1)　当該災害の発生伴い侵入した水の排除

(2)　高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

第４　水防計画

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下、本節において「法」という。）第 32 条の規定に基づき、本町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水に際し、水災の警戒、防御により被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的とする。

１　水防の責務

水防法に定める関係機関及び地域住民等に対する水防上の責務の大綱は次のとおりである。

(1)　町（水防管理者）の責務

水防管理者（町長）は、水防法第 3 条の規定に基づき、水防管理団体として、町の区域

内における水防を十分果たす責任を有する。

２　水防組織

「第３章 第１節 組織計画」に定めるところに準じ、水防本部により、水防に関する事務を処理する。

３　水防本部の所轄事務

水防本部による水防に関する事務は、「第３章 第１節 組織計画」の定めに準じ、所轄する。

４　雨量、水位観測所

迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めたときは、観測機関又は観測担当者と連絡をとり、その状況を把握しておく。

なお、本町の雨量、水位観測所（地点）は、「第３章 第２節 気象業務に関する計画 第１の６」に示すとおりである。

５　水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。

区　分	種　類	発表機関	概　要
気象予報 警報	水防活動用気象注意報・警報 水防活動用洪水注意報・警報	気象官署	一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の発表をもって代える。 なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。
洪水予報	注意報・警報	北海道開発局 北海道 気象官署	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水防警報	待機・準備・出動・指示・解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

６　洪水時の河川に関する水防警報

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種　類	内　容	発　表　基　準
待　機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準　備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出　動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
指　示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を越え災害のおそれがあるとき。
解　除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

７　決壊通報

堤防等が決壊した場合、水防管理者（町長）又は消防機関の長は、直ちに次の系統図により通報する。

(1)　堤防等の決壊通報系統図

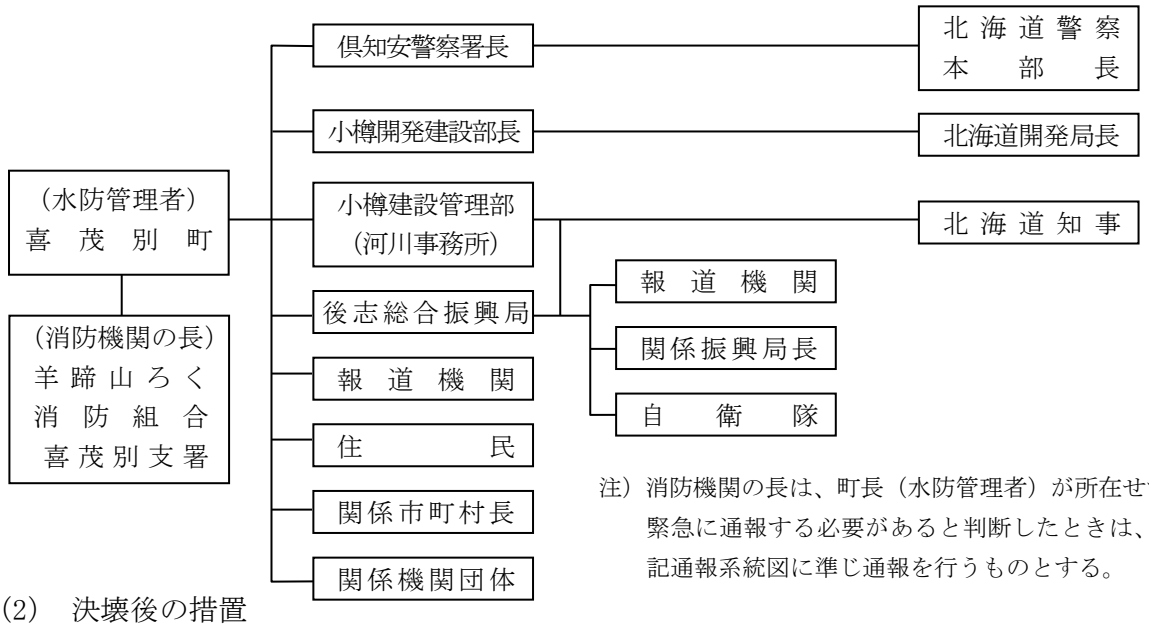

注）消防機関の長は、町長（水防管理者）が所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、上記通報系統図に準じ通報を行うものとする。

(2)　決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、消防機関の長及び消防団、

水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

８　避難及び立退き

水防管理者（町長）は、堤防等が決壊した場合、又は破堤の恐れがあるときは、「第 5 章 第 5 節 避難対策計画」の定めるところによる。

９　洪水警戒情報の伝達

警戒情報及び避難、指示等の情報は、ラジオやテレビ、IP 告知端末、広報車、サイレン等によって行う。

なお、水防活動に用いる水防信号は、次による。

区分＼方法	警鐘信号	サイレン	摘　要
警戒信号	●休止　●休止　●休止	●―休止　●―休止　●―休止 5 秒―15 秒 5 秒―15 秒 5 秒―15 秒	氾濫注意水位に達したことを知らせる信号。
出動 第 1 信号	●―●―●　●―●―● ●―●―●	●―休止　●―休止　●―休止 5 秒―6 秒 5 秒―6 秒 5 秒―6 秒	水防団及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせる信号。
出動 第 2 信号	●―●―●―● ●―●―●―● ●―●―●―●	●―休止　●―休止　●―休止 10 秒―5 秒 10 秒―5 秒 10 秒―5 秒	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる信号。
区分＼方法	警鐘信号	サイレン	摘　要
危険信号 （避難・立ち退き）	乱打	●―休止　　●―休止 1 分―5 秒　　1 分―5 秒	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号。

（備考）1. 信号は、適宜の時間継続すること
（備考）2. 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない
（備考）3. 危険が去ったときは口頭、電話、IP 告知端末、広報車により周知すること

10　主要資機材の備蓄

町の主要資機材は、資料 16 のとおりである。

なお、町は、町は水防協力団体と連携して、計画的に水防用資機材の整備を図ることとし、常に一定資材を準備しておくほか、事前に資材業者と協議し、緊急時に調達する数量等を確認し、災害に備える。

11　非常監視及び警戒

水防管理者（町長）は、町内の水防区域内を巡視、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、速やかに当該河川管理者に連絡する。

監視警戒にあたり、特に留意する事項は、次のとおりである。

(1)　居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及びがけ崩れ
(2)　川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂及びがけ崩れ
(3)　上面の亀裂又は沈下
(4)　堤防の水があふれる状況
(5)　取・排水門の両そで又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
(6)　橋梁とその他構造物と堤防の取付部分の異常
(7)　ため池等については、(1) ～ (6) までのほか、次の事項について注意すること

ア　取入口の閉塞状況
イ　流域の山崩れの状態
ウ　流入水及び浮遊物の状況
エ　余水及び放水路付近の状況
オ　樋管の漏水による亀裂及びがけ崩れ

12　非常配備体制

(1)　水防管理者（町長）は、次に掲げる場合に非常配備の体制をとる。
ア　水防警報指定河川について水防警報の伝達を受けたとき
イ　水防管理者（町長）が水防活動を必要と判断したとき
ウ　知事から指示があったとき

(2)　非常配備の体制は、「第３章 第１節 組織計画」による。
水防管理者（町長）が、非常配備を指令したときは、水防関係機関に対し通知するとともに、巡視員を増員して重要水防区域の監視を厳重にし、異常を発見したときは直ちに関係機関に報告するとともに、速やかに水防作業を実施しなければならない。

13　警戒区域の設定

(1)　消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場合に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止、若しくは制限をし、又はその区域からの退去を命ずることができる。
この場合には、速やかに警察署その他の関係機関に連絡し、消防職員又は警察官により危険防止対策を行う。

(2)　前記に定める区域において、町及び消防機関に属する者がないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

14　水防作業

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防、構造、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し、迅速かつ的確に水防作業を実施する。
その工法は概ね次のとおりである。

(1)　土のうの積み上げ
(2)　木流し、三基枠等による増破防止
(3)　土木用重機械による河床整理及び堤防築設
(4)　流木、堆積物等障害物の除去
(5)　決壊部へのビニールシート等の被覆

15　緊急通行

(1)　水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防関係者及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委託を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2)　損失補填
水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補填するものとする。

16　事業所との連携

町は、町内の建設業者等へ水防協力団体として予め協力を要請する等、事業所との連携を図り、出水時の円滑な水防活動を実施に努める。

17　住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たり、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、水防活動への協力を求める。

18　水防解除

水防管理者（町長）は、水位が警戒水位以下となり、かつ災害発生の危険がなくなったときは、水防の警戒体制を解除し、住民に周知する。

19　水防報告

(1)　水防報告

水防管理者（町長）は、次に定める事態が発生したときは、速やかに後志総合振興局長に報告する。

ア　消防機関を出動させるとき

イ　他の水防管理団体に応援を要請したとき

ウ　その他報告が必要と認める事態が発生したとき

(2)　水防活動実施報告

水防活動が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、資料編に掲載する水防活動実施報告（別記第４号様式）を翌月５日までに、後志総合振興局長に２部提出する。

20　水位周知下水道

道及び町が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。道又は町は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知および周知を行う。（法第１３条の２）町では、水位周知下水道を指定していない。

21　安全配慮

洪水、内水のいずれにおいても、水防団員等自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員等自身の安全は確保しなければならない。

第５　尻別川及び喜茂別川水害タイムライン（事前防災行動計画）

気候変動等の影響により、大規模水災害が発生する可能性が高まっており、発災前の関係機関がそれぞれ取るべき行動を時系列で示す事前防災行動計画「タイムライン」（以下「タイムライン」という。）の策定を推進する。

１　タイムラインの位置づけ

尻別川及び喜茂別川水害タイムラインは、時系列による事前防災行動だけでなく、防災関係機関との連携強化や災害行動の漏れを防止するための業務予定表及びチェックリストとしての役割を果たすものである。

２　尻別川及び喜茂別川水害タイムライン

区　分	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日
気象情報等	早期注意情報(線状降水帯の発生) 大雨洪水注意報 消防団待機水位	氾濫注意情報 記録的短時間大雨情報 大雨特別警報	氾濫警戒情報	氾濫危険情報	氾濫発生情報
レベル区分	警戒レベル１	警戒レベル２	警戒レベル３	警戒レベル４	警戒レベル５
被害状況					
役場職員の対応	ＴＬ運用体制の構築 職員登庁 避難所開設準備	避難所開設 高齢者等避難指示 避難指示 交通規制情報の収集	避難状況の確認	浸水想定区域内住民等への垂直避難呼びかけ 職員の安全確保	氾濫情報提供 広域支援・連携の要請 応急対策 長期避難者支援対策
住民がとるべき行動	情報収集(テレビ・ラジオ、ＩＰ電話ＳＮＳ等) 避難携行物品の確認	高齢者等避難開始 避難開始	避難継続	避難継続	避難継続
河川事務所	ＴＬ運用体制の構築 ＨＰ広報 河川管理施設の点検 資機材の確認	ＴＬ上のレベル設定 交通規制情報の収集 洪水情報の伝達	ＴＬ上のレベル設定 洪水予報の伝達 役場とのホットライン	ＴＬ上のレベル設定 洪水予報の伝達 役場とのホットライン	ＴＬ上のレベル設定 洪水予報の伝達 役場とのホットライン 応急・復旧対策の検討実施
消防・警察	ＴＬ運用体制の構築 資機材の確認	避難状況把握 交通規制情報の収集	状況に応じた交通規制の実施	排水機場の運転停止 危険個所から退避	応急対策
交通事業者ライフライン事業者	ＴＬ運用体制の構築	バス等の運行継続及び停止に関する連携	避難情報の入手	危険個所から退避	応急対策

資料編〔物資・資機材〕　・防災資機材保有状況（資料 16）
資料編〔様　　式〕　・水防活動実施報告（別記第４号様式）

第６　大規模氾濫減災協議会

１　大規模氾濫減災協議会

(1)　国土交通大臣は、法第１０条第２項又は第１３条第１項により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会(以下、「大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ)を次に掲げる者をもって組織するものとする。

ア　国土交通大臣
イ　北海道知事
ウ　当該河川の存する市町村の長
エ　当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
オ　当該河川の河川管理者
カ　当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長
キ　当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の国土交通大臣が必要と認める者

(2)　大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(3)　大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

２　北海道大規模氾濫減災協議会

(1)　北海道知事は、法第１１条第１項又は第１３条第２項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会(以下「北海道大規模氾濫減災協議会」という。)を次に掲げる者をもって組織するものとする。

ア　北海道知事
イ　当該河川の存する市町村の長
ウ　当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
エ　当該河川の河川管理者
オ　当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長
カ　当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の北海道知事が必要と認める者

(2)　北海道大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、北海道大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(3)　北海道大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、北海道大規模氾濫減災協議会が定める。

第 12 節　風害予防計画

風による公共施設、農用地、農作物の災害を予防するための対策は、次のとおりである。

第１　予防対策

１　北海道森林管理局、北海道

内陸部における（霧害を含む）を防ぐため、防災林造成事業等の治山事業を推進するものとする。

２　北海道

農作物の風害予防のため、時期的・作物別の予防措置及び対策を指導するとともに、耕地保全、作物の成育保護のため、耕地防風林の合理的な造成について指導するものとする。

３　台風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講じる。

４　学校及び保育所や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。

また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。

(1)　戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。

(2)　倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取りつけ、ロープ張り、大きなすじかいの打ち付け等を行う。

(3)　煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。

(4)　電灯引き込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。

５　台風による農産物等の風害防止のため、ようてい農業協同組合との連携を図り、農業施設等の管理者や農業生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知指導を実施する。

第２　竜巻予防の啓発・普及

住民に対し、竜巻等突風のメカニズムやこれと遭遇した場合の身の守り方等についての啓発・普及を行う。

竜巻からの身の守り方

１　屋内にいる場合

(1)　窓を開けない。

(2)　窓から離れる。

(3)　カーテンを引く。

(4)　雨戸・シャッターをしめる。

(5)　地下室や建物の最下階に移動する。

(6)　家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する。

(7)　部屋の隅・ドア・外壁から離れる。

(8)　頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。

２　屋外にいる場合

(1)　車庫・物置・プレハブを避難場所にしない。
(2)　橋や陸橋の下に行かない。
(3)　近くの頑丈な建物に避難する。
(4)　頑丈な建物が無い場合は、近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る。
(5)　飛来物に注意する。

第３　分野別対応策の検討

１　農作物・農地関係

特殊な気象条件下においては、旋風・突風・竜巻等が発生する可能性があり、それによる農作物に対する被害が予想される。これらが発生した場合の対処方法について、啓発・普及に努めるとともに、次の予防策を促進する。

(1)　風速 50m/s 以上に耐える耐候性ハウスの設置
(2)　風害等を受けやすい地域における農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備
(3)　農作物等に対する被害への対応の検討

第 13 節　雪害予防計画

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下、本節において「雪害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ防災関係機関の相互の連携のもとに実施する。

第１　町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講じるとともに、特に次の事項につき十分留意する。

１　雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
２　雪害情報の連絡体制を確立すること。
３　災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
４　積雪における消防体制を確立すること。
５　雪害の発生が予測される場合において、適切な避難指示ができるようにしておくこと。
６　雪害発生時における避難、救出、給水、食料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
７　孤立予想地域に対しては、食料、医療・助産、応急教育等について対策を講ずること。
８　除雪機械及び通信施設の整備点検を行うこと。
９　雪捨場の設定に当たっては、交通障害及びいっ水災害等の連絡について十分な配慮をすること。

第２　予防対策

１　除雪路線実施区分

(1)　除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により分担して除雪を実施する。

ア　一般国道は、北海道開発局が行う。
イ　道道は、北海道が行う。
ウ　町道は、町が行う。

２　除雪作業の基準

(1)　北海道開発局

種　類	除　　雪　　目　　標
第1種	昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保する。
第2種	2車線確保を原則とし、夜間除雪は通常行わない。
第3種	1車線確保を原則とし、必要な避難場所を設ける。夜間除雪は行わない。

(2)　北海道

種　類	標準交通量	除　　雪　　目　　標
第1種	1,000台以上/日	2車線以上の所定幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪時においては、極力2車線確保を図る。

種　類	標準交通量	除　　雪　　目　　標
第2種	300台以上1,000台未満/日	2車線（5.5m）以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪時においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台未満/日	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線（4.0m）幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

(3)　喜茂別町

町道の除雪は、町除排雪計画に基づくほか、次の要領で実施する。

ア　除雪業務の出動は、午前 2 時の時点で 10 ㎝以上（11 月中及び 3 月 10 日から 3 月 31 日までは 15 ㎝以上）の降雪があった場合又は風雪により道路が塞がり交通に支障がある場合とし、午前 8 時頃までに全路線の作業を終了するように努めること。

但し、吹雪等で視界が悪い時は、この限りでない。

イ　豪雪時の除雪については、除雪優先路線を優先して行う。

３　除雪実施目標

除雪対策の目標は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、次のとおり設定する。

(1)　第 1 次目標

期　間　11 月から 12 月中旬

目　標　除雪機械車両等の整備点検及び防雪施設、スノーポール等の設置

(2)　第 2 次目標

期　間　11 月から 3 月まで

目　標　豪雪等雪害に対処する除雪･排雪の推進

４　排雪作業

(1)　道路管理者は、一般交通が著しく支障を来たしている場合に排雪作業を実施する。

(2)　排雪作業に伴う雪処理については、雪捨場へ搬入によるものとし、特に次の事項に留意する。

ア　雪捨場は、交通に支障のない場所を選定することとし、やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配意する。

イ　河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、水があふれたりしないよう十分配意する

５　警戒体制

(1)　町は、気象官署の発する予警報及び現地情報等を勘案し、必要と認める場合は、防災計画に定める非常配備体制をとる。

(2)　町は、雪害発生時における避難、救出、給水、食料供給及び防疫等の応急措置の体制を事前に検討しておく。

第３　避難救出措置等

雪害の発生により孤立地域が発生したときは、町は、関係機関と協力して、速やかに救援の措置を講じる。

第４　雪害への予防と啓発

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

そのため、町は住民に対し、なだれの発生が予想される箇所や降積雪時の適切な活動について、啓発・普及を行い、住民に対して周知を図るとともに、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整備する。

また、道内では暴風雪による被害が発生しており、町内においても視界不良による運転の危険や吹き溜まりによる車両の立ち往生が想定されるため、被害防止にむけた普及・啓発を行う。

１　住民への啓発・普及事項

(1)　なだれ危険箇所
(2)　雪害に関する警報・注意報等に対する知識
(3)　住宅周辺等の自主的除雪を心がける等の防災思想の普及
(4)　住宅周辺等の自主的除雪の際の屋根からの落雪への注意
(5)　雪下ろしの際の転落防止への注意

２　暴風雪等による被害防止に向けた注意事項

(1)　気象情報に注意し、暴風雪が予想される場合は、外出を避ける。
(2)　やむを得ず車等で外出する場合は、次の点に注意する。

ア　車が立ち往生する可能性もあるため、防寒着、毛布、寝袋、携帯トイレ、カイロ、長靴、手袋、スコップ、けん引ロープ等を車に用意するとともに、十分に燃料があることを確認して外出する。

イ　地吹雪などにより、運転をしていて危険を感じたら、無理せず、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア、公共施設等、駐車可能な屋内施設に退避し、天気の回復を待つ。

ウ　避難できる場所や救助を求められる人家が無い場合は、消防や警察に連絡するとともに、車のマフラーが雪に埋まらないよう定期的に除雪し、窓を少し開けて換気を行うなどして、車中での救助に備える。

第５　地域ぐるみによる除排雪の実施

降雪、積雪は、住民の日常生活や産業活動に大きな影響を及ぼすため、地域ぐるみで克服していく必要があり、住民、事業所等が協力し、自主的に防災体制を整備し地域の除排雪に積極的に取り組むことが重要である。

このため、「自らの地域は、自らの力で除排雪する。」という住民意識の高揚と地域による除排雪体制づくりを促進し、地域の実情に応じた地域ぐるみによる除排雪活動を積極的に推進し、地域の生活道路の確保を図る。

第 14 節　融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害（以下、本節において「融雪災害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ防災関係機関の相互の連携のもとに、町水防計画に定めるもののほか、次のとおりである。

第１　町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ所要の措置を講じるとともに、特に次の事項に十分留意する。

(1)　融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
(2)　気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
(3)　融雪出水、なだれ、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
(4)　融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
(5)　融雪災害時に適切な避難指示ができるようにしておくこと。
(6)　災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難救助体制を確立すること。
(7)　水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
(8)　融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

第２　予防対策

１　気象情報及び積雪状況の把握

町は、融雪期においては札幌管区気象台と緊密な連絡をとり、地域内の降積雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努める。

２　融雪出水対策

(1)　町は、「第４章 第１ 災害危険区域等」に定める重要警戒区域及び他地区の融雪による危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずる。

ア　町及び羊蹄山ろく消防組合 喜茂別支署は、住民の協力を得て、既往の被害箇所その他の予想される危険区域を中心に巡視警戒を行う。

イ　町は、警察その他関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておく。

ウ　町長及び河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰（水深・流量の調節のため、川の途中や流出口などに設けて流水をせき止める構造物）、水門等、河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図る。

エ　町は、被災地における避難場所及び避難所を住民に十分周知とともに、避難について収容施設の管理者と協議しておく。

(2)　水防上重要な施設の管理者は、融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、下流に急激な水位の変動を生じないよう留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図る。

３　なだれ等予防対策

(1)　道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所については、随時パトロールを実施するとともに、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずる。

(2)　がけ地等の管理者は、がけ崩れ及び地すべりの発生が予想される箇所についてはパトロールを強化する。

４　交通の確保

(1)　町長及び道路管理者は、積雪、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除排雪、結氷の破砕等障害物の除去に努める。

(2)　町長及び道路管理者は、積雪、拾雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図る。

５　広報活動

町及び関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努める。

第３　応急対策

防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、お互いに緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずる。また、必要に応じ住民の避難等の応急対策を行う。

第 15 節　土砂災害（地すべり、崖崩れ、土石流）予防計画

土砂災害（地すべり、崖崩れ、土石流）の予防に関する計画は、次のとおりである。

第１　現況

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年 5 月 8 日法律第 57 号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所を含む、土砂災害に係る町内危険区域は、「第 4 章 第 1 災害危険区域等」の定めによる。（資料 10～11）

資料編〔災害危険区域等〕	・地すべり・がけ崩れ等危険区域（資料 10）
資料編〔災害危険区域等〕	・土砂災害警戒区域（資料 10）
	・土砂災害特別警戒区域（資料 10）
資料編〔災害危険区域等〕	・山地災害危険地区（資料 11）

※指定状況、位置情報については、以下のホームページから確認することができる。
（北海道土砂災害警戒情報システム・土砂災害警戒区域等の指定状況）
https://www,njwa.jp/hokkaido-sabou/　（ＨＰ版）
https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/sp/　(スマートフォン版)
（北海道（民有林）の山地災害危険地区）
https://hkd-tsn-kikenchiku.jp/
(北海道（国有林）の山地災害危険地区)
https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/tisan/kikentiiki/index.html

第２　予防対策

道及び町は、降雨等による土砂災害（地すべり、崖崩れ、土石流）の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や土砂災害（地すべり、崖崩れ、土石流）に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。

北海道開発局は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流、河川閉塞による湛水又は火山噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流による重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための緊急調査を行うとともに、道及び町への情報の通知を行う。

１　土砂災害警戒区域等の指定区域においては、高齢者等避難、避難指示などの避難情報の発令基準を定める。

２　土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害（地すべり、崖崩れ、土石流）に関する情報等、予報及び警報の伝達方法を定める。

３　土砂災害（地すべり、崖崩れ、土石流）に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所及び避難所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

４　土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布

（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。

第３　形態別予防計画

１　地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるおそれがあるため、国、道及び町は、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施するものとする。

(1)　北海道

ア　地すべり防止工事に関する基本計画に基づいて、地すべり防止工事を施工するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。

また、町に対し土砂災害警戒区域等に関する資料を提供し、住民への資料提供について指導するものとする。

イ　地すべり防止区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

ウ　地下水の排水施設の機能を阻害する行為等地すべり防止を阻害し、又は地すべりを助長する行為を制限するものとする。

(2)　町及び防災関係機関は、住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域等の周知に努めるとともに、地すべり防止工事、治山事業等を計画的に行うよう努める。

また、定期的な巡回を行い、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）が発生した場合は、速やかに住民に周知し、避難を呼びかける。さらに、住民自身による防災措置（異常報告、自主避難、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

地　す　べ　り　の　前　兆

1　斜面に段差ができたり、亀裂が生じる
2　凹地ができたり、湿地が生じる
3　斜面からの湧水が濁ったり、湧き方が急に変化する
4　石積がはらんだり、擁壁にひびが入る
5　舗装道路にひびが入る
6　樹林、電柱、墓石等が傾く
7　戸やふすま等の建具がゆるみ、開けたてが悪くなる

２　崖崩れ防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、崖崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、国、道及び町は、次のとおり崖崩れ防止の予防対策を実施するものとする。

(1)　急傾斜地崩壊（崖崩れ）防止対策

ア　北海道

(ｱ)　急傾斜地崩壊防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。

また、町に対し土砂災害警戒区域等に関する資料を提供し、住民への資料の提供について指導するものとする。

(ｲ)　崩壊防止工事のうち、住民に施工させることが困難又は不適当なものを施工するものとする。

(ｳ)　急傾斜地崩壊危険区域を指定したときは、当該区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

(ｴ)　急傾斜地崩壊危険区域内において、水を放流し、又は停滞させる行為など崩壊を助長し、誘発するおそれのある行為を制限するとともに、必要に応じてその所有者等に対して、擁壁、排水施設、その他防災工事の実施等改善措置をとるよう命令を行うものとする。

イ　町及び防災関係機関は、住民に対し、土砂災害警戒区域等の周知に努めるとともに、急傾斜地崩壊防止工事、治山事業等を計画的に行うよう努める。

また、定期的な巡回を行い、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）が発生した場合は、速やかに住民に周知し、避難を呼びかける。さらに、住民自身による防災措置（異常報告、自主避難、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

(2)　山腹崩壊防止対策

ア　北海道森林管理局、北海道

(ｱ)　森林法に基づき、森林を「保安林」として、又は、森林若しくは原野その他の土地を「保安施設地区」として指定し、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業（治山事業）を行うことにより、山腹の崩壊等を防止するとともに、施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。

(ｲ)　保安林又は保安施設地区において行う立木の伐採や行為を制限し、保安林等が常にその指定の目的に則して機能することを確保するものとする。

(ｳ)　町に対し山腹崩壊危険地区に関する資料を提供し、住民への資料の提供について指導するものとする。

イ　町及び防災関係機関は、住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、定期的な巡回を行い、斜面等の異常が発生した場合は、速やかに住民に周知し、避難を呼びかける。

３　土石流予防計画

(1)　北海道開発局、北海道森林管理局

ア　土砂災害警戒区域及び崩壊土砂流出危険地区に係る直轄砂防・治山施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

イ　砂防・治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導するものとする。

ウ　同一渓流内で同時期に複数の砂防・治山工事が実施される場合は、各事業者間において土石流対策等の情報を相互に交換するとともに、請負業者に対し、工事中の安全確保のための土石流に対する警戒避難体制等について請負業者間において連絡調整

するよう指導するものとする。

(2)　北海道

ア　治山工事及び砂防工事の推進をはじめ、砂防法に基づく砂防指定や森林法に基づく保安林指定の促進を図るとともに、土石流の発生を助長するような行為を制限するなど土石流対策を推進するものとする。

また、治山・砂防施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

イ　町に対し土砂災害警戒区域等に関する資料を提供し、住民への資料の提供について指導するものとする。

ウ　砂防・治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導するものとする。

エ　同一渓流内で同時期に複数の砂防・治山工事が実施される場合は、各事業者間において土石流対策等の情報を相互に交換するとともに、請負業者に対し、工事中の安全確保のための土石流に対する警戒避難体制等について請負業者間において連絡調整するよう指導するものとする。

(3)　町及び防災関係機関は、住民に対し、土砂災害警戒区域等や崩壊土砂流出危険地区の周知に努めるとともに、砂防・治山事業を計画的に行うよう努める。

また、定期的な巡回を行い、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）が発生した場合は、速やかに住民に周知し、避難を呼びかけるとともに、住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

土　石　流　の　前　兆

1　山鳴りがする
2　雨が降り続いているのに、川の水位が下がる
3　川の流れが濁ったり、流木が混ざり始める

第４　土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は、「第 3 章 第 2 節 気象業務に関する計画 第 1 の 6 土砂災害警戒情報」に示すとおりである。

なお、土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対象ではないことに留意する。

第５　土砂災害（地すべり、崖崩れ、土石流）等にかかる町の防災対策について

町内の土砂災害（地すべり、崖崩れ、土石流）等による避難指示等の発令に当たり、町長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、警戒巡視、個別の渓流・斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断を行う。

１　避難指示等の発令基準

崖崩れ等の発生は、一般的に一時間当たり雨量 20㎜ 以上、降り始めてからの雨量が 100㎜ 以上となったら危険性が増すと言われており、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町

村に対しては、気象庁から土砂災害警戒情報が発表されることとなっている。

以上のことから、避難指示等を発令する判断基準については、次のとおりである。

なお、巡回中の職員等が土砂災害の前兆現象を確認した場合は、発令基準によらず、直ちに避難情報の発表を行う。

避難情報	判　断　基　準
高齢者等避難	(1)　大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ１時間雨量が 20㎜ を超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想されるとき。 (2)　近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化）が発見されたとき。
避難指示	(1)　土砂災害警戒情報が発表されたとき。 (2)　大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき。 (3)　降り始めてからの雨量が 100㎜ を超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想されるとき。 (4)　近隣で前兆現象（渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見されたとき。
緊急安全確保 （必ず発令される情報ではない）	(1)　すでに安全な避難ができず、命が危険な状態 (2)　避難指示発令後、継続して雨が降り続けているとき。 (3)　近隣で土砂災害が発生しているとき。 (4)　近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。

２　避難情報の周知方法

住民への避難情報の伝達は、IP 告知端末及び広報車等により周知を行う。

３　土砂災害（地すべり、崖崩れ、土石流）に対する防災意識の高揚

住民組織等と連携を取りながら、土砂災害（地すべり、崖崩れ、土石流）に対する認識や防災意識を高めていくとともに、危険区域の住民に対しては、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

危険度の高いがけ

1　クラック（裂け目）のあるがけ
2　表土の厚いがけ
3　オーバーハング（せり出し）しているがけ
4　浮石の多いがけ
5　割目の多い基岩からなるがけ
6　湧水のあるがけ
7　表流水が集中するがけ
8　傾斜度が 30°以上、高さ 5m以上のがけ

がけ崩れの前兆

1　がけからの水が濁る
2　がけに亀裂が入る
3　小石がパラパラ落ちてくる

第 16 節　積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難所及び避難経路の確保等に支障を生じることが懸念されるため、町、道及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第１　積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町、道及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」及び「第４章 13 節 雪害予防計画」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第２　避難救出措置等

１　喜茂別町

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱第９」に基づき、所要の対策を講ずるとともに、次の事項につき留意するものとする。

(1)　積雪・寒冷期に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。

(2)　積雪・寒冷を想定した避難所の整備や避難所運営の実施、防寒着等の資機材の備蓄

２　北海道

(1)　災害の発生により応急対策を実施する場合は、町と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食糧、燃料供給及び防疫等に万全の措置を講ずる。

(2)　災害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

３　倶知安警察署 喜茂別交番

(1)　災害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、町長が避難を指示できないと認めるとき、又は町長から要請のあったときは、避難を指示して誘導する。

(2) 災害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施する。

第３　交通の確保

１　道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町、道及び北海道開発局の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1)　除雪体制の強化

ア　町は、一般国道及び道道と整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ　町は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等、自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2)　積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア　町は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

特に避難経路の除雪・防雪・凍結防止のため必要な措置を講ずる。

イ　町は、風雪等による交通障害を予防するため、防雪柵の整備を促進する。

(3)　雪上交通手段の確保

町及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努

める。

２　航空輸送の確保

(1)　災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する地域が発生することが予想される。道及び関係機関は、孤立地域に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

(2)　緊急時ヘリポートの確保

町及び道は、孤立が予想される地域のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

第４　雪に強いまちづくりの推進

１　家屋倒壊の防止

町及び道は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

２　積雪期における避難所等、避難経路の確保

町、道及び防災関係機関は、積雪期における避難所等、避難路の確保に努める。

第５　寒冷対策の推進

１　被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

２　避難所対策

町は、避難所等における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（毛布、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄と協定による確保に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、施設に外部受電盤等を設置するなど、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

更に、災害時避難所を開設する際には、避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を予防するため、開設当初からパーティションや段ボールベット等の簡易ベットを設置するよう努める。

３　避難所の運営

(1)　町は、冬期における避難時の低体温症対策として、防寒機能を整えた避難場所等の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の確保について配慮する。

(2)　町は、避難の長期化等必要に応じ

てプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。

４　住宅対策

町及び道は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるほか、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空や家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期化した場合の対策を検討する。

第 17 節　複合災害に関する計画

町、道及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するための対策は、次のとおりである。

第１　予防対策

１　防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努める。

２　防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。（「第４章 第２節 防災訓練計画 第７ 複合災害に対応した訓練の実施」の再掲）

３　町及び道は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第 18 節　事業継続計画の策定

町、道及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努める。

第１　事業継続計画（BCP）の概要

事業継続計画（BCP）とは、災害発生時に道、市町村及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

＜業務継続計画の作成による業務改善のイメージ＞

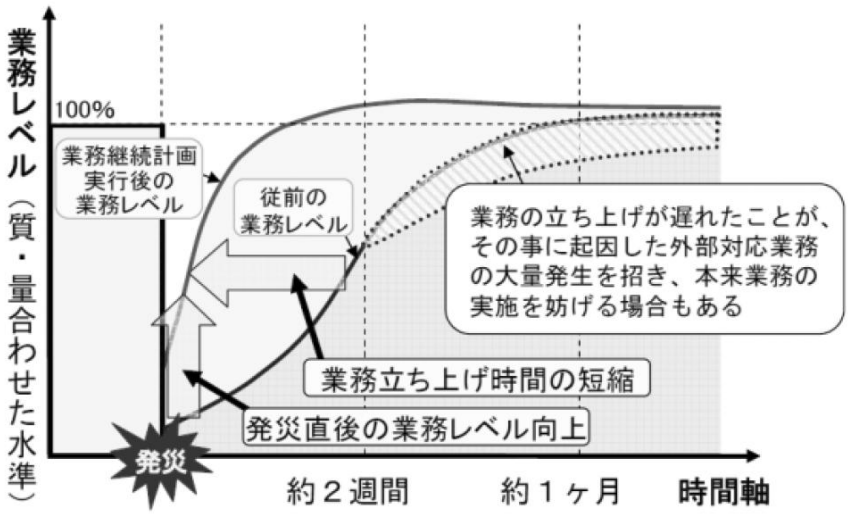

第２　事業継続計画（BCP）の策定

１　喜茂別町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても喜茂別町役場の各課等の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるため、別に定める「喜茂別町役場事業継続計画（令和７年１２月改訂）」により、業務の早期復旧を図るとともに、策定した計画の持続的改善に努める。

なお、本町において災害・事故時に情報システムの機能を継続、早期復旧するために必要な ICT 部門が取り組む ICT 部門の事業継続計画（ICT－BCP）の概要は次のとおりであり、詳細は喜茂別町役場業務継続計画（BCP）別冊「喜茂別町役場 ICT 部門業務継続計画（ICT－BCP）」による。

(1)　ICT 部門業務継続計画（ICT－BCP）の基本方針

ア　ＩＣＴ部門の責任遂行

イ　来訪者、職員及び関係者の安全

ウ　本計画の実効性の担保と改善

エ　運用・保守事業者等との協力体制の確立

(2)　重要な行政データのバックアップ

重要な行政データのバックアップについては、別冊「喜茂別町役場ＩＣＴ部門業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）」の３項、その他脅威への対応(4)重要な行政データのバックアップによる。

(3)　重要情報システムの継続に不可欠な資源の整理

災害・事故時において、重要情報システムの継続、又は優先的な早期復旧のために、必要となる最低限の資源、（庁舎、要員、設備、インフラ等）を整理する。

(4)　緊急時対応体制

大規模な災害・事故が発生した場合、ICT 部門責任者（まちづくり振興課）は、次の役割を担う。

ア　ICT 部門の業務計画に関わる調査や対応活動の開始と終了の判断及び指示

イ　情報システムの業務継続に関する方針や方法の意思決定

ウ　町の災害対策本部への状況報告と本部決定事項の部門内への伝達

エ　他の業務部門との調整の総括、支援依頼

２　事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時の非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努める。

この際、各課等は、各課等に関係する事業者への業務（事業）継続計画の策定を推進する。

第３　庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

第５章　災害応急対策計画

基本法第 50 条第１項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限り的確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の健康管理等を徹底し、安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第１節　災害情報収集・伝達計画

災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等についての計画は、次のとおりである。

第１　情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下、本節において「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

道及び町は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。

災害対策応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

町、道及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織や無人航空機、ＳＡＲ衛星等の情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。その際、ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いて情報収集に当たるとともに、夜間はヘリ搭載赤外線カメラ等についても積極的に活用するものとする。

また、通信が途絶している地域で応急活動に当たる場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めることとする。

１　町の災害情報等収集及び連絡

(1)　町は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を後志総合振興局に報告する。

(2)　町は、気象等警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておく。

(3)　町内会長等は、地域内の住民と協力して警戒に当り、情報の早期把握に努めるとともに災害が発生したときは、直ちに町又はその他の関係機関に通報する。

２　災害時の内容及び通報の時期

(1)　災害対策本部設置

ア　災害対策本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、防災関係機関へ通報する。

イ　防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣する。

(2)　道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により後志総合振興局を通じて道（危機対策課）に通報する。

ア　災害の状況及び応急対策の概要・・・・発災後速やかに

イ　災害対策本部等の設置・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに

ウ　被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

エ　被害の確定報告・・・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

(3)　町の通報

ア　町は、119 番通報の殺到状況時には、その状況等を道（後志総合振興局経由）及び国（消防庁経由）に報告する。

イ　町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道（後志総合振興局経由）及び国（消防庁経由）への報告に努める。

３　被害状況報告

災害が発生した場合、町長及び後志総合振興局長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき知事に報告するものとし、知事は、「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」に基づき国（消防庁経由）に報告する。

但し、町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第１報については、直接消防庁にも報告する。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第１報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

また、町長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）へ報告する。

確定報告については、応急措置完了後 20 日以内に、内閣総理大臣宛て及び消防庁長官宛ての文書を消防庁へ提出する。

消防庁への直接即報基準（町に該当するもの）

区　分		直　接　即　報　基　準
火災等即報	交通機関の火災	○　航空機、自動車の火災で次に揚げるもの (1)　航空機火災 (2)　トンネル内車両火災

	危険物等に係る事故	○　危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。） (1)　死者（交通事故によるものを除く。）又は、行方不明者が発生したもの、負傷者が5名以上発生したもの (2)　危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの (3)　危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア　河川へ危険物が流出し、防徐・回収等の活動を要するもの イ　500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい等 (4)　市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路全面通行禁止等の措置を要するもの (5)　市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
区　　分		**直　接　即　報　基　準**
火災等即報	原子力災害等	(1)　原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの (2)　放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの (3)　原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が町長にあったもの (4)　放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
	病院等において発生した火災	
	爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）	
救急・救助事故**即**報		○　死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの (1)　航空機等による救急・救助事故 (2)　バスの転落による救急・救助事故 (3)　ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 (4)　不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 (5)　その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃**即**報		○　武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 ○　武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
災害**即**報		○　地震が発生し、当該町の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない） ○　風水害、火山災害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの

被害状況等の報告【消防庁報告先（通常時）】

時間帯		平日(9:30～18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT 回線	電話	03-5353-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5353-7537	03-5253-7553

被害状況等の報告【消防庁報告先（消防庁災害対策本部設置時）】

報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班(消防防災・危機管理センター内)

NTT 回線	電話	03-5253-7510
	FAX	03-5253-7553

被害状況等の報告【北海道・後志総合振興局報告先】

区分 / 回線	北海道総務部 危機対策局危機対策課	北海道後志総合振興局 地域政策部地域政策課
NTT 回線	011-204-5008 011-231-4314（FAX）	0126-20-0033 0126-25-8144（FAX）
北海道総合行政情報ネットワーク（道防災無線）	町、道出先機関は衛星専用電話機（FAX）より 6-048-500-7527 6-048-500-7537（FAX）	町、道出先機関は衛星専用電話機（FAX）より 6-048-500-7782 6-048-500-7789（FAX）

（注） 北海道総合行政情報ネットワークの衛星専用電話は、全ての市町村と道出先機関の一部に設置されている。

４　災害情報等連絡系統図

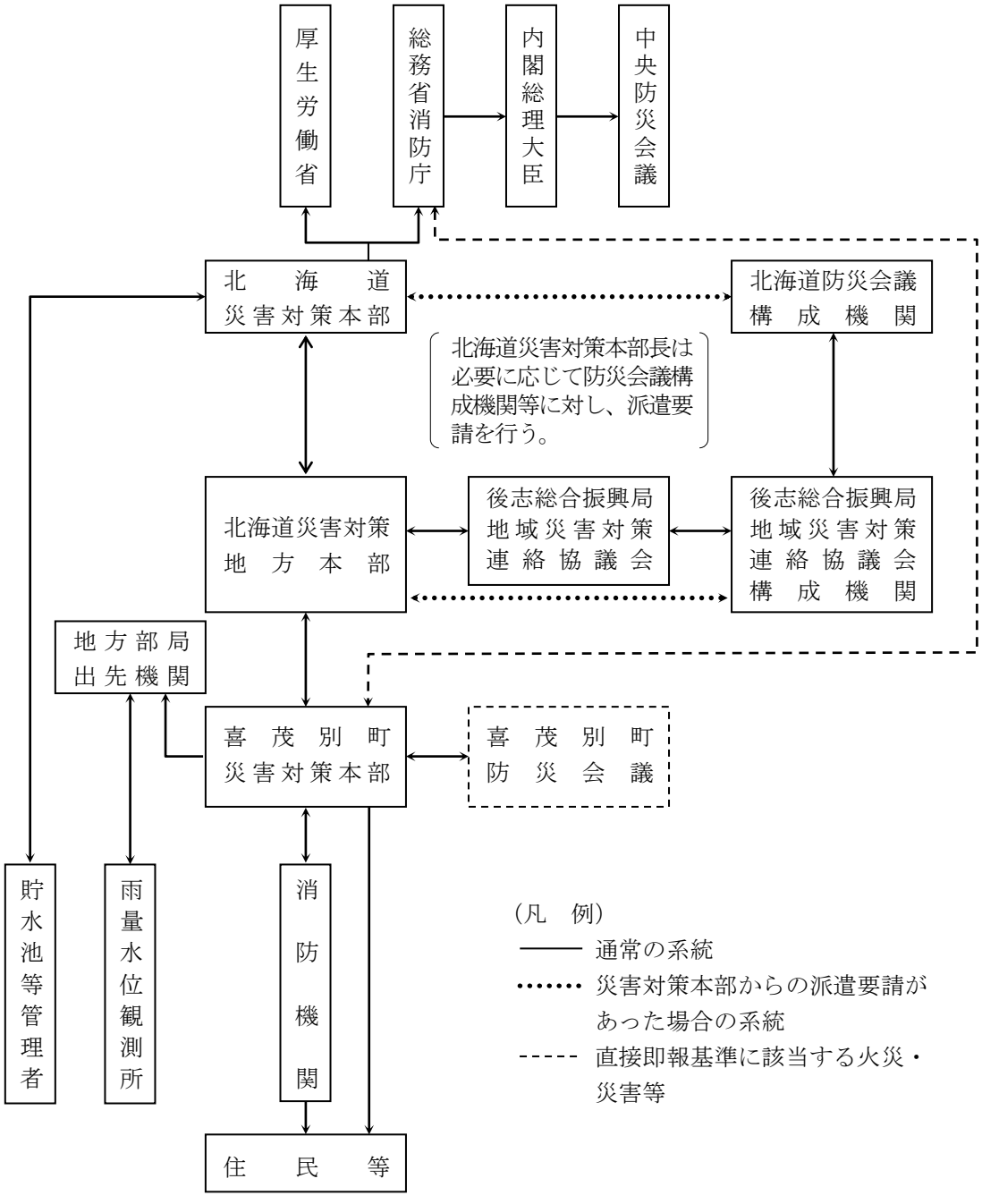

災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報等を後志総合振興局長に報告するものとする。

１　災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災を除いたものとする。

２　報告の対象となる災害

災害情報等の報告の対象は、次のいずれかに該当するものとする。

(1)　警戒レベル４相当以上の防災情報（土砂災害警戒情報、氾濫危険情報、高潮特別警報、高潮警報）、津波警報・注意報又は噴火警報（居住地域）が発表され、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保を発令したもの。

(2)　地震が発生し、震度４以上を記録したもの。

(3)　噴火警報（火口周辺）が発表されたもの。

(4)　人的被害又は住家被害が発生したもの。

(5)　孤立地域が発生したもの。

(6)　町が災害対策本部を設置したもの。

(7)　自衛隊に災害派遣を要請したもの。

(8)　災害救助法の適用基準に合致するもの。

(9)　災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても北海道（総合）振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。

(10) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるものなど、特に指示があった災害

３　報告する災害情報及び方法

報告の対象となる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町長及び振興局長は次のとおり速やかに報告すること。

(1)　災害が発生又は発生するおそれがある場合

町長は、次に掲げる災害情報を速やかに北海道防災情報システム（以下「道防災情報システム」という。）に入力すること。

ア　災害対策本部等の設置状況（配備体制を含む。）

イ　避難情報発令状況

ウ　避難所開設状況

エ　被害情報（人的被害、住家被害、非住家被害）

町長は、知事が特に指示しない限り、次表の左欄に掲げる時点において把握している災害情報を当該下欄に掲げる時刻までに道防災情報システムに入力すること。

	報告を要する時点	入力期限
(ｱ)	8時00分	8時30分
(ｲ)	14時00分	14時30分
(ｳ)	20時00分	20時30分
(ｴ)	(ｱ)から(ｳ)までのほか知事が災害の程度等から判断し特に必要と認める時刻	知事が特に指示する時刻

(2)　応急措置完了時

ア　町長は、災害に係る応急措置が完了した日から 15 日以内に所轄の振興局長あてに被害状況報告（別記第５号様式）を電子メールにより提出すること。

イ　振興局長は、管内市町村分の被害状況報告（別記第５号様式）を取りまとめの上、被害状況報告集計表（別記第６号様式）を作成し、知事あてに提出する。

４　被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、資料 22 のとおりとする。

５　その他

(1)　町長は、役場庁舎が大きな被害を受けるなど道防災情報システムが利用できない場合には、振興局長に対し、道防災情報システムへの代行入力を依頼することができる。この場合において、原則、次の事項ごとに定める入力依頼書を電子メール又はＦＡＸにより振興局長に提出し、その旨を架電するものとする。

ただし、これが困難な場合には、電話（口頭）で入力依頼書に記載する情報を伝えること。

ア　災害対策本部等の設置状況

イ　避難情報発令状況

ウ　避難所開設状況

エ　避難者数

オ　被害情報

(2)　振興局長は、(1)により町長から代行入力の依頼があった場合は、その受理日時や代行入力処理日時等を道防災情報システム代行入力依頼受理・処理整理表により整理すること。

資料編〔応急・復旧〕　・被害状況判定基準（資料 22）
資料編〔様　　式〕　・被害状況報告（別記第５号様式）
資料編〔様　　式〕　・被害状況報告集計表（別記第６号様式）

第２節　災害通信計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等についての計画は、次のとおりである。

第１　通信手段の確保等

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、ＮＴＴ東日本（株）等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線を活用する。

なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

第２　電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

第１における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行う。

１　電話による通信

災害時優先電話

住民からの電話等による輻輳（ふくそう）を避けるため、職員・関係団体は災害時優先電話の使用を徹底する。

２　電報による通信

(1)　非常扱いの電報（非常電報）

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

(2)　緊急扱いの電報（緊急電報）

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

(3)　非常電報・緊急電報の利用方法

ア　115 番（局番なし）をダイヤルし NTT コミュニケータを呼び出す。

イ　NTT コミュニケータが出たら

(ｱ)　「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

(ｲ)　予め指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

(ｳ)　届け先、通信文等を申し出る。

(4)　電気通信事業法及びＮＴＴ東日本(株)の契約約款に定める電報内容、機関等

ア　非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
１　気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
２　洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
３　災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
４　鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
５　通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
６　電力施設の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
７　秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
８　災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間

イ　緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
１　火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救助、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1)非常扱いの電報を取り扱う機関相互間(上記の８項に掲げるものを除く) (2)緊急事態が発生し、又は発生するおそれのあることを知った者と(1)の機関との間
２　治安の維持のため緊急を要する事項	(1)警察機関相互間 (2)犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と、警察機関との間
３　天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
４　船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
５　水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1)水道、ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2)預貯金業務を行う金融機関相互間 (3)国又は地方公共団体(上記の表、本表１～４(2)に掲げるものを除く)相互間

３　無線通信施設

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる無線通信施設は、羊蹄山ろく消防組合喜茂別支署の消防無線のみである。

４　その他の通信施設

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、概ね次のとおりである。

(1)　陸上自衛隊の通信施設

北部方面総監部、師団司令部、旅団司令部及び駐屯部隊等の有線通信及び無線通信を経て行う。

(2)　警察の通信施設

ア　警察電話による通信

専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経て行う。

イ　警察無線電話装置による通信

北海道警察本部及び各方面本部、警察署、同移動局（パトカー）等を経て行う。

(3)　北海道電力ネットワーク株式会社の専用電話による通信

北海道電力ネットワーク株式会社 小樽支店倶知安ネットワークセンターを経て行う。

(4)　北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

上記の (1) から (3) までに掲げる各通信系を使用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、事業用無線通信局及び北海道地方非常通信協議会加入無線局、アマチュア無線局等による通信を利用して行う。

５　通信途絶時等における連絡方法

上記 1～4 までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は通信を行うことが著しく困難であるときは、車両及び徒歩等により連絡員を現地派遣し、口頭により連絡するなど、臨機の措置を講ずる。

なお、北海道総合通信局による臨機の措置は次のとおりである。

(1)　北海道総合通信局の対応

ア　貸与要請者あて、移動通信機器の貸出

イ　無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

(2)　町の対応

町は、(1) の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡する。

ア　移動通信機器の借受を希望する場合

(ｱ)　借受申請者の氏名又は名称及び住所

(ｲ)　借受希望機種及び台数

(ｳ)　使用場所

(ｴ)　引渡場所及び返納場所

(ｵ)　借受希望日及び期間

イ　臨機の措置による手続きを希望する場合

(ｱ)　早急に免許又は許可等を必要とする理由

(ｲ)　(ｱ)に係る申請の内容

(3)　連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室　（直通電話）011-747-6451

６　ＮＴＴ東日本株式会社北海道事業部との「災害時における相互協力に関する協定」の締結に係る事項

(1)　令和６年２月下旬に大規模災害時における相互協力に関するＮＴＴ東日本株式会社北海道事業部と本町との協定を締結するとともに、令和７年６月下旬の町総合防災訓練において、ＮＴＴ東日本株式会社北海道事業部による安否確認サービス電話体験訓練により地域住民等の防災意識の高揚を図り、「顔の見える関係」を構築した。

引き続き、関係機関との連携を継続する。

(2)　町は、ＮＴＴ東日本株式会社北海道事業部災害対策室からの情報連絡員（リエゾン）の派遣を受けた場合は、受入体制を確立して応急対策の迅速化を図る。

第３節　災害広報・情報提供計画

災害時には、被災地住民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとられるようにする必要がある。

本町及び防災関係機関が行う的確な情報伝達のための災害広報等についての計画は、次のとおりである。

第１　町の広報

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関することや要配慮者等に必要な情報等についてボランティア団体やＮＰＯ等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、実施に当たっては、 統括班（まちづくり振興課　まちづくり振興係）及び 救助班（元気応援課　健康づくり係　福祉係）が、要配慮者への伝達に十分配慮するほか、災害現場における住民懇談会等によって、住民並びにり災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させる。

１　災害情報等の収集方法

災害情報等の収集については、「第５章 第１節 災害情報収集・伝達計画」によるほか、次の収集方法による。

(1)　統括班（まちづくり振興課 まちづくり振興係）派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集

(2)　報道機関その他防災関係機関への取材による資料の収集

(3)　その他災害の状況に応じ、職員の派遣による資料の収集

２　災害情報等の発表及び広報の方法

(1)　発表責任者

災害情報等の発表及び広報は、町長（本部長）の承認を得て、統括班長（まちづくり振興課長）がこれに当たる。

なお、災害対策本部における発表責任者、広報対象及び伝達方法は、次表に定めるとおりとする。

発表責任者	広報対象	伝達方法
副本部長	報道機関	口頭又は文書
正　統括班長 副　総務班長	地域住民及び被災者	広報車、消防署からの放送又は地区別情報連絡責任者による
	対策本部職員	庁内放送
	防災関係機関及び公共的団体並びに関係施設等	電話又は伝達員

(2)　報道機関に対する情報の発表

収集した災害情報等に基づき、報道機関に対して次の事項を発表する。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、新聞・テレビ、ラジオ放送等報道機関が行う独自の取材活動に対して、情報・資料を提供し協力する。

ア　災害の種別（名称）及び発生年月日

イ　災害発生の場所又は被害激甚地域

ウ　被害状況

エ　町における応急対策の状況

オ　住民及び被災者に対する注意及び協力要請

カ　本部の設置又は廃止

キ　救助法適用の有無

(3)　住民に対する広報の方法及び内容

ア　住民及び被災者に対する広報活動は、災害時の状況を見極めながら、次の方法により行う。

(ｱ)　町広報車の利用

(ｲ)　新聞、テレビ及びラジオの利用

(ｳ)　町広報紙の利用

(ｴ)　町ホームページの利用

(ｵ)　チラシ等印刷物の利用

(ｶ)　IP 告知端末の利用

(ｷ)　スマートホンアプリ（ＪＣ－Ｓｍａｒｔ）の利用

イ　広報事項の内容

(ｱ)　災害に関する情報及び注意事項

(ｲ)　災害応急対策とその状況

(ｳ)　災害復旧対策とその状況

(ｴ)　被災地を中心とした交通に関する状況

(ｵ)　その他必要な事項

(4)　庁内連絡

総務班（総務課 総務係）は、本部業務の適切な遂行のため、災害情報等を庁内放送及び庁内 LAN 等を利用して職員に周知する。

３　各関係機関に対する周知

統括班は、必要に応じて防災関係機関・公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して、災害情報を提供する。

４　広聴活動（被災者相談所の開設）

民生班（住民課 住民係）は、災害の状況により必要と認めたときは、本部の指示により、被災者のための相談窓口を開設し、被災者家族等の住民等からの問い合わせに対応する体制を整えるほか、住民からの災害に関する要望事項を関係対策部（関係各課）及び防災関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理に努める。

第２　防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。特に、住民生活に直結した機関（道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等）は、応急対策活動とこれに伴う復旧状況を住民に広報するとともに、道災害対策（連絡）本部に対し、情報の提供を行う。

第３　災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報をとりまとめて広報を実施する。

第４　災害時の氏名等の公表

１　町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

２　町は、「救出・救助活動に資する」「住民基本台帳の閲覧等制限がない」場合に、行方不明者等の氏名等を家族等の同意を得ることなく速やかに公表する。

第５　偽・誤情報対策

道及び町は、偽情報・誤情報が拡散されていることが確認された場合、報道機関をはじめ、関係機関と連携し、注意喚起を行うとともに、正確な情報の発信等に努めることとする。

第４節　応急措置実施計画

災害時において、町長等が実施する応急措置についての計画は、次のとおりである。

第１　実施責任

法令上の実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

１　町長、町の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等（基本法第 62 条）
２　水防管理者（町長）、消防機関の長（消防長）等　（水防法第 17 条及び第 21 条）
３　消防長、消防署長等　（消防法第 29 条）
４　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長　（基本法第 77 条）
５　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官　（基本法第 63 条第 3 項）
６　知事　（基本法第 70 条）
７　警察官等　（基本法第 63 条第 2 項）
８　指定公共機関及び指定地方公共機関　（基本法第 80 条）

第２　従事命令等の実施

基本法第 71 条の規定に基づき、従事命令等を発し、応急措置を実施する場合は、資料編 別記第 7 号様式 公用令書等（別表 第 1～6 号様式）を交付して行う。

この場合、施設及び土地、家屋、若しくは、物資の保管する場所に立ち入ろうとする職員は、公用令書等（別記第 7 号様式　別表 第 6 号様式）に定める証票を携帯しなければならない。

資料編〔様　　式〕　・公用令書等（別記第 7 号様式、別表 第 1 号様式～第 6 号様式）

第３　町等の実施する応急措置

１　警戒区域の設置

(1)　町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2)　警察官は、町(町長の委任を受けた町の職員を含む。)が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定することができる。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。

(3)　災害派遣を命ぜられた自衛官は、町長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。

この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。

(4)　町長は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。

(5)　町長は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(6)　知事は、災害が発生した場合、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定する。

２　他人の土地、物件等の一時使用等（基本法第 64 条第 1 項）

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町区域内の他人の土地、建物その他工作物（以下、本節において「工作物」という。）を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件（以下、本節において「物件」という。）を使用し、若しくは収用する。この場合において、基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 24 条及び基本法第 82 条の規定に基づき次の措置をとる。

(1)　応急公用負担に係る手続

町長は、工作物又は物件を使用し、若しくは収用したときは、速やかに工作物及び物件の占有者、所有者その他当該工作物又は物件について権原を有する者（以下、本節において「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知する。

この場合において、当該工作物及び物件の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を町公告式条例（昭和 25 年 条例第 8 号）を準用して、庁舎前の掲示場に掲示する等の措置をとる。

ア　名称又は種類
イ　形状及び数量
ウ　所在した場所
エ　処分の期間又は期日
オ　その他必要な事項

(2)　損失補償

町は、当該処分により通常生ずべき損失を補償する。

３　災害現場の工作物及び物件の除去、保管等の実施（基本法第 64 条）

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下、本節において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管する。

(1)　町長は、当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等を返還するため必要事項を公示する。（基本法施行令第 25 条、第 26 条）

(2)　町長は、保管した工作物等が滅失若しくは破損のおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管する。（基本法施行令第 27 条）

(3)　工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 5 条及び第 6 条の規定を準用する。

(4)　公示の日から起算して 6 か月を経過してもなお工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、町に帰属する。

４　他の市町村長等に対する応援の要求（基本法第 67 条、資料 26）

(1)　町長は、町域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求める。

(2)　町長は、他の市町村長等から応援を求められた場合は、正当な理由がない限り、応援を拒むことはできない。

(3)　応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動する。

５　知事に対する応援の要求等（基本法第 68 条）

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援又は応急措置の実施を要請する。

６　北海道開発局に対する応援の要求等

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ」（資料 28）に基づき、北海道開発局長に対し応援又は応急措置の実施を要請する。

資料編〔条例・協定等〕　・災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（資料 28）
資料編〔条例・協定等〕　・北海道地方における災害時の応援に関する申合せ（資料 30）

７　住民等に対する緊急従事指示等

(1)　町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。（基本法第 65 条）

(2)　水防管理者（町長）及び消防職員の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（水防法第 24 条）

(3)　消防職員又は消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第 29 条第 5 項）

(4)　救急隊員は、緊急の必要があるときは、傷病者の発生した現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。（消防法第 35 条）

(5)　町長は、(1) から (4) までにより、本町の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（基本法第 84 条）

第４　救助法の適用

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、「第 5 章　第 36 節　災害救助法の適用と実施」に定めによる。

第５節　避難対策計画

災害時において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置についての計画は、次のとおりである。

第１　避難実施責任及び措置内容

１　実施責任

風水害、土砂災害（地すべり、崖崩れ、土石流）、地震、火災等の災害による人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等は、次により避難指示を行う。

また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、要配慮者の避難支援対策を充実・強化するために、高齢者等避難及び避難指示を必要に応じて伝達する。

(1)　町長（基本法第 60 条、水防法第 29 条）

ア　町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きの指示、立退先の指示を行うとともに、避難所の開設、避難者の収容等を行い、その旨を速やかに後志総合振興局長に報告する（避難解除の場合も同様とする）。

また、立退指示等ができない場合は、警察官にその指示を要請する。

イ　町長は、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案した分析を行い、その結果、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに避難の指示を行う。この際、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。ウ　水防管理者（町長）が、避難のための立退指示をする場合は、警察署長にその旨を通知する。

エ　避難指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、IP 告知端末をはじめとした効果的な伝達手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

(2)　知事又はその命を受けた道の職員

（基本法第 60 条、第 72 条、水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）

ア　知事又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事は洪水、地すべり以外の災害においても町が行う避難、立退きの指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の収容等については町長に委任する。

イ　知事は、災害発生により町長が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。

ウ　後志総合振興局長は、町長から避難のための立退勧告、指示、立退先の指示及び避

難所の開設等について報告を受けた場合は、町長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。

また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、「第５章 第９節 輸送計画」により、関係機関に協力要請する。

(3) 警察官（基本法第 61 条）

ア 警察官は（1）のアにより町から要請があったとき、又は町長が立退指示ができないと認めるときは、立退指示、立退先指示等を行うものとし、その場合直ちに町長に通知する。

イ 災害による危険が切迫したとき、警察官は、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告する。

(4) 自衛隊（自衛隊法第 94 条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

ア 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第 4 条）

イ 他人への土地等への立入（警察官職務執行法第 6 条）

ウ 警戒区域の設定等（基本法第 63 条）

エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第 64 条）

オ 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第 65 条）

第２ 避難指示又は避難情報の周知

避難指示又は避難情報の周知に当たっては、広報担当である統括班（まちづくり振興課）が、羊蹄山ろく消防組合 喜茂別支署等、関係機関の協力を得て、当該地域の住民等に対し、避難の対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、次の事項について速やかに周知徹底を図る。

１ 周知内容

(1) 避難指示又は避難情報の理由及び内容

(2) 避難場所、避難所及び経路

(3) 火災、盗難の予防措置等

(4) 携行品等その他の注意事項

ア 携行品は、必要最小限の物品を入れた両手の使用が容易な避難用リュックサック等のマイバックを日頃から準備しておく。

（非常食・飲料水・トイレットペーパー・着替え・タオル・救急薬品等・懐中電灯・携帯ラジオ、モバイルバッテリー等を基準）

イ 避難する場合は、戸締りに注意するとともに、火気危険物等の始末（消火、ガスの元栓の閉め等）を徹底し、火災が発生しないようにする。

ウ 服装は軽装とし、ヘルメット等（なければ帽子）を装着し、雨衣・防寒用具・手袋携行を基準とする。

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報 避難情報等
警戒レベル５	指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない
警戒レベル４	危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。	避難指示
警戒レベル３	・高齢者等は危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル２	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水注意報
警戒レベル１	災害への心構えを高める。	早期注意情報

２　周知方法

広報担当である統括班（まちづくり振興課）は、次に掲げるもののうち、災害の状況及び地域の実情に応じ、最も迅速かつ的確に伝達することができる方法により行う。場合によっては、2つ以上の方法を併用し、周知する。

(1)　IP告知端末による伝達

町は、住民等への的確な情報伝達を図るため、IP告知端末により、伝達する。

(2)　スマートホンアプリ（ＪＣ－Ｓmart）による伝達

町は、住民等への的確な情報伝達を図るため、スマートホンアプリ（ＪＣ－Ｓmart）により、伝達する。

(3)　広報車による伝達

町・羊蹄山ろく消防組合 喜茂別支署・倶知安警察署等の広報車を利用し、該当地区を巡回して伝達する。

(4)　ラジオ、テレビ放送等による伝達

NHK・民間放送局に対し避難指示等を行った旨を連絡し、住民に伝達すべき事項を提示するとともに放送するよう協力を依頼する。

(5)　電話による伝達

電話等により、住民組織、官公署、会社等に連絡する。

(6)　伝達員による個別伝達

避難指示が夜間、停電時、風雨が激しい場合等のため、全家庭に対する周知が困難であると予想されるときは、消防職員、消防団員等で班を編成し、個別に伝達する。

(7)　地域への伝達依頼

町内会及び住民組織等に対して、電話等により伝達を依頼する。

(8)　避難信号による伝達

水防計画に定める危険信号による。

方法 / 区分	サイレン	摘　要
危険信号 (避難・立退き)	●―休止　●―休止 1分―5秒　1分―5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号。

３　避難指示の発令基準

避難情報による避難指示の発令は、以下の基準を参考に、河川洪水予報、今後の気象予測、河川等巡視による報告等を含めて総合的に判断し、町が発令する。

(1)　避難準備情報

要配慮者など避難行動に時間を要する者及び避難所までの距離が遠い者が避難を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、その基準は、次のとおりである。

区　分		判　断　基　準
風水害	尻別川・喜茂別川	ア　水位観測所の水位が水防団待機水位に達し､一定時間後には、氾濫注意水位を超えると予想されるとき。
	その他の河川	ア　河川が一定時間後に氾濫注意水位に達すると予想されるとき。 イ　町域における大雨注意報・警報発表後も引き続き降雨が予想され、河川に著しい増水がみられたとき。 ウ　町域における洪水警報発表後も引き続き降雨が予想され、河川に著しい増水がみられるとき。 エ　ア～ウの状況等を総合的に判断し、要配慮者等について事前に避難させておく必要があると認められるとき。
土砂災害		ア　大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ 1 時間雨量が 20mm を超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想されるとき。 イ　近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化）が発見されたとき。
その他の災害		ア　災害の状況から、要配慮者等について事前に避難させておく必要があると認められるとき。

(2)　高齢者等避難

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況や、気象警報等が発表又は災害が発生するおそれがある場合に、事前の避難基準、又は安全な場所へ避難させるための基準は、次のとおりである。

区　　分		判　　断　　基　　準
風水害	尻別川・喜茂別川	ア　水位観測所の水位が氾濫注意水位に到達し、一定時間後には、避難判断水位に到達すると予想されるとき。 イ　河川氾濫のおそれがあるとき。 ウ　その他諸般の状況から、避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。
	その他の河川	ア　河川が氾濫注意水位を越え、なお水位が上昇するおそれがあるとき。 イ　記録的短時間大雨情報、特別警報が発表されたとき。 ウ　ア～イの状況を総合的に判断し、住民等に安全な場所へ避難させる必要があると判断されるとき。
土砂災害		ア　大雨警報、洪水警報が発表されたとき。 イ　降り始めてからの雨量が 100㎜ を超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想されるとき。 ウ　近隣で前兆現象（渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見されたとき。
その他の災害		ア　地震等により火災が延焼拡大のおそれがあるとき。 イ　災害の状況から、避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。

(3)　避難指示

危険な場所から全員避難するものであり 、その基準は、次のとおりである。

なお、避難のいとまのない場合は、緊急安全確保をさせること。

区　　分		判　　断　　基　　準
風水害	尻別川・喜茂別川	ア　氾濫危険水位に到達するとき。 イ　堤防が決壊するおそれがあるとき。 （堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見される。）
	その他の河川	ア　洪水等による被害の危険が、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が高いと判断されるとき。
土砂災害		ア　土砂災害警戒情報が発令されたとき。 イ　近隣で土砂災害が発生しているとき。 ウ　近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。
その他の災害		ア　地震、火災等、災害による被害の危険が目前に切迫していると判断されるとき。

第４　避難誘導・避難方法

１　避難誘導

避難誘導は、町職員（主に民生班（住民課 住民係））、消防職員、消防団員、警察官及びその他指示権者の命を受けた職員が当たる。

また、町職員、消防職員、消防団員、警察官等、避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。

２　要配慮者への配慮

自力避難の困難な要配慮者及び避難行動に時間を要する要避難者を避難させる場合には、優先的に誘導するよう配慮する。

また、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できる

よう十分配慮する。

３　避難経路の設定

町は、避難に当たっての地区の状況を把握し、次の基準を参考に避難経路を設定する。

(1)　避難経路には比較的幅員の広い路線を設定する。
(2)　避難経路は浸水や斜面崩壊等による危険のない、できる限り安全なルートを設定する。
(3)　避難経路沿いには火災・爆発等の危険度の高い施設がないよう配慮する。
(4)　避難経路は２箇所以上の複数の経路を選定する。
(5)　避難経路は原則として相互に交差しない。
(6)　避難経路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。

４　避難方法

(1)　小規模な場合

ア　避難は、各戸に行うことを原則とするが、必要に応じて、町内会単位、又は町内会各班単位で行う。

イ　避難者が自力で避難、立退きすることが不可能な場合や車両による集団輸送が必要と認められる場合は、「第５章 第９節 輸送計画」により、避難者の輸送を行う。

(2)　大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、町において措置できないときは、町は道（後志総合振興局）に対し応援を求めて実施する。

第５　避難経路、避難場所及び避難所の安全確保

住民等の避難に当たって、町職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難経路、避難場所及び避難所の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

また、避難経路については、その安全を確認し、要所には誘導員を配置するなど事故防止に努める。

第６　避難場所及び避難所

１　避難場所及び避難所の指定

町は、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し、次のとおり広域避難場所及び避難場所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図る。

また、必要があれば、予め指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。(資料 16)

さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間宿泊施設を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

(1)　広域避難場所及び避難場所

広域避難場所及び避難場所は、大火災が延焼拡大し、危険が迫っている場合、又はこれに準ずる事態が発生した場合等に周辺地区から避難者を収容する場所とする。

原則として避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、小中学校等グラウンドとする。

(2)　避難所

避難所は、大雨、洪水等による家屋の浸水、流失、又は地震、大火災などにより、家屋を喪失、若しくは喪失するおそれがある場合に、避難者を収容するための施設であり、一時的な避難の場合１人当たり１平方メートル、長期的な避難の場合１人当たり最低限２平方メートルを確保する。

また、避難所指定に当たっては、原則として風水害時は浸水想定区域外の避難所を地震災害時には耐震補強された施設を指定する。

なお、浸水想定区域内の避難所については、気象等の状況に応じて、町内の浸水想定区域外の避難所へ集団避難する際の一時集合拠点として活用する場合も想定する。

２　避難所の周知方法

住民に対し、平常時から避難所を周知するため、広報紙、ハザードマップ、ＩＰ告知端末及びスマートホンアプリ（ＪＣ－Ｓmart）を活用して、住民に周知する。

資料編〔避　難　所　等〕　・避難所等（資料 19）

第７　被災者の受入れ及び生活環境の整備

町は、避難所が誰もが安心して快適に過ごすことができ、被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える場所となるよう、良好な生活環境を確保するよう努めるものとする。特に、要配慮者の個々のニーズに応じた支援が差別なく行えるよう、その運営及び資機材、情報提供の方法等に配慮する。

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、町が予め作成した避難所運営マニュアルを踏まえ、速やかな指定避難所の供与、避難所における安全性や良好な居住性の確保及び福祉的な支援の充実に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第８　指定緊急避難場所の開設

１　町は、災害時、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

２　指定緊急避難場所は、住民等が緊急的に避難する施設又は場所であり、特に屋外となる場所では、避難者を指定避難所等へ移動させる必要があるため、町は、指定緊急避難場所の状況を把握し、指定避難所等へ誘導するなど、避難者の安全確保を図るものとする。

第９　指定避難所の開設

１　町は、災害時、必要に応じ、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。この際、指定避難所の開設にあたり、各指定避難所に設置してある避難所運営マニュアルを活用し、避難所を開設する。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同

意を得て避難所として開設する。

２　町は、避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知する。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

３　町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

　また、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。

４　町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

５　町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設置等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用除外措置があることに留意する。

６　町は、感染症対策について、感染症患者が発生し、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

７　町は、避難所において収容人員を超過することがないよう、平時からホームページ等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。

８　町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤを適切に道に報告する。

第 10　避難所の開設状況の記録

町は、避難所における収容状況及び「第 5 章 第 13 節 衣料・生活必需物資供給計画」に定める物資等の受払いを明確にするため、必要な帳簿類を備える。

１　避難者世帯名簿（別記第 8 号様式）

２　避難所収容台帳（別記第 9 号様式）

３　避難所設置及び収容状況（別記第 10 号様式）

４　救助種目別物資受払簿（別記第 11 号様式）

資料編〔様	式〕	・避難所世帯名簿（別記第 8 号様式）
資料編〔様	式〕	・避難所収容台帳（別記第 9 号様式）
資料編〔様	式〕	・避難所設置及び収容状況（別記第 10 号様式）
資料編〔様	式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第 11 号様式）

第 11　指定避難所等の運営管理等

１　町(民生班(住民課 住民係))は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会及び避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。

　また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えるこ

とができるよう留意する。

２　町は、指定避難所の運営管理に際しては、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努める。

３　町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努める。

４　町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所に生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努める。その際、デジタル技術を活用し、効率的な情報の把握に努めるものとする。

５　町は、被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保及び福祉的な支援の充実のために、道や他の市町村、医療・保健関係者等と連携して、段ボールベットの増加配当や、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努めるとともに、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

６　町は、国のデータベースを活用して災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等を調達するなど、指定避難所等の生活環境の整備に努める。

７　町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努め、道においては、町に対する助言・支援に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

　また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

８　町は、指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等へのに配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の更衣室、物干し場、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

９　町は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

10　町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

11　町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

　なお、道は、市町村に対する助言・支援に努めるものとする。

12　道及び町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必

要に応じて旅館やホテル等への移動を被災者に促すものとし、特に要配慮者に対しては、宿泊施設を活用するなど良好な生活環境に努める。

13　道及び町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

14　町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行う。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努める。

15　町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センター等を活用するなど、体制の構築に努める。

16　町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当課（まちづくり振興課）と保健福祉担当課（元気応援課）が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。

17　町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努める。

18　避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当課（まちづくり振興課）と保健福祉担当課（元気応援課）が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者または感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、ほかの避難者とは区画と動線を分けるなど必要な措置を講ずる。

第 12　道（後志総合振興局）に対する報告

１　町長が、避難指示を発令したときは（町長以外の者が発令したときは、町長経由）、次の事項を記録して知事（後志総合振興局長経由）に報告する。

(1)　発令者
(2)　発令日時
(3)　発令理由
(4)　避難の対象区域
(5)　避難先

２　避難所を開設したときは、次の事項を記録して知事（後志総合振興局長）に報告する。

(1)　避難所開設の日時、場所及び施設名
(2)　開設期間の見込み
(3)　開設箇所数及び収容人員（避難所の名称及び当該収容人員）
(4)　炊き出し等の状況

第 13　関係機関への連絡

町長が避難指示を発令したとき及び警察官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の要領により関係機関に連絡する。

１ 倶知安警察署 喜茂別交番に連絡し、必要に応じて協力を求める。
２ 避難所として利用する施設の管理者に連絡をとり、協力を求める。

第 14　広域避難

１　広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外へ広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができる。

２　道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行う。

３　道外への広域避難

(1)　町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求める。

(2)　町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、上記によらず、知事に報告後、自ら他の市町村に協議する。

４　避難者の受入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの遭難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

５　関係機関の連携

(1)　道、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

ア　広域避難を行うべき場合やその対象者の整理
イ　被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保
ウ　バスなど被災者の移送手段の確保
エ　広域避難についての被災者の意向の把握
オ　被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、施設等を含む）のマッチング
カ　施設（ホテル、施設等を含む）への移送
キ　広域避難先での継続的な支援

(2)　町は、広域避難の受入先の市町村との間で、被災者に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災者に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

第 15　広域一時滞在

１　道内における広域一時滞在

(1)　町長は、災害発生により被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、本節において「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める市町村長（以下、「協議元市町村長」という。）は、道内の他の市町村長（以下、本節において「協議先市町村長」という。）に被災住民の受け入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めることができる。

(2)　道内広域一時滞在を協議をしようとするときは、協議元市町村長は、予め総合振興局長又は振興局長を通じて知事に報告する。但し、予め報告することが困難なときは、協議開始後、速やかに、報告するものとする。

(3)　協議元市町村長又は知事により、道内広域一時滞在の協議を受けた町長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに、町長に通知する。

なお、町長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

(4)　協議元市町村長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。
(5)　協議先市町村長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、 内容を公示するとともに、知事に報告する。
(6)　協議先市町村長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。
(7)　知事は、上記(1)に基づく市町村長からの助言の求めがあった場合には、被災住民の広域一時滞在が円滑に行われるよう調整するとともに、この場合において、必要に応じ上記(2)から(6)により協議元市町村長又は協議先市町村が行うこととされている協議、通知及び公示を代わって実施することができるものとする。
(8)　知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認める場合は、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

　また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぎを行う。

　なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

２　道外への広域一時滞在

(1)　町長は、災害発生により被災住民について、道外の他の市町村における一時的な滞在（以下、本節において「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、知事に対し協議を行い、知事が道外の当該市町村を含む都府県知事（以下、本節において「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求める。
(2)　道外広域一時滞在を協議する場合は、知事は、予め内閣総理大臣に報告する。

　ただし、予め報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。
(3)　知事は、町長より要求があったときは、協議先知事との協議を行う。

　また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。
(4)　知事は、協議先知事より受入れ決定の通知を受けたときは、町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。
(5)　町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。
(6)　町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告及び公示するとともに、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

　また、知事は、上記の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。
(7)　知事は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に関係する機関等に通知し、公示するとともに内閣理大臣に報告する。
(8)　知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

３　広域一時滞在避難者への対応

　町及び道は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

４　関係機関の連携

(1)　道、町、運送事業者等は、予め策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者

間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞在を実施するよう努めるものとする。

この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

ア　広域一時滞在を行うべき場合や対象者の整理
イ　被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、施設等を含む）の確保
ウ　バスなど被災者の移送手段の確保
エ　広域一時滞在についての被災者の意向の把握
オ　被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング
カ　施設（ホテル、旅館等を含む）への移送
キ　広域一時滞在先での継続的な支援

(2)　町は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災者に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災者に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

(3)　道及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、一時滞在者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

第 16　不測事態対処

町は、想定外の自然災害により、避難する際に、各町内・各地区において指定された指定緊急避難場所及び指定避難所が使用不能に陥った場合は、躊躇することなく、あらゆる手段を用いて、使用可能な指定緊急避難場所及び指定避難所への変更を伝達する。

この際、避難所間の移動を安全かつ迅速に実施するため、協定締結した事業用自動車の配車を準備する。

第６節　救助救出計画

災害時によって、生命、身体の危険な状態になった者の救助救出活動についての計画は、次のとおりである。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第１　実施責任

１　北海道警察

被災地域において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。

２　北海道

道は、町を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、町から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

特に、要救助者に関する情報については、道が集約し、救助救出活動を実施する機関等に情報提供するとともに、必要に応じて救助救出活動に関する総合的な調整を行う。

また、町のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

３　喜茂別町

(1)　町長（救助法を適用された場合を含む。）は、羊蹄山ろく消防組合喜茂別支署、倶知安警察署等の協力を得て、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、町の救助力が不足すると判断した場合は、隣接市町村、道等の応援を求める。

更に、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

(2)　町長は、被害が甚大であり、災害対策本部のみでの救助救出活動が困難である場合は、「第 5 章 第 30 節 自衛隊派遣要請計画」の定めにより、知事（後志総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を依頼する。

第２　救助救出活動

１　被災地域における救助救出活動

町及び羊蹄山ろく消防組合 喜茂別支署、倶知安警察署は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

２　救出対象者

災害により、現に生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態で、概ね次に該当するとき、救助救出活動を行う。

(1)　火災の際、火中に取り残された場合
(2)　台風・地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合
(3)　水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合
(4)　山くずれ、地すべり等により生き埋めとなった場合
(5)　自動車等の大事故が発生した場合

３　救出状況の記録

被災者を救出した場合は、次によりその状況を記録しておく。

(1)　被災者救出用機械器具燃料受払簿（救助種目別物資受払簿）（別記第 11 号様式）
(2)　被災者救出状況記録簿（別記第 12 号様式）

資料編〔様　　式〕　・救助種目別物資受払簿（別記第 11 号様式）
資料編〔様　　式〕　・被災者救出状況記録簿（別記第 12 号様式）

４　災害対策現地合同本部

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、「第 3 章 第 1 節 組織計画」の定めるところにより、災害対策現地合同本部を設置し、救助救出活動を実施する。

第７節　災害警備計画

住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、倶知安警察署喜茂別警察官駐在所が実施する警戒及び警備についての計画は、北海道地域防災計画及び次のとおりである。

第１　災害警備の実施

北海道警察（倶知安警察署 喜茂別交番）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防ぎょ御し、又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施し、住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たる。

第２　応急対策の実施

１　災害の予警報の伝達に関する事項

(1)　倶知安警察署長（以下、本節において「警察署長」という。）は、町及び防災関係機関と災害に関する予警報の伝達に関して、平常時より緊密な連絡を取り、災害時の伝達に遺漏のないよう措置する。

(2)　警察官は、基本法第 54 条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、速やかに町長に通報する。

２　事前措置に関する事項

(1)　町長が行う警察官の出動要請

町長が基本法第 58 条の規定に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、又は求める場合は、警察署長を経て北海道警察本部長に対して行う。

(2)　町長の要請により行う事前措置

倶知安警察署長は、町長からの要請により基本法第 59 条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知する。

この場合において、町長は、当該措置の事後処理を行う。

３　災害時における災害情報の収集に関する事項

倶知安警察署長は、災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を町長及び防災関係機関と共有する。

４　災害時における広報に関する事項

倶知安警察署長は、住民に対して警備措置上必要と認められる場合は、災害の種別、規模及び態様に応じ、避難措置、犯罪の予防、交通の規制その他の警察活動について広報を行う。

５　避難に関する事項

(1)　警察官が基本法第 61 条又は警察官職務執行法第 4 条により、避難のための立退きの警告、又は指示を行った場合は、町長に連絡する。

(2)　警察官が基本法第 61 条、又は警察官職務執行法第 4 条により、避難のための立退きの警告、又は指示を行う場合は、「第 5 章 第 5 節 避難対策計画」に定める避難先を示す。

但し、災害の規模、現場の状況等により本計画により難い場合は、適宜の措置を講ずる。

この場合において、警察署長は、速やかに町長に対して通知し、当該避難先の借上げ、給食等は、町長が行う。

(3)　避難の誘導に当たっては、町、羊蹄山ろく消防組合喜茂別支署等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たる。

６　救助に関する事項

倶知安警察署長は、町長に協力して被災者の救出、負傷者及び疾病にかかった者の応急的救護並びに死体の見分に努めるとともに、状況に応じて町長の行う災害応急活動に協力する。

７　応急措置に関する事項

(1)　倶知安警察署長は、警察官が基本法第 63 条第 2 項に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに町長に通知する。この場合において、町長は、当該措置の事後処理を行う。

(2)　倶知安警察署長は、警察官が基本法第 64 条第 7 項及び同法第 65 条第 2 項の規定に基づき応急公用負担（人的及び物的公用負担）を行った場合は、直ちに町長に通知する。

この場合において、町長は、当該措置による損失補償等の事後処理を行う。

８　災害時における通信計画に関する事項

(1)　倶知安警察署長は、現有通信施設及び設備の適切な運用により、災害時における通信連絡の確保を図る。

(2)　倶知安警察署長は、災害が発生し、孤立が予想される地域その他必要と認められる地域に対しては、移動無線局、携帯無線機等の必要な通信施設、又は資材の活用について計画し、その運用については、町長と打合せにより決定する。

第８節　交通応急対策計画

災害の発生における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速にするための道路交通の確保についての計画は、次のとおりである。

第１　交通応急対策の実施

自然災害発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、道路法等に基づき、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、定期的な見直しを行い、事前の備えを推進する。

道路啓開については、北海道道路啓開計画【第２版】（一部改訂）（令和６年１２月 北海道道路啓開計画検討協議会）に基づき実施する。

また、道路管理者等は、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段を活用するなどして被害状況を収集・把握するものとする。

なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

１　喜茂別町

町が管理する道路で災害が発生した場合は、町長が、道路の復旧に努めるとともに、道路構造の保全と交通の危険を防止するために必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限することができる。

この場合、迂回路等を的確に明示し、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

２　羊蹄山ろく消防組合 喜茂別支署

(1)　消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(2)　消防職員は、前記（1）による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。（基本法第 76 条の 3 第 4 項）

３　北海道公安委員会（北海道警察）

(1)　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全及び円滑化を図るため必要があると認めるとき、及び災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

(2)　警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(3)　警察官は、前記（2）による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。(基本法第 76 条の 3 第 2 項)

４　北海道開発局（小樽開発建設部）

一般国道（指定区間内）の路線に係る道路を保全し、又は交通の危険を防止するため、必要と認められるときは、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。この場合、迂回路等を的確に明示し、交通の確保を図る。

５　北海道（小樽建設管理部 真狩出張所）

(1)　道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険個所等を把握するとともに、障害物の除去に努める。

(2)　交通の危険を防止するため、必要と認めるときは車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。

(3)　道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、ガソリン等について、町長等の要請に基づきあっせん及び調達を行う。

６　自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長、警察官等がその場にいないときに次の措置をとることができる。

(1)　自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること

(2)　警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること

(3)　現場の被災工作物等の除去等を実施すること

７　一般社団法人北海道警備業協会

災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について「災害時における交通誘導業務等に関する協定」等により関係機関の支援を行う。

第２　道路の交通規制

１　道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び倶知安警察署は、相互に緊密な連携を図るとともに、防災関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

(1)　損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間

(2)　迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点

(3)　緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

２　交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施する。

(1)　交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
(2)　緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

３　関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第３　緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

１　通　知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、予め、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、予め通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

２　緊急通行車両の確認手続き

(1)　知事（後志総合振興局長）又は北海道公安委員会（倶知安警察署）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行う。
(2)　確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁（**後志総合振興局**）又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

(3)　証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」（資料 17・18）を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(4)　緊急通行車両

ア　緊急通行車両は、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行う。

(ｱ)　特別警報・警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関する事項
(ｲ)　消防、水防その他の応急措置に関する事項
(ｳ)　被災者の救難、救助その他保護に関する事項
(ｴ)　災害を受けた児童生徒の応急の教育に関する事項
(ｵ)　施設及び設備の応急の復旧に関する事項
(ｶ)　清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
(ｷ)　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
(ｸ)　緊急輸送の確保に関する事項
(ｹ)　その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ　指定行政機関等が保有、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両、又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両とする。

(5)　発災前確認手続の普及等

町、道及び地方行政機関は、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続を積極的に行うなど、その普及を図る。

３　規制除外車両

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認める。

(1)　確認手続

ア　北海道公安委員会（北海道警察）は、車両使用者等の申出により当該車両が、規制除外車両であることの確認を行うものとする。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

イ　確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ　証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制除外車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記アに定める自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付は行わない。

(2)　事前届出制度

ア　規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合は、これを受理するものとする。

(ｱ)　医師・歯科医師・医療機関が使用する車両

(ｲ)　医薬品・医療機関・医療用資機材等を輸送する車両

(ｳ)　患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

(ｴ)　建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

イ　事前届出制度の普及

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

資料編〔通信・輸送〕　・緊急通行車両確認証明書（資料 19）
資料編〔通信・輸送〕　・緊急通行車両標章（資料 20）

第４　緊急輸送道路ネットワーク計画

地震をはじめとする災害発生時においては、緊急輸送を円滑かつ確実に実施できる道路が必要であり、それらの道路については耐震性が確保されているとともに、ネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、ＮＥＸＣＯ東日本北海道支社の各事業所の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な道路（以下、本節において「緊急輸送道路」という。）を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおりである。

１　計画内容

(1)　対象地域

道内全域

(2)　対象道路

道は、第１次緊急輸送道路、第２次緊急輸送道路及び第３次緊急輸送道路を指定

２　緊急輸送道路の区分

本町に係る緊急輸送道路

(1)　第 1 次緊急輸送道路

国道 230 号

(2)　第 2 次緊急輸送道路

国道 276 号及び国道 230 号と町役場間

３　町の対応

町は、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、町内の防災活動拠点（庁舎、自衛隊指定のヘリポート、避難所等）を有機的に結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワーク整備を推進する。

また、災害時における円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、町は、倶知安警察署と連携のもと、「第 5 章　第 25 節　障害物除去計画」により、該当する緊急輸送道路の障害物等の除去を早急に行い、適切な幅員の確保に努める。

第９節　輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）を迅速かつ確実に行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

なお、国、道及び町は緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き、車両の手配及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるとともに、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

また、災害時には、道は広域物資輸送拠点を、町は地域内輸送拠点を速やかに開設し、協定等に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え､指定避難所までの輸送手段を含めた体制を確保するものとする。

第１　実施責任

１　喜茂別町

災害時輸送は、町長が、防災関係機関の協力を得て行う。(基本法第 50 条)

２　北海道運輸局

鉄道、軌道及び自動車輸送等の調整及び確保を図る。

３　日本通運株式会社 札幌支店

自動車による輸送を実施する。

４　北海道

災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があるときは、運輸局、空港事務所、又は、第一管区海上保安本部に輸送の措置を要請する。

５　北海道バス協会、北海道トラック協会、運送事業者等

北海道運輸局長からの要請、又は災害事態が急迫し、北海道運輸局長からの輸送の措置を待ついとまのない場合において、知事から要請のあったとき、緊急輸送を実施する。

第２　輸送の方法

緊急輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両、船艇、航空機等の使用、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。この際、あらかじめ物資の輸送拠点として、喜茂別町民公園を選定する。

１　喜茂別町

(1)　車両等による輸送

緊急輸送は、一次的には公用車を使用するが、被災地までの距離、被害の状況等により公用車では不足する場合並びに他機関の所有する輸送施設等を活用した方が効率的である場合は、他の機関に応援を要請し、又は民間の車両の借上げを行うなど輸送に支障のないように行う。

また、実施に当たっては、 統括班（まちづくり振興課 まちづくり振興係）を中心に、関係する各班と連携して行う。

(2)　管内の民間事業所との協定締結について

ア　町は、令和６年９月６日に、管内の民間事業所と災害時等における事業用自動車の利用に関する協定を締結した。本協定は、災害時に事業用自動車により避難者を避難所へ安全かつ迅速に避難させることと一時的な避難場所として事業用自動車を利用するためである。

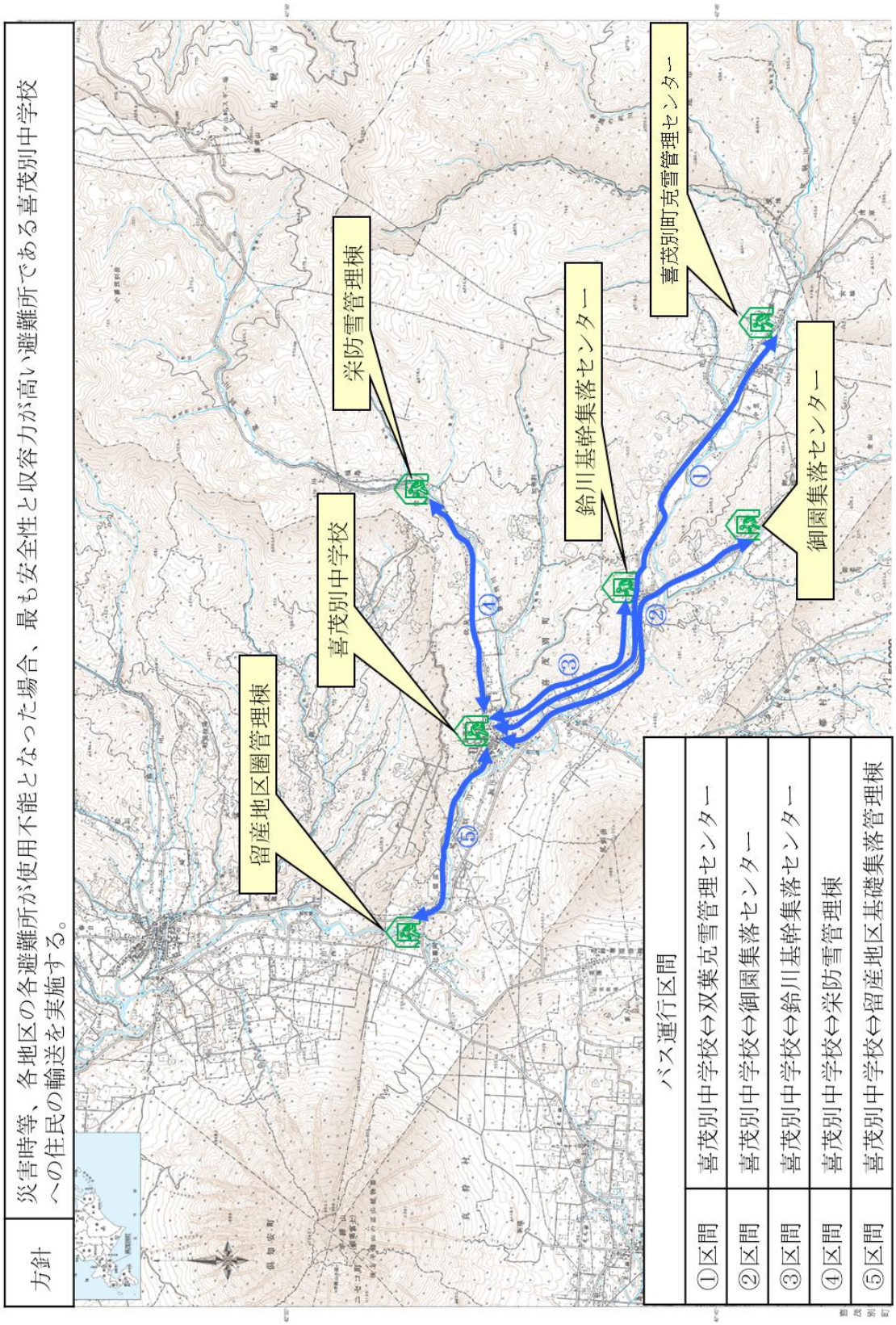

(3)　人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者による人力輸送を行う。

なお、労務供給は、「第 5 章 第 28 節 労務供給計画」により措置する。

(4)　空中輸送

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、「第 5 章 第 29 節 消防防災ヘリコプター等活用計画」及び「第 5 章 第 30 節 自衛隊派遣要請計画及び派遣活動計画」により、航空機等を利用した輸送を行う。

２　北海道運輸局

災害応急対策実施責任者からの要請があった場合において、災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があり、かつその運送を実施する者がない場合、又は、著しく不足する場合は、自動車運送事業者に対し、運送を命じる等必要な措置を講ずる。

３　北海道

知事は、災害の救助その他の公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、北海道運輸局及び道内各空港事務所に対し、輸送の措置及び第一管区海上保安本部に輸送を要請する。

その他特別な理由がある場合は、鉄道事業者、自動車運送事業者、港湾運送事業者又は海運送事業者に対し、運送を命じるための必要な措置を講ずる。

４　運送事業者等

鉄道事業者及び自動車運送事業者等は、天災事変その他止むを得ない理由により運送に着手し、又はこれを継続することができない場合を除き、災害応急対策実施責任者の輸送に協力する。

第３　輸送の範囲及び順位

災害時における輸送の範囲は、概ね次に掲げるものとし、住民の生命及び身体の保護に直接かかわるものを最優先する。

輸送の順位としては、種類、数量、緊急度及び交通施設の状況等を勘案して、人命の安全、被害の拡大防止、応急対策の円滑な実施の順に配慮しながら行う。

１　被災者を避難させるための輸送
２　医療及び助産で緊急を要する者の輸送
３　被災者救出のための必要な人員、資機材等の輸送
４　飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送
５　救援物資の輸送
６　行方不明者の捜索及び遺体収容処理のための輸送
７　その他特に必要とする輸送

第４　輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次のとおりである。

１　国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

２　要請により運送事業者が行う災害時輸送

輸送計画に基づき、知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した知事が支払う。

なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

３　実施状況の記録

緊急輸送を実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

(1)　輸送記録簿（別記第 13 号様式）

(2)　輸送関係物資受払簿（救助種目別物資受払簿）（別記第 11 号様式）

資料編〔様　　式〕　・救助種目別物資受払簿（別記第 11 号様式）
資料編〔様　　式〕　・輸送記録簿（別記第 13 号様式）

第 10 節　食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、次のとおりである。

第１　実施責任

１　喜茂別町

町長は、被災者及び災害応急対策従事者に対し、食料等の調達、配給及び給付対策を実施する。

２　北海道

知事は、必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。

３　北海道農政事務所

必要に応じて、食料の調達及び供給について、道との連絡調整を実施する。

第２　食料供給品目

供給品目は、米飯、パン、乾パン、缶詰、インスタント食品等とし、人工栄養を必要とする乳児は、粉ミルクとする。

第３　食料の供給

１　喜茂別町

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を町内業者及び応急生活物資供給の協力に関する協定等を締結する業者等（資料 26）から直接行う。

また、町において調達が困難な場合には、後志総合振興局長を経由して知事に要請する。

なお、実施に当たっては、 財政班（総務課）を中心に、関係する各班と連携して行う。

２　北海道

知事は、町から要請があったときは、食料を調達し、町に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、農林水産省食料・物資支援チーム長に対し、食料の調達を要請する。

また、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず食料を確保し輸送する。

その際、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮を行う。

なお、米穀については、必要に応じ、災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例により、農林水産省生産局長と協議の上、政府米を応急用米穀として確保し、町に供給するとともに、その受領方法等について指示する。

３　北海道農政事務所

農林水産省が応急用食料の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、地方公共団体と十分連絡を取りつつ、被災地の食料配給状況について、調達・供給開始後はその到着状況等について確認する。

第４　供給輸送の方法

食料の輸送に当たり、車両等の輸送施設を必要とする場合は、「第５章 第９節 輸送計画」により措置する。

また、労務者を必要とする場合は、「第５章 第28節 労務供給計画」により措置する。

第５　食料の供給対象者及び需要の把握等

１　供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおりである。

(1)　避難指示等に基づき避難所に収容された者
(2)　住家が被害を受け、炊事が不可能な者
(3)　旅行者、町内通過者などで、他に食料を得る手段のない者
(4)　施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
(5)　災害応急活動従事者

２　需要の把握

(1)　被災者等に対する食料の需要は、 民生班（住民課 住民係）が把握し、 財政班（総務課）が調達を行う。

なお、特に要配慮者に配慮して需要を把握することに努める。

(2)　災害応急活動従事者に対する食料の需要は各班が把握し、 財政班（総務課 財政担当）がとりまとめて調達を行う。

３　食料の配給

被災者に対する食料の配給は、必要に応じ他の部班の応援を受け、 民生班（住民課 住民係）が次のとおり行う。

(1)　配給は、原則として避難所において行う。
(2)　自宅等に残留する被災者に対しては、最寄りの避難所において配給する。
(3)　被災者に対する配給は、町内会及び住民組織等の協力を得て、公平かつ円滑に実施できるよう配慮する。

第６　炊き出し計画

１　現場責任者

炊き出しを実施する場合、救助班長（元気応援課長）は、当該部班員の中から現場の責任者を指定し、指揮監督に当たらせる。

２　炊き出しの方法

炊き出しは、日本赤十字社北海道支部、日赤奉仕団、ボランティア団体等の協力を得て、給食施設その他給食施設を有する事業所等を利用して行う。

なお、町において直接炊き出しすることが困難で、町内の弁当業者等に発注することが実情に即すると認められるときは、当該業者等を利用する。

また、必要がある場合は、後志総合振興局長に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

３　炊き出し給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

(1)　炊き出し給与状況（別記第14号様式）
(2)　炊き出し等による食品給与物品受払簿（救助種目別物資受払簿）（別記第11号様式）

資料編〔条例・協定等〕	・災害時における協定一覧（資料26）
資料編〔様　　式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第11号様式）
資料編〔様　　式〕	・炊き出し給与状況（別記第14号様式）

第 11 節　給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧についての計画は、次のとおりである。

第１　実施責任

１　町の対応等

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水（主に飲料水）及び医療機関等の医療用水を確保するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

(1)　個人備蓄の推進

飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後 3 日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報する。

(2)　生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は河川、ため池、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給する。このため、これらの水源は平時からリスト化に取り組むよう努めるものとする。

また、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸を整備・活用するなど、代替水源による生活用水の確保に努めるものとする。

(3)　給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）を調達して、給水に当たる。

(4)　協定による給水

災害時の応急給水や応急復旧及び応急復旧用資材の提供等について、必要に応じて水道関係団体や民間事業者等と協定を締結する。

第２　給水対象者

災害のため飲料水を得ることができない者

第３　給水の実施

１　給水の方法

給水の実施に当たっては、 給水班（建設課 上下水道係）が行う。

(1)　輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水用資機材給水用資機材（給水タンク・散水車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水する。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2)　浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、可搬式浄水施設・設備、その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

(3)　家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給する。

なお、水質検査の結果、飲料に適さないときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

２　給水量

1 人 1 日当たりの給水量は、概ね 3 リットルとする。

３　住民への周知

給水に当たっては、IP 告知端末及び広報車の巡回等により、住民に周知する。

(1)　給水拠点の場所及び給水方法

(2)　水道施設の被害状況及び復旧見込み

(3)　その他必要事項

４　給水の記録

給水を実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

(1)　飲料水の供給簿（別記第 15 号様式）

(2)　給水関係物資受払状況（救助種目別物資受払簿）（別記第 11 号様式）

５　費用の限度及び期間

救助法の基準による。

資料編〔様　　式〕　・救助種目別物資受払簿（別記第 11 号様式）
資料編〔様　　式〕　・飲料水の供給簿（別記第 15 号様式）

第４　給水施設の応急復旧

給水施設の復旧については、医療用施設、消火栓等、民生安定と緊急を要するものから優先的に行う。

第５　給水施設の整備

災害時の応急給水を速やかに行うため、緊急貯水槽の整備の促進に努める。

第６　応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道、災害時協定を締結する水道関係団体や民間事業者等に対し、飲料水の供給、又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

なお、知事は、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで町に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

第 12 節　上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策についての計画は、次のとおりである。

第１　上水道

１　実施責任

町長が実施する。

２　応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な故障が生ずるものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際して、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

なお、応急復旧の実施は、担当である 給水班（建設課 上下水道係）が行う。

(1)　施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
(2)　要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
(3)　被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
(4)　住民への広報活動を行う。

３　広報

町は、水道施設に被害を生じた場合、その被害状況及び復旧見込み等について、 統括班（まちづくり振興課 まちづくり振興係）が広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第２　下水道

１　実施責任

町長が実施する。

２　応急復旧

町は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際して、次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

なお、応急復旧の実施は、担当である 給水班（建設課 上下水道係）が行う。

(1)　施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
(2)　要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
(3)　被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
(4)　管渠・マンホール内部の土砂の浚渫（水深を深くするために土砂を掘削すること）、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
(5)　処理場及びポンプ場への流水水量の増大による二次災害を防止するため、やむを得ずマンホール開放、バイパス放流等の緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
(6)　住民への広報活動を行う。

３　広報

町は、下水道施設等に被害が生じた場合、その被害状況及び復旧見込み等について、統括班（まちづくり振興課　まちづくり振興係）が広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第３　上下水道一体での対応

水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。

また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

なお、応急復旧にあたっては、上下水道の構造等を勘案して、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

第 13 節　衣料・生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給についての計画は、次のとおりである。

第１　実施責任

１　喜茂別町

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施する。

救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行う。

(1)　物資の調達、輸送

物資の調達、輸送は、調達を 財政班（総務課 財政係)、輸送を 建設班（建設課 管理係）を中心に、関係する各部班と連携し、次の点に留意して行う。

ア　「第 4 章 第 3 節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」に基づき、地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。

イ　地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

ウ　生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めておく。

２　北海道

知事は、災害時における災害救助用物資について、町長の要請に基づき、あっせん及び調達を行う。

なお、町における物資が不足し、災害応急対策を適確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し輸送する。

また、災害時に備え、生活必需品を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡調整を行う。

町長に物資を配分速達するときは、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給与又は貸与するよう指導する。

(1)　要配慮者に配慮した物資の備蓄

社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

ア　生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。

イ　被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

３　指定地方行政機関

法令等の定めるところにより、被災者への物資供給を図る。

経済産業省が救援物資の供給・確保を緊急に行う必要が生じた場合は、町等と十分連絡をとりつつ、被災地の物資調達状況を、供給・確保後はその到着状況等について確認する。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

法令等の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

第２　物資供給の要領

１　対象者

町が、給与又は貸与する対象者は、概ね次のとおりである。

(1)　住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者

(2)　被服等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難と思われる者

２　物資の種類

町長が、被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、概ね次のとおりとし、被災状況及び物資調達の状況等から給与又は貸与する物資を決定する。

なお、給与又は貸与する物資は、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮しながら行う。

(1)　寝具（毛布、布団、タオルケット等）

(2)　外衣（洋服、作業衣、子供服等）

(3)　肌着（シャツ、パンツ等）

(4)　身の回り品（タオル、手拭き、靴下、傘等）

(5)　炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）

(6)　食器（食器プレート、割り箸等）

(7)　日用品（石けん、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、入れ歯洗浄剤、生理用品、紙オムツ等）

(8)　光熱材料（マッチ、ライター、ロウソク等）

(9)　その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

第３　実施の方法

１　物資の調達及び配分

町は、担当である 救助班（元気応援課 健康づくり係・福祉係）が、世帯構成員別被害状況を把握した上で物資購入（配分）計画表を作成し、これに基づき必要数量を次により調達する。

(1)　物資の調達は、町内業者及び協定等を締結する業者等（資料 24）より調達するため、地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。

(2)　地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

(3)　生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定める。

２　給与又は貸与の方法

町は、調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については、物資購入の際作成する物資購入（配分）計画表に基づき、担当である 救助班（元気応援課 健康づくり係・福祉係）が、住民組織等の協力を得ながら、迅速かつ的確に行う。

３　要配慮者への配慮

生活必需品の供給に際しては、紙おむつ、介護用品、スプーン、哺乳びん等の確保努め、要配慮者に優先的に配分するなどの配慮を行う。

４　給与又は貸与に係る実施状況の記録

物資の給与又は貸与を実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

(1)　世帯構成員別被害状況（別記第 16 号様式）
(2)　物資購入（配分）計画表（別記第 17 号様式）
(3)　物資の給与状況（別記第 18 号様式）
(4)　物資給与及び受領簿（別記第 19 号様式）
(5)　衣料、生活必需品等受払簿（救助種目別物資受払簿）（別記第 11 号様式）

５　費用の限度及び期間

救助法の基準による。

資料編〔条例・協定等〕	・災害時における協定一覧（資料 26）
資料編〔様　　式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第 11 号様式）
資料編〔様　　式〕	・世帯構成員別被害状況（別記第 16 号様式）
資料編〔様　　式〕	・物資購入（配分）計画表（別記第 17 号様式）
資料編〔様　　式〕	・物資の給与状況（別記第 18 号様式）
資料編〔様　　式〕	・物資給与及び受領簿（別記第 19 号様式）

第４　日本赤十字社北海道支部への災害救助物資の要請

日本赤十字社北海道支部が、り災者の救助用物資として備蓄しているものは、次のとおりであり、町は必要に応じ提供を要請する。

１　毛布
２　緊急セット
３　拠点用日用品セット
４　安眠セット

第 14 節　石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPG を含む）の供給についての計画は、次のとおりである。

第１　実施責任

１　喜茂別町

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努める。

(1)　地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。

(2)　地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

(3)　地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定める。

(4)　LPG については、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

２　北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設又は防災関係機関等が所有する移動基地局車や移動電源車等の資機材（以下本節において「重要施設等」という。）の管理者又は町長等からの要請に基づき、北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設等への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

また、町等の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行うとともに、石油備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、政府災害対策本部に対し、道が指定する重要施設等への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

第２　石油類燃料の確保

１　災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又はあっせんを求める。

町においては、 財政班（総務課）を中心に、関係する各班と連携して行う。

２　知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、協力要請又はあっせん依頼を行うとともに、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づく協力要請により、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

また、道は、災害時情報収集システムを利用し、効率的に中核ＳＳ、住民拠点ＳＳ及び北海道地域サポートＳＳの営業状況等を把握し、町や緊急車両を有する関係機関に情報提供するとともに、燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、道民に対し、節度ある給油マナーと燃料の節約について呼びかけを行う。

第３　緊急車両等への優先給油の実施

発災後に中核ＳＳにおいて優先給油を受けることができる緊急車両等は次のとおり。

１　緊急通行車両確認標章を提示した車両又は緊急通行車両等事前届出済証を提示した車両

２　規制除外車両事前届出済証を提示した車両

３　道路交通法第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車

４　自衛隊車両

５　優先給油対象車両証明書を提示した車両

６　その他、知事が必要と認めた車両

第４　平常時の取組

道は、重要施設等に係る燃料タンクの規格など必要な情報を整理し、北海道石油業協同組合連合会及び石油連盟と共有するとともに、重要施設等管理者や町の担当者（防災監等）に対して、災害時の燃料供給の要請窓口や手順等を周知する。

また、道は、関係団体等と協力して、道民や重要施設等管理者に対し、車両や施設等の燃料を日頃から満量としておくよう心掛け平常時から燃料を確保するよう啓発を行うとともに、防災関係機関に対して、発災時に緊急通行車両標章の交付及び規制除外車両の事前届出の手続きを行うことができる旨周知を行い、普及を図るものとする。

第 15 節　電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策についての計画は、次のとおりである。

第１　電力施設の状況

１　北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の施設の状況は、次のとおりである。

(1)　水力発電設備
(2)　火力発電設備
(3)　原子力発電設備
(4)　地熱発電設備
(5)　変電設備
(6)　送電設備
(7)　配電設備
(8)　通信設備

２　電源開発株式会社東日本支店北海道事務所及び電源開発送電線ネットワーク株式会社の施設の状況は、次のとおりである。

(1)　水力発電設備
(2)　送変電設備
(3)　通信設備

第２　活動体制の確立

１ 喜茂別町

(1) 町内において停電事故等が発生し、復旧に長時間を要するなど住民生活に大きな影響が発生するおそれがあり、複数の関係機関にわたって情報の収集・伝達、庁内の連絡・調整が必要と判断した場合、町長は必要に応じて災害対策本部等の設置を行う。

(2) 統括班（まちづくり振興課 まちづくり振興係）は、災害対策本部等を設置したとき、関係機関にその旨通報を行い、連絡体制を確立するとともに、情報システムの保全に努める。

(3) 総務班（総務課 総務係）は、自家発電設備の稼働等により、庁舎機能の確保に努める。

(4) 民生班（住民課 住民係）は、信号機の停止等に対処するため、倶知安警察署 喜茂別警察官駐在所と協力して交通整理・交通規制を行うとともに、夜間においては、住民組織の協力を得ながら防犯パトロールを実施する。

(5) 災害対策本部が設置された場合、「第３章 第１節 組織計画」に基づき、各対策班による応急救助等の対策を実施する。

２ 北海道電力株式会社

(1) 災害時における電気施設の保全及び被害の復旧は、北海道電力（株）の「防災業務計画」等に従い、迅速に復旧対策を行う。

(2) 北海道電力（株）は町と連絡を密にとり、復旧活動を実施する。必要な情報は、互いに共有を図り、相互の情報交換を行う。

第３　応急対策

電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、電源開発株式会社及び電源開発送変電ネットワーク株式会社は、次の対策を講ずる。

１　北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社 倶知安ネットワークセンター

電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両者一体となり応急対策を講ずる。

(1)　活動基準

発令基準に従い警戒態勢、非常態勢及び特別非常態勢を発令し、体制を整備するものとする。

(2)　情報収集・提供

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、町及び道に連絡するものとする。

(3)　通信確保

本部（本店）、支部（支店及び重要発電所）相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図るものとする。

(4)　広　報

災害時の停電、復旧見込みなどの状況について、ホームページ・ＳＮＳ（Twitter、Facebook）、ラジオ及び報道機関などを通じて、速やかに一般公衆に周知を図るものとする。

(5)　要員の確保

各支部は被害の状況により、要員が不足した場合は、本部に要員の確保を要請し、本部は、要員を融通するものとする。

また、被害の規模により、他電力会社に復旧のための応援部隊派遣を要請するものとする。

なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が市町村長を経て知事（総合振興局長又は振興局長）に要請するものとする。

(6)　資材等の調達

社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、他電力会社等から融通等により調達を図るものとする。

なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保及び他電力会社応援部隊の復旧拠点場所について協力を求めるものとする。

(7)　応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

２　電源開発株式会社東日本支店北海道事務所及び電源開発送変電ネットワーク株式会社

災害に対処して遺漏のないよう応急措置及び復旧を図るための災害対策組織等を定め、災害対策に必要な措置を講ずる。

３　喜茂別町

(1)　町は、北海道電力ネットワーク株式会社 倶知安ネットワークセンターからの停電、

復旧見込みなどの状況について、住民への広報を行う。

なお、北海道電力ネットワーク株式会社より自衛隊の派遣について連絡を受けた場合は、「第５章 第30節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき、知事（後志総合振興局長）へ派遣要請を依頼する。

(2) 町は、北海道電力ネットワーク株式会社倶知安ネットワークセンターからの情報連絡員（リエゾン）の派遣を受けた場合は、受入体制を確立して応急対策の迅速化を図る。

第４ 広域停電対策

本町を含む広域な範囲で停電事故が発生した場合、北海道電力ネットワーク株式会社 倶知安ネットワークセンターは復旧に全力をあげるとともに、町は、北海道電力ネットワーク倶知安ネットワークセンター株式会社、道、その他防災関係機関と連携して、二次災害の発生予防、応急対策の実施に努める。

１ 情報の収集・伝達

広域停電事故が発生した場合、町が行う被害情報等の収集・伝達体制は以下のとおりとする。

(1) 北海道電力ネットワーク株式会社 倶知安ネットワークセンターの情報伝達

北海道電力ネットワーク株式会社 倶知安ネットワークセンターは、広域停電事故が発生した場合、停電状況、復旧状況等を定期的に災害対策本部に連絡する。

(2) 町の情報収集・伝達

ア 町職員による現地被害調査、住民からの情報を収集し、北海道電力ネットワーク株式会社 倶知安ネットワークセンターに情報を提供する。

同時に北海道電力ネットワーク株式会社 倶知安ネットワークセンターからも、収集している情報を入手する。

イ 統括班（まちづくり振興課 まちづくり振興係）は、関係機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況把握を行う。

２ 災害広報対策

(1) 北海道電力ネットワーク株式会社 倶知安ネットワークセンターは、広域停電事故により影響を受ける地域住民への不安を解消するために、対応窓口を明確にしたうえで情報提供を行うとともに、適切に対応する。

(2) 統括班（まちづくり振興課 まちづくり振興係）は、広報車、IP告知端末及びホームページ、防災メール等により、北海道電力ネットワーク株式会社 倶知安ネットワークセンターより得られた情報（被害状況・復旧見込み等）について住民に広報を行う。

(3) 北海道電力ネットワーク株式会社 倶知安ネットワークセンターは、町及び道と連携し、被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、どの地区で、どの程度）等をテレビ、ラジオ等の報道機関、ホームページ、広報車等を通して住民に伝達する。

３ 被災者救出活動

(1) 救出・救助活動

統括班（まちづくり振興課 まちづくり振興係）は、羊蹄山ろく消防組合 喜茂別支署、倶知安警察署 喜茂別警察官駐在所等からの連絡等により被害状況を的確に把握し、救助

体制及び避難誘導等を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

(2) 救急活動

救助班（元気応援課 健康づくり係等）は、町内医療機関等の停電による影響の程度を把握し、救急搬送による傷病者の受け入れ状況を確認する。

４　緊急避難対策

広域停電事故の発生等により、要配慮者等を保護する必要が発生した場合には、自家発電設備等を設置した公共施設を避難所等として開設し、避難者を収容する。

避難所等の開設及び管理運営は、「第 5 章 第 5 節 避難対策計画」及び「第 10 章 第 10 食糧供給計画」に準ずる。

第 16 節　ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策についての計画は、次のとおりである。

第１　応急対策

ガス事業者は、非常災害の事前対策、災害発生時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずる。

１　非常災害の事前対策

(1)　情報連絡

ア　台風の接近、大雨、洪水予報その他の情報については新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに当該地域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機関と緊密に連絡をとる。

イ　災害発生前の情報交換、その他の連絡をかねて一定時間ごとに関係各係と確認しておく。

(2)　火災、中毒事故防止対策

広報車、ビラ、ラジオ、テレビその他適切な方法により、住民に対する下記事項の啓発宣伝を行い事故防止に努める。

ア　ガス漏洩等の不良箇所を発見した場合、直ちにガス事業者へ通報する。

イ　災害の発生が予想されるときは前もってメーターコックの閉止をする。

２　災害発生時の対策

災害発生時において、町は、北海道エルピーガス災害対策協議会との協定のほか、羊蹄山ろく消防組合（喜茂別支署）・倶知安警察署と連携を密にし、二次災害の防止に努める。

第 17 節　医療救護・福祉計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施についての計画は、次のとおりである。

第１　基本方針

１　医療救護活動は、原則として町又は道が設置する救護所において、救護班により実施するが、災害急性期(発災後概ね48時間以内)においては、必要に応じて災害派遣医療チーム(DMAT)及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）を被災地に派遣する。

２　救護班は、医師、看護師その他の要員により組織し、災害の状況に応じて編成する。

３　災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。

４　救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりである。

(1)　トリアージ

(2)　傷病者に対する応急処置及び医療

(3)　傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

(4)　助産救護

(5)　被災現場におけるメディカルコントロール(災害派遣医療チーム（DMAT）のみ)

５　災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時における、こころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。

６　災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりである。

(1)　傷病者に対する精神科医療

(2)　被災者及び支援者に対する精神保健活動

第２　実施責任

１　町長が実施する。

２　救助法が適用された場合は、知事（知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部）又は知事の委任を受けて町長が実施する。

第３　医療救護の対象

１　対象者

(1)　医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

(2)　災害の発生日前後７日以内の分娩者又は分娩予定者で災害のため助産の途を失った者

２　対象者の把握

対象者の把握は、できる限り正確かつ迅速に把握し、本部長（町長）に通知する。

通知を受けた町長（本部長）は、医師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保及び手配等必要な措置を講ずるよう関係対策部班（関係各課）に指示する。

第４　医療救護活動の実施

１　喜茂別町

(1)　町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、 救助班（健康増進課 健康づくり係等）は、医療機関と連携して医療活動を実施するほか、必要に応じ、羊蹄医師会に救護班の編成及び派遣を要請する。

　要請する場合は、次の項目を通知する。

ア　災害発生の日時、場所、原因及び状況

イ　出動の時期及び場所

ウ　出動を要する人員及び資機材

エ　その他必要な事項

(2)　町は、災害の程度により歯科医療救護活動を必要と認めたときは、歯科医師会に救護班の編成及び派遣を要請する。

(3)　町は、災害の規模に応じ、道、その他の関係機関に協力を要請する。

(4)　町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

２　北海道

(1)　道は、災害発生時に市町村等からの支援要請による救護班の派遣、受入れ等を円滑に実施するため、救護班の派遣等についての調整を行う「救護班派遣調整本部」を設置し、円滑な医療提供体制の構築に努める。

(2)　道は、災害救助法を適用した場合、又は町から医療救護に関する協力要請があった場合で医療救護活動を必要と認めたときは、適時、適切な場所に救護所を設置する。

　また、避難所の設置が長期間にわたる場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設する。

(3)　道は、被災地等の医療機関の診療状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握する。

(4)　道は、災害拠点病院及び協力機関等に災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班の派遣を要請するとともに、道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣する。

(5)　道は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DNAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、災害支援ナース、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、民間医療機関等からの医療チーム派遣や他都府県等から派遣された災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、保健師等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、道に対して、適宜助言及び支援を行うものとする。その際、道は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

　また、道は、円滑な保健医療活動を支援する災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥ

ＡＴ）や被災者の健康管理を支援する保健師等チームの整備が図られるよう、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等に対する教育研修を開催するよう努めるものとする。

(6)　道は、必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成に必要な医師、看護師、臨床心理技術者等の派遣を要請するとともに、派遣に係る調整を行う。

(7)　道は、被災者ニーズ等に的確に対応した健康管理（こころのケアを含む）を行うため、医師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。

また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケアの手引き」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

(8)　道は、被災地の医療機能がひっ迫し、被災地外の医療機関への搬送や接岸した船上での救護活動などが必要となった場合、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請するものとする。

３　災害拠点病院

(1)　道の要請に基づき救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し、医療救護活動を行う。

(2)　被災患者を収容するとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。

４　協力機関等

(1)　独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所

独立行政法人国立病院機構各病院の救護班の連絡調整並びに派遣及び医療救護活動を行う。

(2)　独立行政法人労働者健康福祉機構

道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

(3)　日本赤十字社北海道支部

道の要請に基づき、赤十字病院の救護班を派遣し医療救護活動を行う。

なお、救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めるところによる。

(4)　その他の公的医療機関の開設者

医療法第 31 条の規定による公的医療機関の開設者（上記（3）を除く）は、道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し医療救護活動を行う。

(5)　北海道医師会

道の要請に基づき、救護班を派遣し医療救護活動を行う。

なお、救護班の業務内容は、第 1 の 4 に掲げるもののほか、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

(6)　北海道歯科医師会

道の要請に基づき、救護班を派遣し歯科医療救護活動を行う。

なお、救護班の業務内容は、「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

(7)　北海道薬剤師会

道の要請に基づき、救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

なお、救護班の業務内容は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

(8)　北海道看護協会

道の要請に基づき、看護職を派遣し、看護職医療救護活動を行う。

なお、看護職の業務内容は、「災害時の看護職医療救護活動に関する協定書」に定める。

５　応援派遣

道は、国又は被災都府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施や被災者の健康管理を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）や保健師等チームの応援派遣を行うものとする。

第５　輸送体制の確保

１　救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により、輸送を行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

２　重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として羊蹄山ろく消防組合 喜茂別支署が実施する。

但し、救急車両が確保できないときは、町、道又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

３　ドクターヘリの受け入れ体制の確保

町はヘリコプターを活用した医療機関への搬送活動の円滑な対応のため、ドクターヘリの受入体制を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

第６　救護所の設置

救護所は、原則として救護を必要とする地域の避難所に設置するが、災害の状況等により他の公共施設等を使用する。

第７　医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は町内薬局等からの調達により確保する。

但し、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

第８　臨時の医療施設に関する特例

道及び町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第９　福祉的支援

１　道は、必要に応じ、福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。

２　道は、必要に応じ、被災した他都府県における福祉的支援及びその支援を円滑に行うための総合調整等の支援に努めるものとする。

３　道は、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣するものとする。

４　道は、国又は被災した他都府県の要請に基づき、被災した他都府県における避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズの対応のため、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の応援

派遣を行うものとする。

第 10　関係者間の連携体制の構築等

１　道は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。

２　道及び町は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（道においては災害時保健医療福祉活動支援システム（Ｄ２４Ｈ）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努めるものとする。

第 11　医療救護活動実施の記録

医療救護活動を実施したときは、次によりその状況を記録しておく。

１　救護班活動状況（別記第 20 号様式）

２　医療実施状況（別記第 21 号様式）

３　助産台帳（別記 22 号様式）

４　医薬品及び衛生材料等物資受払状況（救助種目別物資受払簿）（別記第 11 号様式）

資料編〔様　　式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第 11 号様式）
資料編〔様　　式〕	・救護班活動状況（別記第 20 号様式）
資料編〔様　　式〕	・医療実施状況（別記第 21 号様式）
資料編〔様　　式〕	・助産台帳（別記第 22 号様式）

第 12　費用の限度及び期間

救助法の基準による。

第 18 節　防疫計画

災害時における被災地の防疫についての計画は、次のとおりである。

第１　実施責任

１　喜茂別町

(1)　町長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 144 号。以下、本節において「感染症法」という。）に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。

(2)　町長は、後志総合振興局保健環境部保健行政室（倶知安保健所）の指導のもと集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

(3)　防疫は、 救助班（健康推進課 健康づくり係等）が担当し、防疫活動を迅速かつ的確に実施する。

第２　防疫の実施組織

１　防疫班の編成

町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班（概ね衛生技術者 1 名、事務職員 1 名、作業員 2～3 名をもって編成）する。

班　長	班　　員	防疫に必要な資機材
救助班長	保健師、必要に応じて各部班より応援を求めたもの、保健所職員　等	動力噴霧器・背負式噴霧器・クレゾール・生石灰(酸化カルシウム)

第３　感染症の予防

１　予防接種

町長は、知事の指示により、感染症予防上必要あるときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施する。

２　清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町は管理する道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。

(1)　ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分する。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定するところによる。

(2)　し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用する等の方法により不衛生にならないよう処分する。

３　消毒方法

町長は、感染症法第 27 条第 2 項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第 14 条及び平成 11 年 3 月 31 日、健医感発第 51 号「一類感染症、二類感染症、三類感染症の消毒・滅菌に関する手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保し

た上で、速やかにこれを実施する。

４　ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第 28 条第 2 項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第 15 条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

５　生活用水の供給

町長は、感染症法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施する。

なお、供給量は 1 日 1 人当たり約 20 リットルとすることが望ましい。

６　一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底させる。

第４　避難所等の防疫指導

町長は、避難所等の応急施設において、次により防疫指導等を実施する。

１　健康調査等

避難所等の管理者、食品衛生協会等の衛生管理組織と連携し、担当である 救助班（元気応援課 健康づくり係等）は、避難者の健康状態を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

２　清潔方法、消毒方法等の実施

後志総合振興局保健環境部保健行政室（倶知安保健所）等の指導のもと、担当である 救助班（元気応援課 健康づくり係等）は、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。

また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

３　集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従する。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底する。

４　飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底する。

第５　家畜防疫

１　実施責任

被災地の家畜防疫は知事（後志総合振興局長）が行う。

２　実施の方法

(1)　家畜防疫の実施

ア　緊急防疫の実施

後志家畜保健衛生所長は、家畜伝染性疾病防疫上必要があると認めたときは、予防液を緊急確保するとともに、必要に応じ家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）を適用し予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。

イ　緊急防疫用資材等の確保

後志家畜保健衛生所長は、緊急防疫用資材等の確保に努める。

ウ　畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

後志家畜保健衛生所長は、家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに必要と認める地域については、家畜伝染病予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施する。

エ　家畜衛生車の被災地への派遣

後志家畜保健衛生所長は、災害発生時に家畜衛生車の出動を指示し、必要に応じ被災地に派遣し、防疫に当たる。

(2)　家畜の救護

後志総合振興局長は、町（主に 農林班（農林課 農林係）等)、農業共済組合、家畜診療獣医師等と協力し、家畜救護に当たる。

第 19 節　廃棄物処理等計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理等（以下、本節において「廃棄物等の処理」という。）の業務についてについての計画は、次のとおりである。

但し、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、「第 5 章 第 25 節 障害物除去計画」による。

第１　実施責任

１　喜茂別町（羊蹄山麓町村及び羊蹄山麓環境衛生組合）

(1)　廃棄物等の処理は、住民の協力を得て、町（羊蹄山麓町村及び羊蹄山麓環境衛生組合）が実施する。

但し、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施する。

(2)　死亡獣畜の処理は所有者が行うが、所有者が不明であるとき、又は所有者が処理することが困難なときは、町が実施する。

２　道

(1)　後志総合振興局は、町が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じて指導を行う。

(2)　道は、被災地の町から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等、所要の措置を講ずる。

第２　廃棄物等の処理方法

町は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施する。

実施に当たっては、民生班（住民課 住民係）を中心に、関係する各部班と連携して行う。

１　ごみ及びし尿の収集、運搬及び処分の基準

町は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条及び同法施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 3 条に規定する基準に従い、所要の措置を講ずる。

(1)　ごみ処理

ア　収集

(ｱ)　委託業者により実施するが、災害の状況により現有車両によって、完全に収集することが困難な場合は、町有車両の出動又は民間企業からの車両借り上げにより実施する。

(ｲ)　収集は効果的な人員、車両、機材等を確保し、被災地の収集に当たっては、住民に協力を要請し、食物の残廃物及び感染症の源となるものから収集する。

イ　処理

(ｱ)　処理処分は災害の状況により埋立又は一時貯蔵し、後日、処理場にて処理又は焼却する等、環境衛生上支障のない方法で処理する。

ウ　災害廃棄物の仮置き

(ｱ)　被災家庭から排出される畳・障子・家具類・家電製品・寝具・衣類・本類・植木類・倒壊家屋や商店等から排出される食料品・紙類・ガラス・陶器類・電気製

品等の粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は、災害の程度にもよるが大量に発生することが考えられる。

そのため、必要に応じて環境保全に支障のない仮置場を指定し、住民が自己搬入するよう指導するなど、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

(ｲ) 仮置場は、公共用地を優先して指定し、土砂の搬入がないよう監視する。また、衛生害虫等が発生しないよう、町は仮置場の管理を徹底する。

(2) し尿処理

し尿処理場で完全処理に努めるが、災害の状況により完全処理が不可能な場合は一時貯留し、後日処理場で処理する。

(3) 野外仮設共同便所の設置

災害の状況により便所が倒壊、溢水等の被害を受けた場合、又は水洗トイレを使用している団地等において、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要に応じ、避難所、屋外に共同便所を設置する。

共同便所は、必要箇所に最小限度の仮設便所を設ける。この場合恒久対策の障害にならぬよう配慮する。

(4) 使用不能建物内のし尿及び汚水処理

被災地における防疫面から、被災した使用不能の建物内便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に処理が行われるよう人員及び機材の確保を図る。

２ 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下、本節において「取扱場」という。）において行う。

但し、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、後志総合振興局保健環境部保健行政室（倶知安保健所）の指導を受け、次により処理することができる。

(1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理する。

(2) 移動できないものについては、臨機の措置を講ずる。

(3) 前（1）及び（2）において埋却する場合にあっては1m以上覆土する。

第３ 計画の実効性の向上

道及び町は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

第 20 節　家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱についての計画は、次のとおりである。

第１　実施責任

１　喜茂別町

町長は、地域における逸走犬等の管理を行う。

なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。

２　北海道

(1)　後志総合振興局長は、町が行う被災地における飼養動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行う。

(2)　道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等、所要の措置を講ずる。

第２　家庭動物等の取扱い

１　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年条例第 3 号、以下、本節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。

２　災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

第３　同行避難

避難所への家庭動物との同行避難に関して、町等は、家庭動物の種に応じた同行避難が可能な避難所について予め調整しておくとともに、災害時には家庭動物との同行避難が円滑に行われるよう家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、平時から災害への備えについて家庭動物の飼い主に啓発するとともに、災害時には、飼い主は自らの責任により、同行避難（飼育している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第 21 節　文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策についての計画は、次のとおりである。

第１　実施責任

１　学校管理者等

(1)　防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2)　児童生徒等の安全確保

ア　在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ　登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、予め教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3)　施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

２　喜茂別町・北海道

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は、道の委任により町が実施する。

第２　応急復旧対策

町は、次の応急復旧対策を実施する。

実施に当たっては、 教育班（教育委員会）を中心に、関係する各部班と連携して行う。

１　施設の確保と復旧対策

(1)　応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努める。

(2)　校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

(3)　校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公共施設又は最寄の学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

(4)　仮校舎の建築

前項において施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築を検討する。

２　教育の要領

(1)　災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

(2)　特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア　教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ　教育活動の場所に学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

ウ　通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。)

エ　学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。

オ　教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(3)　災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をする。

３　教職員の確保

道教育委員会及び町教育委員会は、当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障をきたさないようにする。

４　授業料等の減免、修学・育英制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会は必要に応じ、次の措置を講ずる。

(1)　保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免

(2)　公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

５　給食等の措置

(1)　給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずる。

(2)　給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努める。

(3)　衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努める。

６　衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理を行う。

(1)　校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期する。

(2)　校舎の一部にり災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶する。

(3) 避難所として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施する。

(4)　必要に応じて児童生徒の健康診断を実施する。

７　被災地学び支援派遣等枠組み

道は、道内で大規模な自然災害等が発生し、被災地域に所在する学校の通常の教育活動の再開に向けて支援が必要と判断する場合、被災地域の市町村教育委員会または学校からの要望等を確認の上、北海道災害時学校支援チームを派遣するものとする。

また、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（Ｄ－ＥＳＴ）を活用し、国の職員や地方公共団体等の学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等の派遣要請を検討するものとする。

第３　文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び**町**文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、**町**教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努める。

第４　実施状況の記録

学用品の支給を行った場合は、学用品の給与状況（別記第 23 号様式）により、その状況を記録しておく。

資料編〔様　　式〕　・学用品の給与状況（別記第 23 号様式）

第 22 節　住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理についての計画は、次のとおりである。

第１　実施責任

１　喜茂別町

町は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施する。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が、応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

２　北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

第２　実施の方法

１　避難所

町は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、「第５章 第５節 避難対策計画」により、公共施設等を利用し、避難所を開設する。

２　公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家をあっせんする。

なお、町は、災害時にあっせんできるよう、公営住宅等の把握に努め、予め体制を整備する。

３　応急仮設住宅

(1)　応急仮設住宅の種類は次のとおりとする。

ア　建設型応急住宅

プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置

イ　賃貸型応急住宅

民間賃貸住宅等の提供

(2)　入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。

(3)　入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選考に当たっては、町、社会福祉協議会、地域団体等による選考委員会を設け、被災者の資力、その他の生活条件を十分調査の上、町が決定する。

(4)　設置戸数

道は町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

(5)　建設型応急住宅の建設地、構造等

ア　道及び町は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

イ　建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6 戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

ウ　応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3 月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2 年以内とすることができる。

但し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に機関を延長することができる。

(6)　費用

救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7)　維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

(8)　運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

４　住宅の応急修理

(1)　応急修理を受ける者

ア　住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。

イ　自らの資力で応急修理ができない者であること。

(2)　応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3)　修理の実施期間

救助法が適用された場合は、災害発生の日から 1 か月以内に完了する。

また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずる。

(4)　修理の範囲と費用

ア　応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ　費用は、救助法及び関係法令の定めによる。

５　災害公営住宅の整備

(1)　災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の 1 以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させる。

ア　地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象による災害の場合
(ｱ)　被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき
(ｲ)　1 市町村の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき
(ｳ)　滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき
イ　火災による場合
(ｱ)　被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき
(ｲ)　滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき

(2)　整備及び管理者
災害公営住宅は町が整備し、管理する。
但し、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第 46 条の規定による事業主体の変更を行って、町に譲渡し、管理は町が行う。

(3)　整備管理等の基準
災害公営住宅の整備及びその管理は概ね次の基準による。
ア　入居者資格
(ｱ)　当該災害発生の日から 3 年間は当該災害により住宅を失った者であること
(ｲ)　収入分位 50%（月収 259,000 円以下）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から３年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。
(ｳ)　現に住宅に困窮していることが明らかであること
イ　構造
再度の被災を防止する構造とする。
ウ　整備年度
原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度。
エ　国庫補助
(ｱ)　建設、買取りを行う場合当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の 2/3
但し、激甚災害の場合は 3/4
(ｲ)　借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の 2/5

第３　施工及び資材等の調達

１　町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道にあっせんを依頼する。
なお、あっせんを依頼するに当たっての必要な資材の把握は、建設部 建設班（建設課 管理係）が行う。
２　道は、町長から資材等のあっせん依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的にあっせん、調達を行う。

第４　応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。
１　応急仮設住宅台帳（別記第 24 様式）
２　住宅応急修理記録簿（別記第 25 号様式）

資料編〔様　　式〕　・応急仮設住宅台帳（別記第 24 号様式）
資料編〔様　　式〕　・住宅応急修理記録簿（別記第 25 号様式）

第５　住宅の応急復旧活動

町及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。
実施に当たっては、 建設班（建設課 管理係）が行う。

第 23 節　被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下、本節において「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

第１　実施責任

１　危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置し、知事に対し支援を要請する。

２　危険度判定の支援

知事は町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下、本節において「道協議会」という）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

３　判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

(1)　「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。

(2)　宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の３区分に判定する。

(3)　判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区　分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

４　危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下、本節において「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

(1)　宅地に係る被害情報の収集

(2)　判定実施計画の作成

(3)　宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成

(4)　判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応

(5)　判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

５　事前準備

町及び道は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

(1)　町と道は相互支援体制を構築し、連絡体制を整備する。

(2)　道は国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）、及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。

(3)　道は町（ 建設班（建設課 管理係））及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判

定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。

(4)　町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

被災宅地危険度判定実施の流れ図

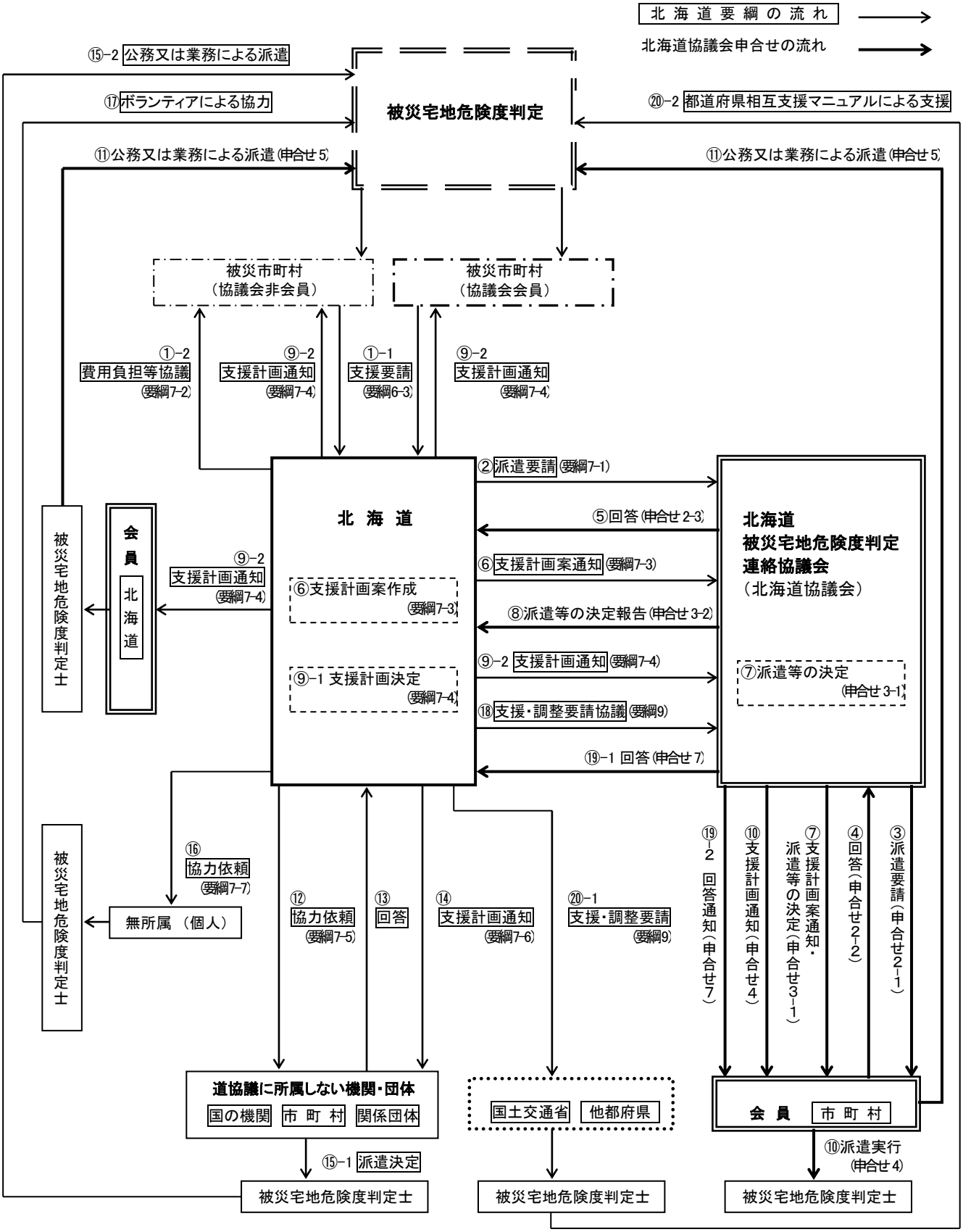

第２　石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

１　基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

２　実施主体及び実施方法

(1)　町は道と連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

(2)　建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

(3)　解体等工事業者

石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等を当該解体等工事の場所に掲示するとともに、特定粉じん排出等作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

(4)　廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第 24 節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施についての計画は、次のとおりである。

第１　実施責任

１　町長（救助法が適用された場合は、町長が、知事の委任により行うが、遺体の処理のうち洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。）

２　警察官（倶知安警察署）

第２　実施の方法

行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬については、次のとおり実施する。

なお、実施に当たっては、 民生班（住民課 住民係）を中心に、関係する各部班及び羊蹄山ろく消防組合 喜茂別支署、倶知安警察署等と連携して行う。

１　行方不明者の捜索

(1)　捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

(2)　捜索の実施

町長が、羊蹄山ろく消防組合 喜茂別支署、倶知安警察署 喜茂別交番等に協力を要請し、捜索を実施することとし、被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

また、町において被災し、行方不明者が流出により他の市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し捜索を要請する。

(3)　警察への通報

町長は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに次の事項を倶知安警察署に通報する。

ア　行方不明者の人員数

イ　氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

ウ　行方不明となった日時

エ　行方不明者が発見されると考えられる地域

オ　その他行方不明の状況

２　遺体の処理

(1)　対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

(2)　処理の範囲

ア　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ　遺体の一時保存（町）

ウ　検案

エ　死体見分（警察官）

(3)　収容処理の方法

ア　町は遺体を発見したときは、速やかに警察官の検分及び日本赤十字北海道支部の検案を受け、次により処理する。

(ｱ)　身元が判明しており、かつ、遺族等の引取り人がいる場合は、遺体を引き渡す。

(ｲ)　身元が判明していない場合、遺族等により身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。

イ　遺体は先着順に収容し、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を記録し、遺体安置場所に安置する。

ウ　遺体安置場所は、公共施設等とするが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置し、遺体の安置場所とする。

３　遺体の埋葬

(1)　対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体。

(2)　埋葬の方法

ア　町は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。

イ　縁故遺体安置場所に一定期間収容しても引取人身元不明の遺体については、火葬に付して無縁物故碑に合葬する。

ウ　身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律93号）の規定により処理する。

エ　埋葬の実施が町において実施できないときは、関係機関等の協力を得て行う。

４　他市町村から漂着した遺体の処理

(1)　遺体の身元が判明している場合は、死亡した者の遺族等又は町長に連絡の上、引き渡す。

但し、被災地域が災害発生直後において、災害による混乱のため遺族等が直ちに引き取ることができない場合は、町において処理する。

(2)　身元不明の遺体で、かつ、被災地から漂着した遺体であることが推定できない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

５　実施状況の記録

行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬した場合は、次によりその状況を記録しておく。

(1)　行方不明者の捜索

ア　遺体の捜索状況記録簿（別記第26号様式）

イ　行方不明者の捜索に係る物資受払状況（救助種目別物資受払簿）（別記第11号様式）

(2)　遺体の処理　遺体処理台帳（別記第27号様式）

(3)　遺体の埋葬　埋葬台帳（別記第28号様式）

資料編〔様	式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第11号様式）
資料編〔様	式〕	・遺体の捜索状況記録簿（別記第26号様式）
資料編〔様	式〕	・遺体処理台帳（別記第27号様式）
資料編〔様	式〕	・埋葬台帳（別記第28号様式）

第 25 節　障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護についての計画は、次のとおりである。

第１　実施責任

障害物の除去は町長が行う。

なお、救助法が適用されたときは、知事の委任により町長が行う。

１　道路、河川に障害を及ぼしているものの除去

道路、河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図る。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行う。

第２　障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合、並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うが、その概要は次のとおりである。

１　住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合

２　障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合

３　河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合

４　その他公共的立場から除去を必要とする場合

第３　障害物の除去の方法

１　町（ 建設班（建設課 管理係））は、所有する資機材を用い、又は状況に応じ土木業者及び災害派遣時の自衛隊の協力を得て、速やかに障害物の除去を行う。

２　障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限る。

第４　除去した障害物の集積場所

１　除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し、集積する。（基本法第 64 条）

２　除去した工作物等の保管は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から 14 日間その旨を公示する。（基本法施行令第 26 条）

第５　放置車両の除去

放置車両の除去については、「第 5 章 第 8 節 交通応急対策計画」により措置する。

第６　実施状況の記録

障害物を除去した場合は、障害物除去の状況（別記第 29 号様式）によりその状況を記録しておく。

資料編〔様　　式〕　・障害物除去の状況（別記第 29 号様式）

第 26 節　応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下、本節において「土木施設」という。）の災害応急土木対策についての計画は、次のとおりである。

第１　災害の原因及び被害種別

１　災害の原因

融雪、なだれ及び異常気象等による出水　　がけ崩れ
地すべり　　地震
土石流

２　被害種別

路面及び路床の流失埋没　　河川の決壊及び埋没
橋梁の流失　　溜池等えん堤の流失及び決壊
堤防の決壊　　下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場の冠水

第２　応急土木復旧対策

１　実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

２　応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めによる。

なお、実施に当たっては、 建設班（建設課 管理係）を中心に、関係する各班及び関係機関と連携して行う。

(1)　応急措置の準備

ア　所管の施設につき、予め防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておく。

イ　災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期する。

(2)　応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、町、道、関係機関、自衛隊等の協力を求める。

(3)　応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により（2）に定めるところに準じ、応急復旧を実施する。

３　関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力する。

また、土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第 27 節　応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策についての計画は、次のとおりである。

第１　実施責任

町長が、行う。

第２　実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができる。

また、道は必要に応じ北海道農政事務所等に応急飼料のあっせんを要請する。

なお、実施に当たっては、 農林班（農林課 農林係）を中心に、関係する各班及び関係機関と連携して行う。

１　飼料（再播用飼料作物種子を含む。）

(1)　家畜の種類及び頭羽数
(2)　飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
(3)　購入予算額
(4)　農家戸数等の参考となる事項

２　転飼

(1)　家畜の種類及び頭数
(2)　転飼希望期間
(3)　管理方法（預託、附添等）
(4)　転飼予算額
(5)　農家戸数等の参考となる事項

第 28 節　労務供給計画

町は災害時において応急対策の必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図る。

第１　実施責任

町が実施する災害応急対策に必要な賃金作業員の雇用については、町長が実施する。

第２　賃金作業員の雇用

１　動員の要請

各班長は、応急対策のため作業員を必要とする場合は、次の事項を明示して賃金作業員の配備を統括班長（まちづくり振興課長）に要請する。

要請を受けた統括班長（まちづくり振興課長）は、速やかに労務供給計画を樹立し、労務の供給を行う。

(1)　作業員を必要とする理由
(2)　作業の内容
(3)　作業場所
(4)　就労予定期間
(5)　所要人員数
(6)　集合場所
(7)　その他参考事項

２　賃金作業員雇用の範囲

(1)　被災者を避難させるための労務
(2)　医療及び助産における輸送のための労務
(3)　被災者救出のための機械器具その他資材の操作の労務
(4)　飲料水供給のための労務
(5)　救援物資の整理、輸送及び配分のための労務
(6)　行方不明者の捜索及び遺体収容処理のための労務
(7)　その他災害応急対策のために必要とする労務

３　公共職業安定所への要請

町において必要とする賃金作業員の確保ができないときは、倶知安公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により次の事項を明らかにして求人申込みをする。

(1)　職種別所要就労者数
(2)　作業場所及び作業内容
(3)　期間、賃金等の労働条件
(4)　宿泊施設等の状況
(5)　その他必要な事項

第２　賃金及びその他の費用負担

１　労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担する。

２　労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努める。

第３　実施状況の記録

賃金作業員を雇用した場合は、賃金作業員雇用台帳（別記第 30 号様式）によりその状況を記録しておく。

資料編〔様　　式〕　・賃金作業員雇用台帳（別記第 30 号様式）

第 29 節　航空機及び無人航空機活用計画

災害時における航空機及び無人航空機の活用についての計画は、次のとおりである。

第１　基本方針

町内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動や情報収集等の災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できる航空機及び無人航空機を活用する。

第２　航空機の活動内容

１　災害応急対策活動

(1)　被災状況調査などの情報収集活動

(2)　救援物資、人員、資機材等の搬送

２　救急・救助活動

(1)　傷病者、医師等の搬送

(2)　被災者の救助・救出

３　火災防御活動

(1)　空中消火

(2)　消火資機材、人員等の搬送

４　その他

航空機の活用が有効と認める場合

第３　航空機保有機関の活動等

１　北海道

道災害対策本部等の指示、又は町の要請により、災害応急対策等の活動を行う。

災害が大規模で、所管航空機で対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や「第 5 章 第 31 節 広域応援・受援計画」により、他都府県及び他の町への航空機の応援要請などを行う。

２　札幌市

北海道広域消防応援協定による相互応援を行うとともに、道の消防防災ヘリコプターと連携し、活動を行う。

３　北海道開発局、北海道警察

所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、関係対策本部等に提供する。

また、災害対策合同本部等の要請により、対策機関の実施する災害応急対策等を支援する。

４　自衛隊

知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

第４　無人航空機の活動等

防災関係機関は、情報収集、救助・救急、消火、輸送等のため、各機関が保有する無人航空機を活用することとする。

第５　航空機及び無人航空機保有機関の活動体制

大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機及びドローン等の無人航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。

このため、ヘリコプター等の航空機については、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、航空機を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うとともに、災害発生時に活動する航空機の安全運航を確保するために必要な事項（空域及び飛行経路の指定、情報共有要領等）を定めるものとする。

また、道は、ドローン等の無人航空機を有効に活用するとともに、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、災害対策本部内に設ける危機管理班や災害対策本部指揮室に設けるヘリコプター等運用調整班において、航空機及び無人航空機の運航について必要な調整を行うものとし、必要に応じて、国に対し、緊急用務空域の指定を依頼するほか、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

第６　町の対応等

１　緊急運航の要請

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」（資料 25）に基づき、知事に対し要請する。

(1)　災害が隣接する町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
(2)　町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
(3)　その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

２　要請方法

知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（別記第 31 号様式）を提出する。

(1)　災害の種類
(2)　災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
(3)　災害現場の気象状況
(4)　災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
(5)　消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
(6)　応援に要する資機材の品目及び数量
(7)　その他必要な事項

３　要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

(1)　TEL：011-782-3233　FAX：011-782-3234

(2)　総合行政情報ネットワーク TEL：6-210-39-897、898

４　報告

町長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（別記第 32 号様式）により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告する。

５　緊急患者の緊急搬送手続等

(1)　応援要請

ア　町長は、知事に対して救急患者の緊急搬送のために、消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行う。（資料 19）

(2)　救急患者の緊急搬送手続き

ア　町長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後、後志総合振興局及び羊蹄山ろく消防組合にその旨を連絡する。

イ　消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票（別記第 33 号様式）を提出する。

ウ　町長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行う。

エ　町長は、知事（危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡する。

(3)　消防防災ヘリコプター運航系統

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請に係る系統図は、次のとおりである。

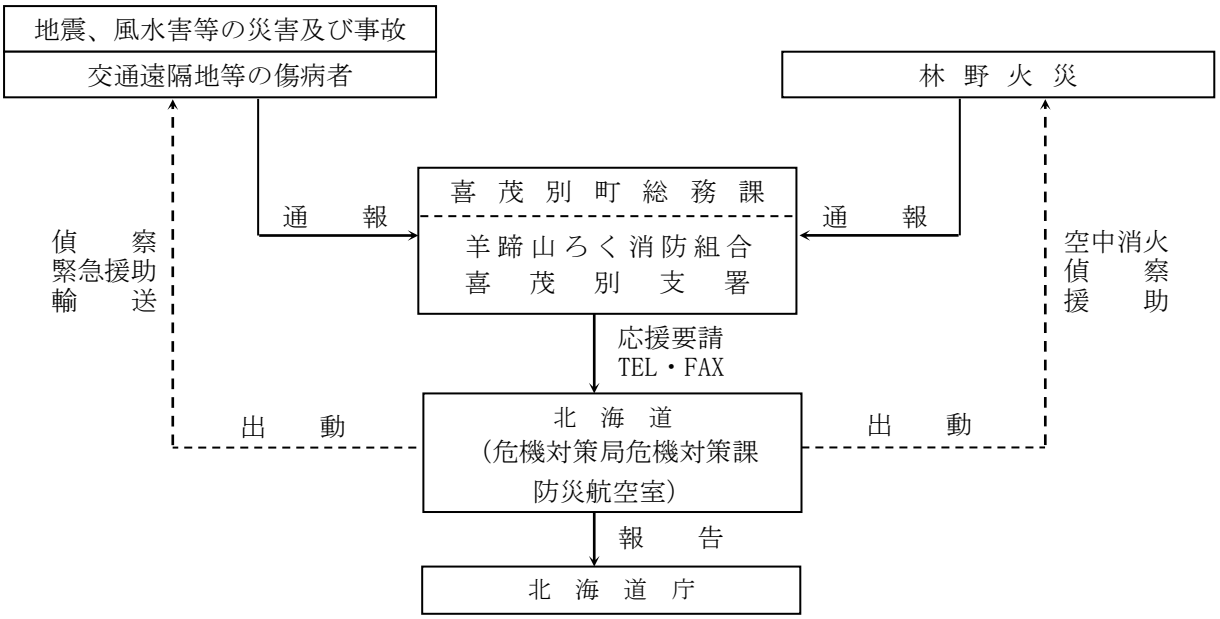

６　受け入れ体制等の確保

町長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

(1)　ヘリポートの確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

(2)　安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講ずる。

資料編〔通 信 ・ 輸 送〕	・ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領（資料 21）
資料編〔条例・協定等〕	・北海道消防防災ヘリコプター応援協定（資料 27）
資料編〔様　　式〕	・北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（別記第 31 号様式）
資料編〔様　　式〕	・北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書
資料編〔様　　式〕	（別記第 32 号様式）
資料編〔様　　式〕	・救急患者の緊急搬送情報伝達票（別記第 33 号様式）

第 30 節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊（指定部隊等の長）に対し自衛隊法第 83 条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

第１　災害派遣要請

１　派遣要請権者

知事（ただし、北海道事務決裁規定第８条により、後志総合振興局長が専決することができる。）

２　要請先

後志総合振興局 地域創生部 危機対策室

３　自衛隊災害派遣の判断基準（３要件）

(1)　緊急性：差し迫った必要性があること。
(2)　公共性：公共の秩序の維持のため必要であること。
(3)　非代替性：他に適当な手段がないこと。

第２　災害派遣要請の要領等

１　要請の方法

町長は、自衛隊の災害派遣の必要を認めたときは、次の事項を明らかにした文書（別記第 34 号様式）によって、知事（後志総合振興局長）に派遣要請を依頼する。

この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び町域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知する。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請を依頼し、その後速やかに文書を提出する。

(1)　災害の状況及び派遣を要請する事由
(2)　派遣を希望する期間
(3)　派遣を希望する区域及び活動内容
(4)　派遣部隊が展開できる場所
(5)　派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

２　緊急を要する災害派遣要請の方法

町長は、人命の緊急救助に関し、知事に要請の要求をするいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に災害派遣要請をすることができる。

但し、この場合、速やかに知事（後志総合振興局長）に通知し、前記 1 の手続きを行う。

なお、緊急の場合の自衛隊連絡先は、次のとおりである。

指定部隊等の長	担当部署	所在地	電話番号
北部方面対舟艇 対戦車隊長 （倶知安駐屯地司令）	運用訓練	虻田郡倶知安町字高砂 ２３２－２	０１３６－２２－１１９５ 内線４０６・４１６ （当直２４０）

第３　災害派遣部隊の受入れ体制

１　受入れ準備の確立

知事（後志総合振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

(1)　宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、機材等の保管場所の準備その他受入れのために必要な措置をとる。

(2)　連絡職員の指名

町長は、現地責任者を指名し、派遣部隊指揮官との協議、連絡等に当たる。

(3)　作業計画の準備

応援を求める作業の内容、所要人員、機材等の確保その他必要な計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。

(4)　派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

ア　被害状況の把握
イ　避難の援助
ウ　遭難者等の捜索救助活動
エ　水防活動
オ　消防活動
カ　道路又は水路の啓開
キ　応急医療、救護及び防疫
ク　人員及び物資の緊急輸送
ケ　給食、給水及び入浴支援
コ　物資の無償貸付又は譲与
サ　危険物の保安及び除去
シ　その他

２　派遣部隊到着後の措置

(1)　派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地へ誘導するとともに、派遣部隊の指揮官と応援作業計画等について協議し、派遣部隊の活動が円滑に行われるよう調整を行う。

(2)　知事（後志総合振興局長）への報告

町長は、派遣部隊到着後又は必要に応じて、次の事項を知事（後志総合振興局長）に報告する。

ア　派遣部隊の長の官職氏名
イ　隊員数

ウ　到着日時
エ　従事している作業の内容及び進捗状況
オ　その他参考となる事項

(3)　自衛隊との情報交換等の留意事項

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、町においても災害情報を自衛隊に提供する。

ア　地域特性を踏まえた状況把握
イ　ニーズの明確化（要請内容の具体化）
ウ　連絡態勢の確保（決定権者の所在を明確化）
エ　活動拠点の準備（ヘリポート、車両や支援物資の置き場所等）
オ　撤収の判断（被害の復旧状況等の情報共有）

第４　経費負担等

(1)　次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、町等）において負担する。

ア　資材費及び機器借上料
イ　電話料及びその施設費
ウ　電気料
エ　水道料
オ　くみ取料

(2)　その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定める。

(3)　派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第５　派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書（別記第 35 号様式）をもって知事（後志総合振興局長）に撤収要請を依頼する。

但し、文書による要請に日時を要するときは、電話等で依頼し、その後文書を提出する。

資料編〔様　　式〕	・自衛隊災害派遣要請の依頼について（別記第 34 号様式）
資料編〔様　　式〕	・自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について（別記第 35 号様式）

第 31 節　広域応援・受援計画

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策についての計画は、次のとおりであるが、細部の災害時受援体制については、喜茂別町災害時受援計画（令和７年９月策定）による。

また、冬期は、積雪・凍結等により、部隊や応援職員等の移動や救助、輸送、復旧活動に通常より時間を要することから、平常時から装備・資機材の充実、活動要領等を考慮する必要があるほか、道外からの応援者は積雪・凍結等の状況での円滑な行動が困難な場合があることに留意する。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、「第 5 章 第 5 節 避難対策計画 第 15」による。

第１　町による応援要請・応援活動

１　町から他市町村及び道への応援要請

(1)　大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」（資料 26）及び市町村間の各種相互応援協定等に基づき、他の市町村長に応援を要請する。

(2)　町長は、町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め、又は応急対策の実施を要請する。

２　他市町村に対する応援活動

町長は、知事が内閣総理大臣より他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められ、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

第２　北海道による応援活動

１　町に対する応援

(1)　町において大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、応援の実施を図る。

また、町への応援が円滑に行えるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行う。

(2)　知事は、被災地における災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、町長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整・要求を行う。

(3)　知事は、町長等から応援の求め、又は災害応急対策の実施を要請されたときは、適切に応援又は災害応急対策を実施する。

２　国に対する応援の要求等

(1)　北海道において大規模災害が発生し、災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるとき、知事は、国（消防庁等）に応援を要請するほか、指定行政機

関等の長に対し応急措置の実施を要請する。また、知事は、町長から要請があった場合で災害の範囲が著しく拡大し､道内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し、広域航空消防応援（ヘリコプター)、緊急消防援助隊の派遣について要請する。

(2)　知事は、他の都府県知事への広域応援要請及び市町村相互間の応援の要求等のみによっては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都府県知事に対して知事又は当該災害発生市町村長の応援を要請するよう求める。

(3)　知事は、内閣総理大臣より災害発生都府県知事や災害発生市町村長の応援を求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。また、知事は、特に必要があると認められた場合、市町村長に対し、当該災害発生市町村長の応援を求める。

第３　消防機関（羊蹄山ろく消防組合）

１　大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。(資料 27)

また、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター)、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。(資料 19・25)

２　他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

３　緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

第４　北海道警察

北海道公安委員会は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救助救出活動等を実施できない場合は、他都府県公安委員会に警察災害派遣隊の部隊、装備資機材等の援助要求を行う。

第５　国からの派遣等受入れ体制の確保

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するために、リエゾン派遣の受入れ及び国に設置される緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）の現地活動拠点施設を定める。

また、国の食料・物資支援チームによる、支援物資の受入れ体制を確保する。

第６　防災関係機関の活動拠点等

防災関係機関は、災害応急対策若しくは災害復旧が円滑に実施できるよう、必要に応じて被災地域付近における活動拠点の確保に努めるものとする。

なお､活動拠点の確保や､燃料供給地点､応援者の宿泊場所等の確保が困難である場合は、道や町、他の防災関係機関に対し活動拠点等の確保について協力を依頼することができる。

資料編〔通 信 ・ 輸 送〕	・ヘリコプターによる緊急患者の緊急搬送手続要領（資料 21）
資料編〔条例・協定等〕	・北海道消防防災ヘリコプター応援協定（資料 27）
資料編〔条例・協定等〕	・災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（資料 28）
資料編〔条例・協定等〕	・北海道広域消防相互応援協定（資料 29）

第 32 節　職員応援派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第 29 条の規定により知事又は町長等は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第 30 条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求める。

第１　要請権者

１　町長又は町の委員会若しくは委員（以下、本節において「町長等」という。）

２　道知事又は道の委員会若しくは委員（以下、本節において「知事等」という。）

なお、道又は町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は町長に予め協議しなければならない。

第２　要請手続等

１　職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行う。

(1)　派遣を要請する理由

(2)　派遣を要請する職員の職種別人員数

(3)　派遣を必要とする期間

(4)　派遣される職員の給与その他の勤務条件

(5)　前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

２　職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行う。

なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく、地方自治法第 252 条に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

(1)　派遣のあっせんを求める理由

(2)　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数

(3)　派遣を必要とする期間

(4)　派遣される職員の給与その他の勤務条件

(5)　前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

第３　派遣職員の身分取扱

１　派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側及び職員派遣受入れ側の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則の適用がある。

但し、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。

また受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

２　派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第 32 条及び同法施行令第 18 条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第 252 条の規定による。

３　派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。

但し、地方自治法第 252 条に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上、決定する。

４　派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用する。

５　受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

（参考）

昭和 37 年自治省告示第 118 号（災害派遣手当の額の基準）

基本法施行令第 19 条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（1 日につき）	その他の施設（1 日につき）
３０日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30 日を超え 60 日以内の期間	3,970 円	5,870 円
６０日を超える期間	3,970 円	5,140 円

第 33 節　防災ボランティアとの連携計画

災害時における奉仕団及び各種ボランティア団体・NPO との連携についての計画は、次のとおりである。

第１　ボランティア団体・NPO の協力

町は、奉仕団又は各種ボランティア団体・NPO からの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

第２　ボランティアの受入れ

道、町、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及び調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

第３　ボランティア団体・NPO の活動

ボランティア団体・NPO に依頼する活動の内容は、「防災における行政のＮＰＯ・ボランティア等との連携・協働ガイドブック～三者（行政・ボランティア団体・ＮＰＯ）連携を目指して」（内閣府：平成３０年４月１３日）に基づき、主として次のとおりである。

１　災害・安否・生活情報の収集・伝達
２　炊き出し、その他の災害救助活動
３　高齢者、障がい者等の介護、看護補助
４　清掃及び防疫
５　災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
６　被災建築物の応急危険度判定
７　応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
８　災害応急対策事務の補助
９　救急・救助活動
10　医療・救護活動
11　外国語通訳
12　非常通信
13　被災者の心のケア活動
14　被災母子のケア活動
15　被災動物の保護・救助活動
16　ボランティア・コーディネート

第４　ボランティア活動の環境整備

道、町及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等との連携のほか、国が整備する登録団体データベースを活用し、専門的なノウハウや技術力を有する登録被災者援護協力団体とも連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保に努める。

第５　北海道災害ボランティアセンターとの連携

１　「町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定」の締結に係る事項

町の災害時応急対策活動として行う、町災害ボランティアセンターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、町及び社会福祉協議会の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与するための「町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定」は、令和５年８月末に喜茂別町社会福祉協議会と本町との協定を締結した。

引き続き、関係機関との連携を継続する。

２　「町災害ボランティアセンターの設置・運営マニュアル」の活用

「町災害ボランティアセンターの設置・運営マニュアル」については、喜茂別町社会福祉協議会が作成しており、災害時に活用する。

第 34 節　災害義援金募集（配分）計画

災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分についての計画は、次のとおりである。

第１　義援金の受付（配分）

日赤北海道支部は、全国各地からの義援金受付窓口を設置し、義援金の受入れを実施するとともに、日赤北海道支部及び町に義援金配分委員会を設置し、被害状況に応じて義援金をり災者に配分する。

総務部 財政資材班は、全国各地からの義援金を受付けるとともに、提供者の意向を尊重し、被害状況に応じて義援金を配分する。

第２　町の災害義援金品の受付・配分

１　義援金品の受付

災害対策本部に義援金品の受付窓口を開設し、寄託される義援金品を受け付ける。

また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とし、品名を明示する等梱包に際して、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮するよう努める。

２　災害義援金配分委員会の設置

災害発生時に集まった義援金の配分が公平かつ効果的に行われるよう、喜茂別町災害義援金配分委員会（以下、本節において「配分委員会」という。）を設置し、庶務は、統括班（まちづくり振興課 まちづくり振興係）、財政班（総務課 総務係）が行う。

３　配分計画の作成

配分に当たっては、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、適切かつ速やかに配分する。

なお、配分委員会では、義援金の配分計画として次の事項について審議する。

(1)　配分対象
(2)　配分基準
(3)　配分方法
(4)　その他必要な事項について

第 35 節　災害応急金融計画

災害の応急復旧を図り、り災者の速やかな立直りを期するための応急金融については、次のとおりである。

なお、応急金融の融資の名称、取扱機関等の大要の詳細は、北海道地域防災計画「資料編」による。

1　生活福祉資金
2　母子・寡婦福祉資金
3　災害援護資金貸付金
4　災害復興住宅資金
5　農林漁業セーフティネット資金
6　天災融資法による融資
7　農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
8　農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
9　造林資金
10　樹苗養成施設資金
11　林道資金
12　主務大臣指定施設資金
13　共同利用施設資金
14　備荒資金直接融資資金
15　中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付)」
16　勤労者福祉資金
17　「被災者生活再建支援法」に基づく支援（資料 21）

資料編〔応 急 ・ 復 旧〕　・「被災者生活再建支援法」に基づく支援（被災者生活再建支援制度）（資料 23）

第 36 節　災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動についての計画は、次のとおりである。

第１　実施体制

救助法による救助の実施は、知事が行う。

但し、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は自らの判断責任において実施する。

第２　救助法の適用基準

救助法施行令第１条の定めにより、本町の適用基準は次のとおりである。

被害区分 町の人口	町単独の場合	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合
	住家滅失世帯数	区域の 住家滅失世帯数	
〔喜茂別町〕 5,000人未満	30	15	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。

１　住家及び世帯の単位

(1) 住家

現実に居住するために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わないこと。

(2) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいうものであること。

２　被害の認定基準

(1) 住家の被害

ア　住家が滅失したもの（以下「全壊、全焼又は流失」という。）

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の７０％以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に閉める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のものとすること。

イ　住家の半壊、半焼する等著しく損傷したもの（以下「半壊、又は半焼」という。）

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できるもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の２０％以上７０％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のものとすること。このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損害部分がその住家の延床面積の５０％以上７０％未満、又はその住家の損害割合が４０％以上５０％未満のものを大規模半壊とすることとし、大規模半壊に至らないまでも住宅に居住するために最低限必要な「居住の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の３０％以上５０％未満、又はその住家の損害割合が３０％以上４０％未満のものを中規模半壊とすること。

ウ　住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの（以下「準半壊」という。）

住家が半壊又は半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の１０％以上２０％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が１０％以上２０％未満のものとすること。

エ　住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの（以下「床上浸水」という。）

ア、イ及びウに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものとすること。

(2) 人的被害

ア　死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとすること。

イ　行方不明

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとすること。

ウ　負傷

災害のために負傷し、医師の治療を受ける必要のあるものとすること。

第３　救助法の適用手続き

１　喜茂別町

(1)　町長は町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちに次の事項を後志総合振興局長に報告しなければならない。

ア　災害発生の日時及び場所

イ　災害の原因及び被害の状況

ウ　法の適用を要請する理由

エ　法の適用を必要とする期間

オ　既にとった救助措置及び今後の救助措置の見込み

カ　その他必要な事項

(2)　災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに後志総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

２　北海道（後志総合振興局）

(1)　後志総合振興局長は、町長からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用することとし、その旨、町に通知するとともに、知事に報告する。

(2)　知事は、後志総合振興局長から救助法の適用について報告があった場合は、直ちに告示するとともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

第４　救助の実施と種類

１　救助の実施と種類

知事は、救助法を適用した町に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施する。

なお、知事は町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	主な対象者	実施者区分
避難所の設置（供与）	・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 ・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、滅に救助を要する者	町、日赤道支部 町
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	対象者、対象箇所の選定：町 設置：道(但し、委任されたときは町)
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	町
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	町
医療	災害により医療の途を失った者	道・日赤道支部 (但し、委任されたときは町)
助産	災害発生の日以前又は以後の７日以内に分べんした者であって、災害のための助産の途を失った者	道・日赤道支部 (但し、委任されたときは町)
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	町
福祉サービスの提供	災害のため現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とすね災害時要配慮者(高齢者、障がい者、子ども、妊産婦その他の者)	道（但し、委託されたときは町）
被災した住家の応急修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者など	町
学用品の給与	災害により住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床下浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒(幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外)	町
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	町
遺体の捜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者を捜索する	町
遺体の処理	災害の際死亡した者に、遺体に関する処理(埋葬を除く)をする	町・日赤道支部
障害物の除去	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹林等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	町

２　救助の程度、方法及び機関

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び機関については、災害救助法施行細則第１２条によるものとする。

なお、災害救助法施行細則第１２条により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

３　救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第５条、第６条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

第５　基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第６章　地震災害対策計画

地震災害の防災対策に関する計画は、喜茂別町地域防災計画の別編である「地震災害対策編」による。

第７章　火山災害対策計画

第１節　基本方針

噴火、降灰(礫)、溶岩、有害ガス、泥(土石)流、火砕流及び地殻変動等、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれのある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎょし被害の軽減を図るため、道、町及び防災関係機関が実施する予防及び応急対策は、次に定めるところによる。

第２節　火山の概況

第１　火山の現状

過去およそ１万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動がある火山と火山噴火予知連絡会が定めている活火山は、全国に１１１、道内に３１あり、うち常時観測火山が９火山（アトサヌプリ、雌阿寒岳、大雪山、十勝岳、樽前山、倶多楽、有珠山、北海道駒ケ岳、恵山）で、噴火警戒レベルが運用されているとともに、監視・観測体制が強化されている。
なお、その他の火山は、は２２火山（知床硫黄山、羅臼岳、天頂山、摩周、丸山、雄阿寒岳、恵庭岳、渡島大島、羊蹄山、ニセコ、利尻山、茂世路岳、散布山、指臼山、択捉焼山、択捉阿登佐岳、ベルタルベ山、ルルイ岳、爺爺岳、羅臼山、泊山、小田萌山）がある。
本町においては、その他の活火山に該当する羊蹄山及び常時観測火山に該当する有珠山による被害が想定される。

第２　過去の火山活動等

本町において被害が想定される羊蹄山及び有珠山の過去の火山活動は、次のとおりである。

１　羊蹄山

標高 1,898ｍの円錐形の成層火山で、山頂には直径 700ｍの火口、山体斜面には北山火口をはじめとする側火口、山麓には富士見火砕丘をはじめとする火砕丘が分布する。

羊蹄山の活動は約 5～6 万年前に始まり、軽石や火山灰、溶岩流を繰り返し噴出し、火砕流や山体崩壊も発生させた。最新期は側火山の活動が中心で、南火口（標高 1,050m）から噴出した南火口溶岩流の下位地層の年代などから、過去 1 万年以降に噴火活動があったと考えられるが、現在、火山活動は認められていない。

２　有珠山

有珠山は、洞爺カルデラの南壁上に生じた成層火山と溶岩ドーム群で、直径約 1.8㎞ の外輪山を持つ成層火山と、その側火山（ドンコロ山スコリア丘 ）及び 3 個のデイサイト溶岩ドーム（小有珠、大有珠、昭和新山 ）と多数の潜在ドーム(西山、金比羅山、西丸山、明治新山、東丸山、オガリ山、有珠新山、2000 年隆起域ほか)から構成される。

有珠山は 1663 年の大噴火以降、最近の活動を再開した。その後は、17 世紀末頃、1769 年、1822 年（火砕サージにより 103 名の死者と多数の負傷者)、1853 年、1910 年（熱泥流により１名の死者)、1944 年（火山灰による窒息により１名の死者)、1977～1978 年（降雨による泥流により死者３名)、2000 年に噴火があり、1663 年以降、数十年に一度の頻度で噴火を繰り返しており、特に 1910 年噴火からはほぼ 30 年間隔になっている。噴火の前

兆に、有感地震多発や顕著な地殻変動を生じる特徴がある。

2000 年３月からの噴火活動では、４日間の前兆地震の後、西山西麓および金比羅山地域で噴火を開始したのち、マグマ水蒸気噴火に続き、主に水蒸気噴火を頻繁に繰り返した。噴火前からの地震活動や地殻変動観測により、山体の北西部での噴火の可能性が予測され、気象庁から緊急火山情報が噴火前に初めて発表されたこともあって住民の避難が徹底された。

このため、新火口群が住民の生活圏に近かったにもかかわらず人的被害をまぬがれた。しかし、地殻変動、噴石、熱泥流などにより、ライフラインや建造物、主要交通網等は大きな被害を受けた。噴火前の特徴的な現象とされる、有感地震の多発や地割れなどの顕著な地殻変動により、1910 年の噴火でも事前避難で減災に成功している。

2000 年以降は、2015 年４月に有珠山北側山腹のやや深いところでの地震増加、2021 年３月に山頂火口原直下のやや深いところでの地震増加及びわずかな傾斜変動が観測されているが、いずれも噴火に至る現象とはなっていない。

2000 年の噴火のあと、2008 年に、洞爺湖有珠山の特性や自然について学び、正しい知識や噴火の記憶を世代を超えて語り継いでいく「学びと伝えの実践者」を育成するための、持続可能な人づくりの仕組みとして、「洞爺湖有珠火山マイスター」制度が発足した。火山マイスターとして認定された地域住民などは、2000 年噴火災害遺構を用いた噴火災害の伝承や有珠山周辺地域の学校などでの防災教育活動の講師やサポートなど、様々な普及啓発活動に携わっている。

観光地として火口近傍の土地利用が進んでいるほか、本道の主要交通網や観光施設が近接しているので、防災上特に配慮が必要である。

第３　本町における噴火の影響

本町周辺には多くの活火山が分布しており、本町もそれらの火山の火砕流、降下火山灰等により形成されているが、大規模カルデラ形成等の際の広範囲への火砕流・火砕サージ等（１万年以上程度のタイムスパン）は別として、現在のところ本町域については降下火山灰による被害が懸念される。

そのうち有珠山は度々噴火しているが西風の影響により東側への降灰量が大きく、本町において被害が発生した記録は少ない。他方、１９７７年（昭和５２年）の噴火に際しては、本町においても１０㎝程度の火山灰が降り積もり、農作物等への影響があったと言い伝えられており、今後の噴火の際にも風向きによっては被害をもたらす可能性がある。

なお、現在、羊蹄山では目立った火山活動は認められていないが、今後顕著な変化が確認された場合には、直近にあるため、火砕流・火砕流サージ、山体崩壊による岩屑なだれ、噴石・火山灰の降下、火山性地震などのあらゆる影響を考慮する必要がある。

第３節　災害予防対策

町、道及び防災関係機関は、火山災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

第１　火山観測体制

１　札幌管区気象台は、常時観測火山について、震動、地殻変動観測、遠望観測を実施するほか、定期及び臨時に火山機動観測班による観測を実施する。また地方公共団体や住民、登山者等が遅滞なく防災対応を取ることができるよう、平時から火山観測データを公表する。

２　担当官署及び観測機器

火山名	担当官署名	観測機器
有珠山	札幌管区気象台 （地域火山監視・警報センター）	地震計、望遠カメラ、ＧＮＳＳ、 空振計、傾斜計

第２　災害発生範囲及び防災関連施設等の把握

道、周辺市町村、関係機関は、火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮しながら、過去の噴火の状況等に基づき、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査するものとするが、火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しく、火山に関する専門的な知見が必ずしも十分ではない、道、周辺市町村のみで適切な対応をすることが難しいことから、日頃より、関係機関、道、周辺市町村、公共機関、火山専門家等が協力して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努めるものとする。なお、火山活動の現状や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部とも連携するものとする。

また大規模噴火に伴う降灰は広域に影響を及ぼすことから、道及び周辺市町村、関係機関は、住民の安全確保策など、広域に降り積もる火山灰への対策の推進に努めるものとする。

町及び道は、災害過去の災害が予想される範囲を把握するとともに、火山災害に関するハザードマップや噴火警報等の解説、避難場所（退避壕等の防災関連施設）や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な地理空間情報を記載した火山防災マップを作成し、住民等への情報提供を効果的に行うものとする。

第３　警戒体制の強化

町及び防災関係機関は、火山噴火現象の測定結果等の提供を受け、警戒体制の強化・充実を図るものとする。

第４　警戒避難体制の整備

町は、避難場所、避難所及び避難経路を予め想定し、日頃から住民等への周知に努めるとともに、発災時の避難誘導に関する計画を整備するものとする。

また、避難生活の長期化が予想されることから、避難所については、火山災害及び二次災害のおそれのない場所を選定し、避難生活環境を良好に保つため、施設の整備に努めるとと

もに、近隣市町村と避難者の受入に係る協定を締結するなどにより、避難施設の確保に努める。

第５　二次災害の予防対策

町、道及び防災関係機関は、豪雨等に伴う土砂災害等の二次災害を予防するため、治山治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進するものとする。

第６　通信施設の整備

町、道及び防災関係機関は、円滑な災害情報の伝達及び収集ができるよう代替性を考慮し、多様な通信施設の整備強化を図るものとする。

第７　防災知識の普及・啓発

町、道及び防災関係機関は、羊蹄山、有珠山などの噴火特性を考慮して、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、避難場所（退避壕等の防災関連施設）や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ、地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成・配付し、研修を実施するほか、平常時から広報誌、マスメディア、学校教育等のあらゆる手段や火山防災の日（８月２６日）などの機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な防災知識の普及啓発に努めるものとする。

また、登山者や観光客等は、活火山への登山の危険性を十分に理解し、噴火のおそれに関する火山防災情報の収集やＩＴ等を用いた登山届の積極的な提出、登山中における連絡手段の確保、ヘルメットや携帯端末の予備電池等の必要に応じた装備品の携行など、自らの安全を確保するための手段を講じるよう努めるものとする。

札幌管区気象台及び地方気象台は、関係機関と連携し、火山に関する知識や火山噴火の特性、噴火警報等の解説、噴火警報発表時にとるべき行動など、火山防災に関する知識の普及啓発を図るほか、火山の活動状況について情報を得られるよう、火山防災情報を、気象庁等のウェブサイトなどでわかりやすく発信するものとする。

第８　実践的な防災訓練への参加

町は、道及び有珠山火山周辺市町村が実施する火山関連の防災訓練に必要に応じて参加する。

また、訓練についての事後評価を行い、速やかに防災体制の改善など必要な措置を講ずるものとする。

第４節　災害応急対策計画

第１　応急活動体制

町は、火山現象による災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、必要な措置については、第３章第１節「組織計画」の定めるところによる。

第２　火山現象に関する警報、予報、情報等

１　火山現象に関する警報及び予報は、気象業務法(昭和２７年法律第１６５号)第１３条の規定により発表される「火山現象警報」及び「火山現象予報」である。

なお、「火山現象警報」は気象業務法第１５条１項の規定により知事に通知され、知事は同法第１５条２項及び基本法第５５条の規定により町長に通知する。

２　噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

札幌管区気象台が噴火に伴って発生した生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）等を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域)」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺)」として発表する。「噴火警報（居住地域)」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

３　噴火予報

札幌管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

４　噴火警戒レベル

札幌管区気象台が火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」の指標を５段階に区分し、噴火警報・噴火予報に付して発表する。噴火警戒レベルに応じ「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を火山防災協議会で協議し、道及び各該当市町村の「地域防災計画」に定めた火山において噴火警戒レベルが運用される。

(1)　噴火警戒レベル導入火山（有珠山）

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル（キーワード）
特別警報	噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想それる場合	レベル５ （避難）
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル４ （高齢者等避難）
警報	噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される場合	レベル３ （入山規制）
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	レベル２ （火口周辺規定）
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）	レベル１ （活火山であることに留意）

(2)　噴火警戒レベル未導入火山（羊蹄山）

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	キーワード
特別警報	噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想それる場合	居住地域 厳重警戒
警報	噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	入山危険
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	火口周辺危険
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）	活火山であることに留意

５　噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、以下のような場合に発表する。

(1)　噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合

(2)　噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）

(3)　このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

６　火山の状況に関する解説情報（臨時）

現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時)」を発表する。

７　火山の状況に関する解説情報

現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

８　降灰予報

気象庁は、以下の３種類の降灰予報を提供する。

(1)　降灰予報（定時）

ア　噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（３時間ごと）に発表する。

イ　１８時間先（３時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

(2)　降灰予報（速報）

ア　噴火が発生した火山（※１）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後５～１０分程度で発表する。

イ　噴火発生から１時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

（※１）：

降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

(3)　降灰予報（詳細）

ア　噴火が発生した火山（※２）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後２０～３０分程度で発表する。

イ　噴火発生から６時間先まで（１時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市町村を明示して提供する。

（※２）：

降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

９　火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報

10　火山現象に関する情報等

(1)　火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

(2)　月間火山概況

前月１か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

(3)　噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

11　噴火警報等の発表官署

北海道における全ての火山に係る火山現象警報、火山現象予報及び火山現象に関する情報等の発表は、札幌管区気象台が行う。

12　異常現象を発見した者の措置等

(1)　通報義務

ア　災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長、倶知安警察署喜茂別駐在所長又は羊蹄山ろく消防組合喜茂別支署長に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するよう協力しなければならない。

イ　異常現象

火山地域での熱雲、降灰砂、山崩れ、地割れ、地形の変化等

(2)　町への通報

異常現象を発見した場合、あるいは住民から通報を受けた警察官・消防職員はその内容を確認し直ちに町に通報する。

(3)　町の通報

ア　異常現象に関する通報を受けた町は札幌管区気象台に通報する。

あて先官署名	電話番号
札幌管区気象台 札幌市中央区北２条西１８丁目２	札幌　０１１－６１１－０１７０（天気相談所） ６１１－６１２５（地震） ６１１－２４２１（火山）

イ　異常現象等発見時の通報

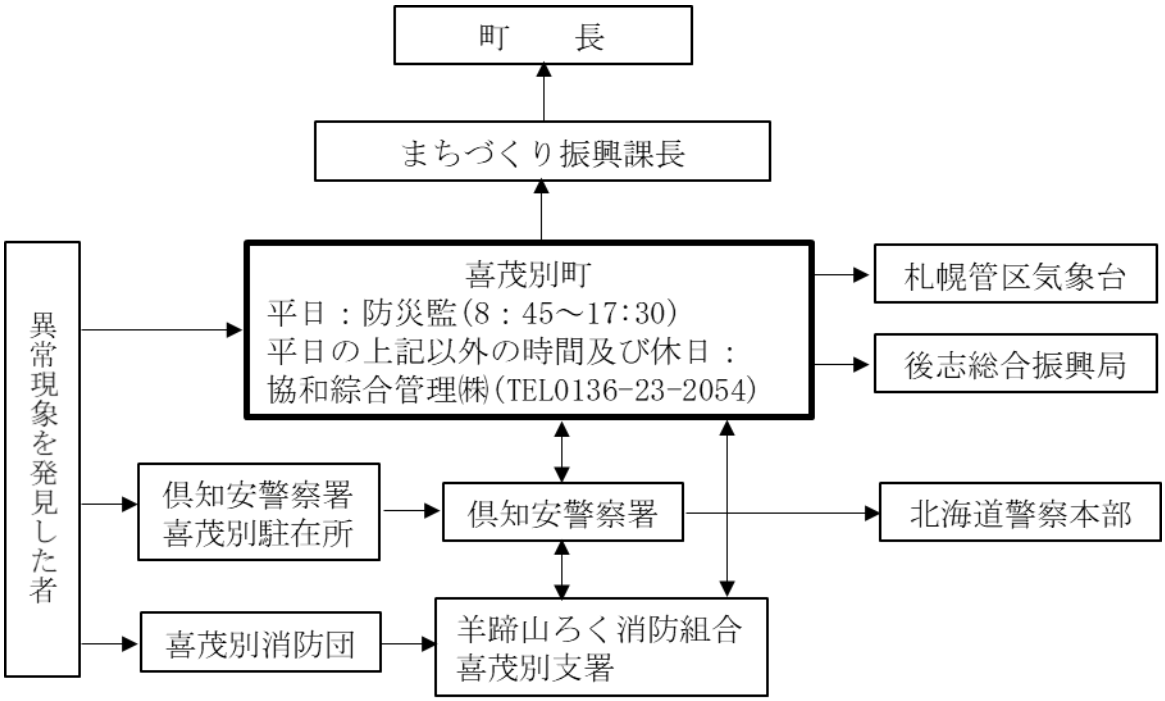

13　噴火警報及び噴火予報等の伝達

(1)　噴火警報・火口周辺警報・噴火予報等の伝達は、噴火警報等伝達系統図による。

(2)　噴火警報・火口周辺警報・噴火予報等の受理及び伝達並びに知事からの通報、又は要請を行う事項は、次によるものとする。

ア　通報及び伝達の内容

町は、知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達するものとする。

この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報、又は警告をするものとする。

イ　通報及び伝達の系統

噴火警報・火口周辺警報・噴火予報等の伝達系統図は、次のとおりである。

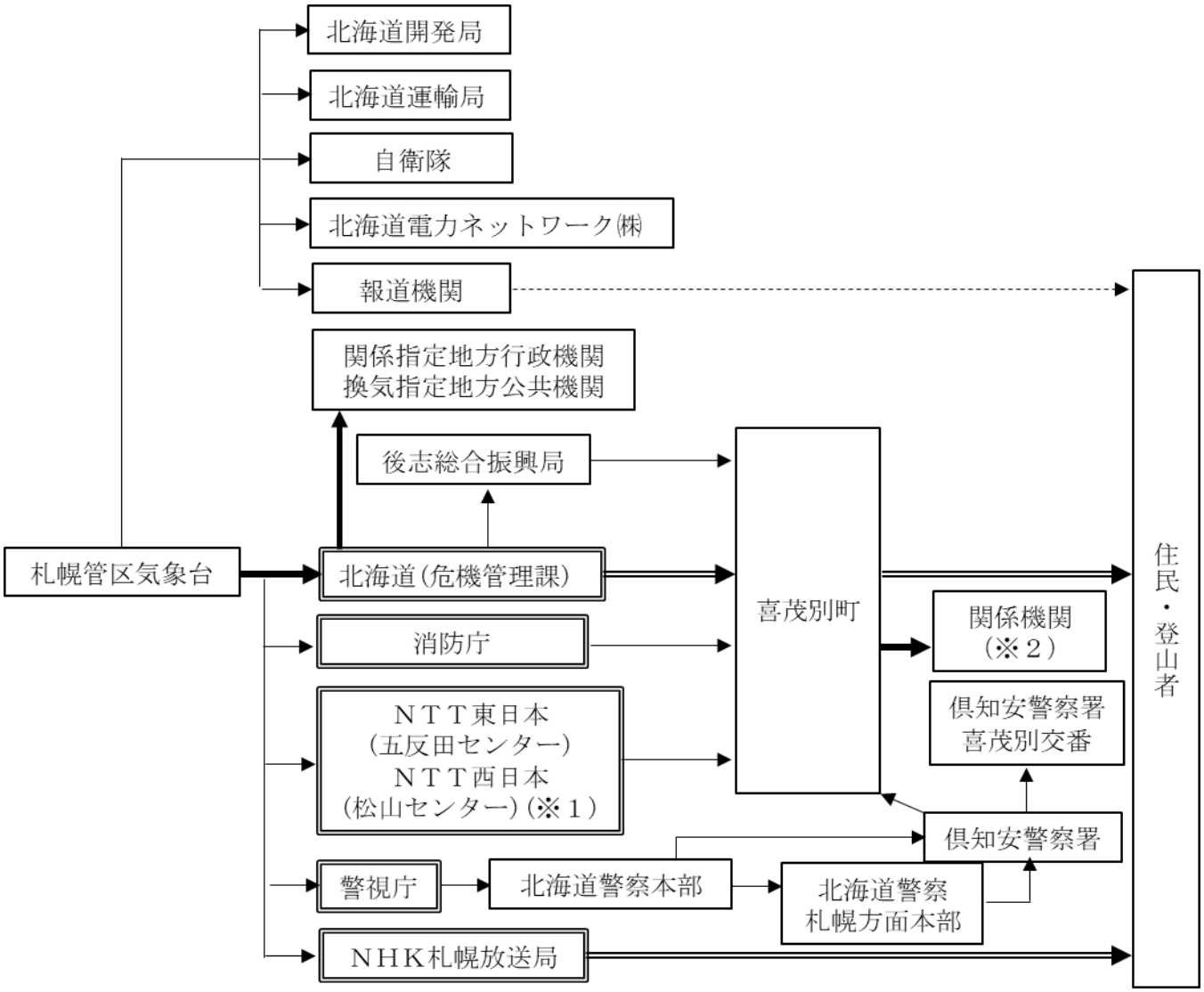

（二重線）で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく火山現象特別警報、火山現象警報の通知先

（二重線）は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

（太線）及び（二重線）の経路は、火山現象特別警報、火山現象の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表されたときに活動火山対策特別措置法第１２条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路

----→ は、放送による伝達経路

（※１）ＮＴＴ東日本・西日本には、火山現象特別警報及び火山現象警報のみ伝達
（※２）各火山を所管する関係機関は、札幌管区気象台及び北海道警察本部である。

14　避難対策計画

火山災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、次のとおりである。

また、以下に定める事項のほか必要な措置については、第５章第５節「避難対策計画」に定めるところによる。

(1)　避難指示等の基準

避難指示又は高齢者等避難は、下記のような状況が認められるとき、総合的な判断をもって発令する。

なお、火山災害による複合的な災害が予想される場合の避難指示又は高齢者等避難発令の判断基準は、第５章第５節「避難対策計画」に定めるところによる。

ア　火山活動により、災害等の発生のおそれがあり、著しく危険が切迫しているとき。

イ　火山活動により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。

ウ　その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

(2)　避難指示等の判断基準（火山災害）

区分	判断基準
高齢者等避難	次のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令することが考えられる。 １　有珠山において、特別警報：噴火警報(居住地域)又は噴火警報が発表され、噴火警戒レベル４：居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合 ２　羊蹄山において、特別警報：噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
避難指示	次に該当する場合に、避難指示を発令することが考えられる。 有珠山において、特別警報：噴火警報(居住地域)又は噴火警報が発表され、噴火警戒レベル５：居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される場合

第５節　災害復旧

火山災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町及び道は、被害の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第 10 章災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

第８章　事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層建築物等の増加、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第１節　航空災害対策計画

第１　基本方針

町域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下、本節において「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次のとおりである。

第２　災害予防

次の実施機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

１　実施機関

(1)　東京航空局道内各空港事務所、空港管理事務所、空港運営権者

ア　航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとる。

イ　迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。

ウ　災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。

エ　職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

オ　災害時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

カ　災害時の救急・救助・救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努める。

キ　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

(2)　航空運送事業者

ア　航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずる。

イ　職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

ウ　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

第３　災害応急対策

航空災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

１　情報通信

(1)　情報通信連絡系統

ア　発生地点が明確な場合

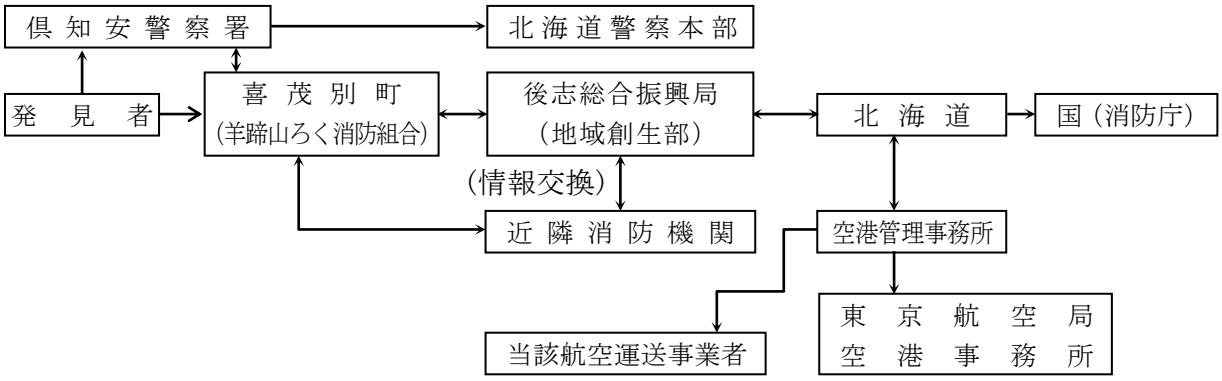

イ　発生地点が不明な場合（航空機の捜索活動）

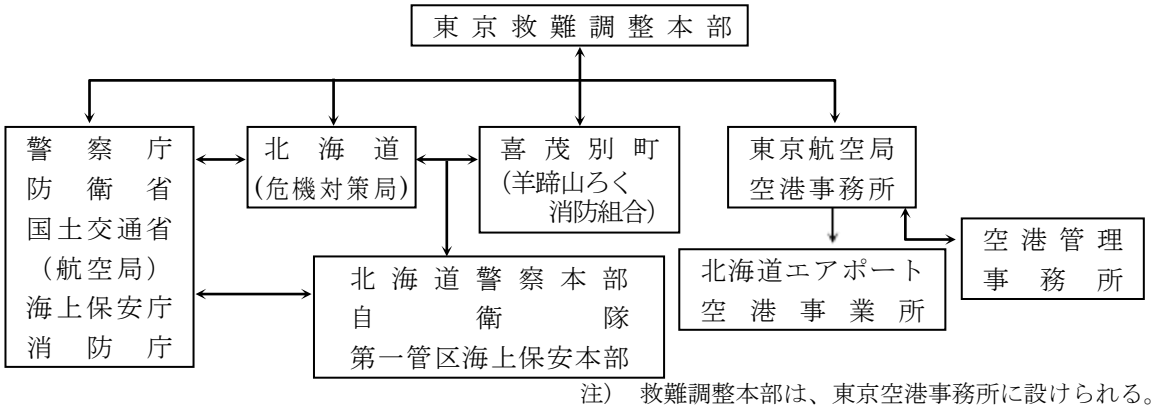

注)　救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

(2)　実施事項

ア　町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ　町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ　町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

２　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第５章 第３節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1)　実施機関

東京航空局空港事務所、空港管理事務所、航空運送事業者、町（羊蹄山ろく消防組合）、

北海道、北海道警察

(2)　実施事項

ア　被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(ｱ)　航空災害の状況

(ｲ)　家族等の安否情報

(ｳ)　医療機関等への情報

(ｴ)　関係機関の災害応急対策に関する情報

(ｵ)　その他必要な事項

イ　旅客及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項についての広報を実施する。

(ｱ)　航空災害の状況

(ｲ)　旅客及び乗組員等の安否情報

(ｳ)　医療機関等の情報

(ｴ)　関係機関の災害応急対策に関する情報

(ｵ)　航空輸送復旧の見通し

(ｶ)　避難の必要性等、地域に与える影響

(ｷ)　その他必要な事項

３　応急活動体制

(1)　町の災害対策組織

町長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて、「第３章　第１節　組織計画」の定めにより、応急活動体制を整え、地域に係る災害応急対策を実施する。

(2)　防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

４　捜索活動

航空機の捜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行う。

５　救助救出活動

空港及びその周辺の航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第５章　第６節　救助救出計画」の定めにより実施する。

６　医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、「第５章　第17節　医療救護計画」の定め

により実施する。

７　消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施する。

(1)　羊蹄山ろく消防組合等は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握し、消防活動を迅速に実施する。

(2)　町は、羊蹄山ろく消防組合等と連携して、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

８　行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び各関係機関は、「第５章　第24節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

９　交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第５章　第８節　交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

10　防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施する。

(1)　実施機関

町、北海道

(2)　実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、「第５章　第18節　防疫計画」の定めより、的確な応急防疫対策を講ずる。

また、「第５章　第19節　廃棄物処理等計画」の定めより、廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

11　自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第５章　第30節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、予め要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。

12　広域応援

町、道及び羊蹄山ろく消防組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第５章　第31節　広域応援計画」の定めにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第４　災害復旧

航空災害により、地域に甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第８章　災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第２節　道路災害対策計画

第１　基本方針

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下、本節において「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次のとおりである。

第２　災害予防

町は関係機関と連携を図り、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

１　実施事項

(1)　道路管理者

ア　トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ　道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。

ウ　道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

エ　職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

オ　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずる。

カ　道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、予め体制、資機材を整備する。

キ　道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

ク　道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施する。

(2)　北海道警察

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

第３　災害応急対策

１　情報通信

道路災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1)　情報通信連絡系統

ア　町の管理する道路の場合

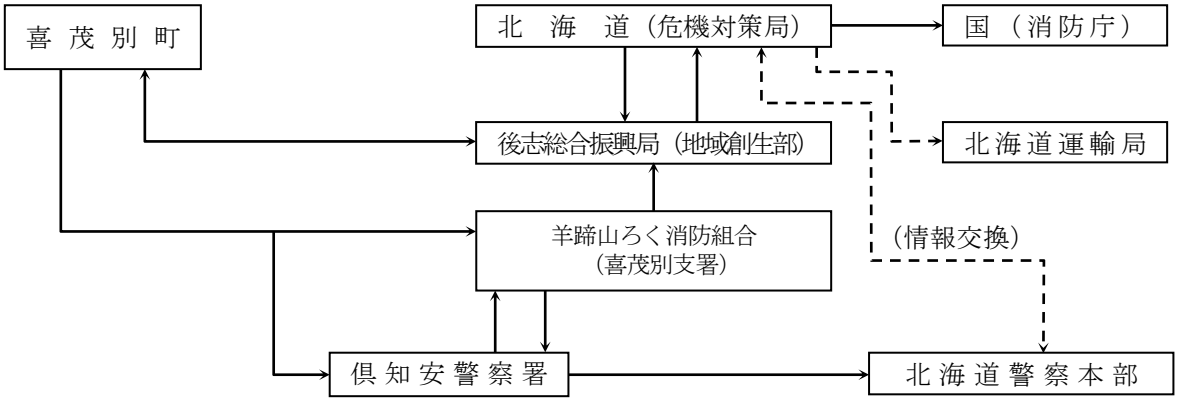

イ　道の管理する道路の場合

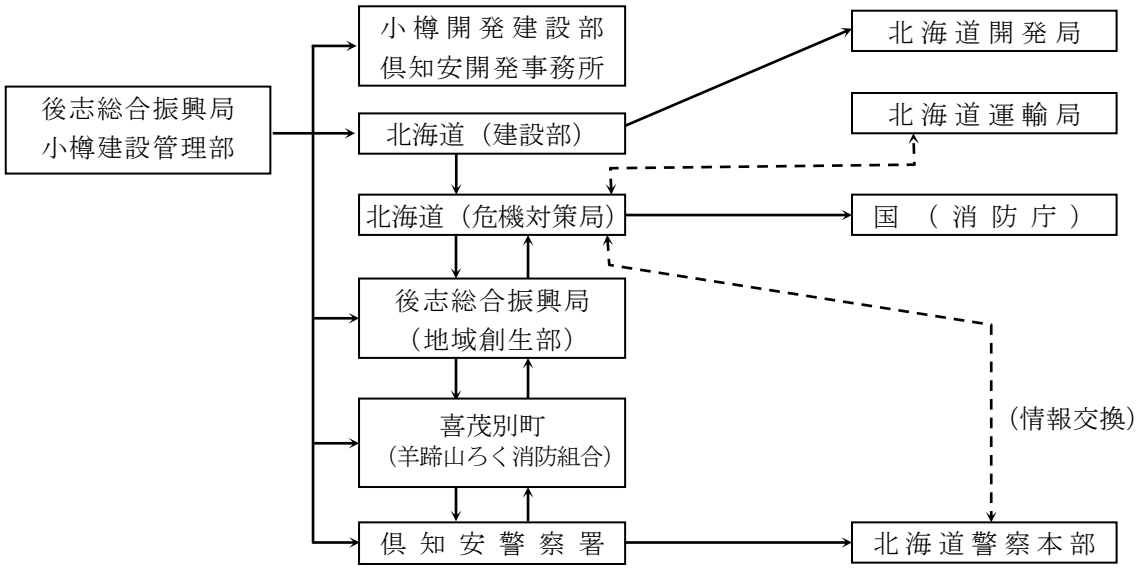

ウ　国の管理する道路の場合

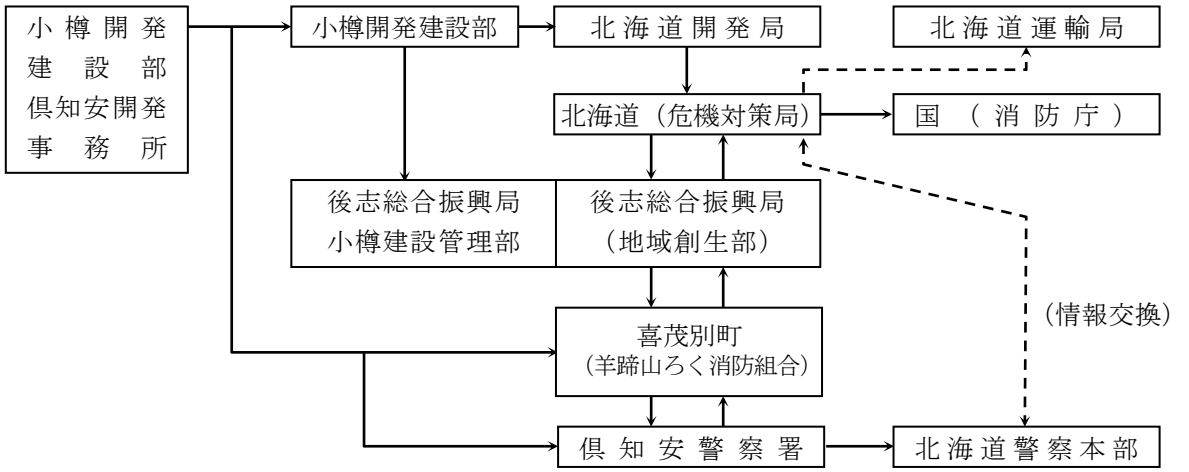

(2)　実施事項

ア　町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ　町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ　町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

２　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第５章 第３節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1)　実施機関

道路管理者、町、北海道、北海道警察

(2)　実施事項

ア　被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(ｱ)　道路災害の状況
(ｲ)　家族等の安否情報
(ｳ)　医療機関等の情報
(ｴ)　関係機関の災害応急対策に関する情報
(ｵ)　その他必要な事項

イ　道路利用者及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項についての広報を実施する。

(ｱ)　道路災害の状況
(ｲ)　被災者の安否情報
(ｳ)　医療機関等の情報
(ｴ)　関係機関の災害応急対策に関する情報
(ｵ)　施設等の復旧状況
(ｶ)　避難の必要性等、地域に与える影響
(ｷ)　その他必要な事項

３　応急活動体制

(1)　町の災害対策組織

町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて、「第３章 第１節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2)　防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

４　救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、「第５章 第６節 救助救出計画」の定めにより実施する。

５　医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、「第５章　第17節　医療救護計画」の定めにより実施するほか、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

６　消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

(1)　道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、羊蹄山ろく消防組合による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

(2)　羊蹄山ろく消防組合

ア　羊蹄山ろく消防組合は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ　町は羊蹄山ろく消防組合と連携して、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

７　行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び各関係機関は、「第５章　第24節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

８　交通規制

道路災害時における交通規制については、「第５章　第８節　交通応急対策計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1)　北海道警察

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

(2)　道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

９　危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第７章　第５節　危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10　自衛隊派遣要請

道路災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第５章　第30節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

11　広域応援

町、道及び羊蹄山ろく消防組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第５章　第30節　広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

12　災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、次の点に留意して迅速な道路施設の復旧に努める。

(1)　道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。

(2)　関係機関と協力し、予め定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。

(3)　類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

(4)　災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

第３節　危険物等災害対策計画

第１　基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び事業者並びに防災関係機関が実施する予防、応急対策は、次のとおりである。

第２　危険物の定義

１　危険物

消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）第 2 条第 7 項に規定されているもの。

《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

２　火薬類

火薬類取締法（昭和 25 年 5 月 4 日法律第 149 号）第 2 条に規定されているもの。

《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

３　高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号）第 2 条に規定されているもの。

《例》液化石油ガス（LPG)、アセチレン、アンモニアなど

４　毒物・劇物

毒物及び劇物取締法(昭和 25 年 12 月 28 日法律第 303 号)第 2 条に規定されているもの。

《例》毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など

５　放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年 6 月 10 日法律第 167 号)」等によりそれぞれ規定されている。

第３　災害予防

町は、火災予防上の観点から羊蹄山ろく消防組合（喜茂別支署）の協力を得て事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

また、危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下、本節において「事業者」という。）及び関係機関は、次のとおり必要な予防対策を実施する。

１　危険物等災害予防

(1)　事業者

ア　消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自

主保安体制の確立を図る。

イ　危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、羊蹄山ろく消防組合、倶知安警察署へ通報する。

(2)　北海道、羊蹄山ろく消防組合

ア　消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ　事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

(3)　北海道警察

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

２　火薬類災害予防

(1)　事業者

ア　火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ　火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講ずるとともに、火薬類について災害が発生したときは、警察官等に届け出る。

(2)　北海道産業保安監督部

ア　火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ　火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図る。

ウ　事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

(3)　北海道

ア　火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ　火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図る。

ウ　事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

(4)　北海道警察

ア　火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請する。

イ　火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあ

るときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。

ウ　火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報する。

(5)　羊蹄山ろく消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

３　高圧ガス災害予防

(1)　事業者

ア　高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ　高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出る。

(2)　北海道産業保安監督部

ア　高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ　事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導する。

(3)　北海道

ア　高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ　事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導する。

ウ　高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図る。

(4)　北海道警察

ア　人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

イ　高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したときの届出があったときは、速やかに道知事に通報する。

(5)　羊蹄山ろく消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

４　毒物・劇物災害予防

(1)　事業者

ア　毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ　毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を後志総合振興局保健環境部保健行政室、警察署又は羊蹄山ろく消防組合に届け出るとともに、必要な応急の措置を講ずる。

(2)　北海道

ア　毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発する。

イ　事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導する。

(3)　北海道警察

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

(4)　羊蹄山ろく消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

５　放射性物質災害予防

(1)　事業者

ア　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ　放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、羊蹄山ろく消防組合等、関係機関へ通報する。

(2)　羊蹄山ろく消防組合

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3)　北海道警察

ア　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

イ　放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。

第４　災害応急対策

１　情報通信

危険物等災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1)　情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりである。

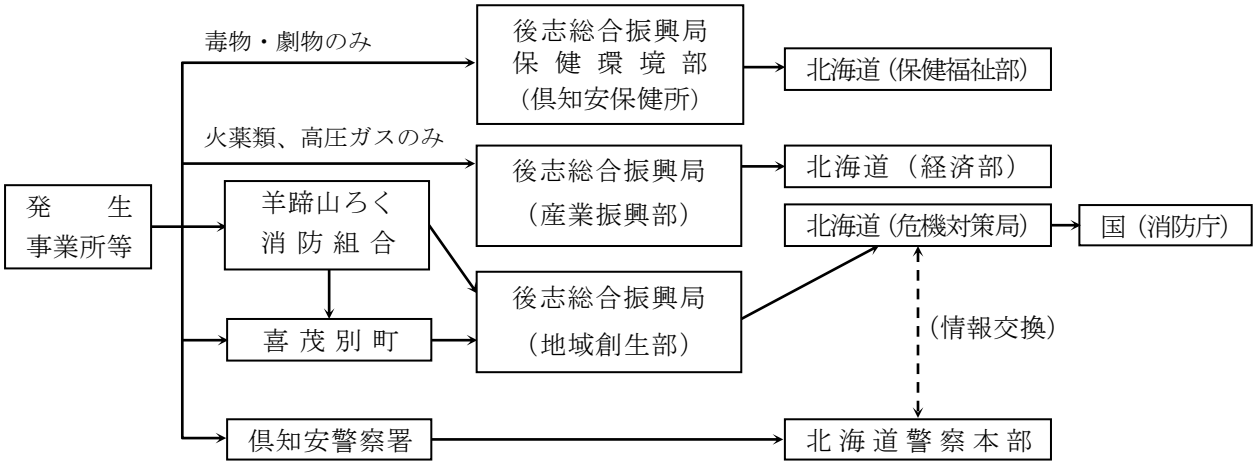

(2)　実施事項

ア　町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ　町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ　町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

２　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第 5 章 第 3 節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1)　実施機関

事業者及び消防法、火薬取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関。

(2)　実施事項

ア　被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(ｱ)　災害の状況

(ｲ)　被災者の安否情報

(ｳ)　危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響

(ｴ)　医療機関等への情報

(ｵ)　関係機関の災害応急対策に関する情報

(ｶ)　その他必要な事項

イ　地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

(ｱ)　災害の状況
(ｲ)　被災者の安否情報
(ｳ)　危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
(ｴ)　医療機関等の情報
(ｵ)　関係機関の実施する応急対策の概要
(ｶ)　避難の必要性等、地域に与える影響
(ｷ)　その他必要な事項

３　応急活動体制

(1)　町の災害対策組織

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第３章 第１節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2)　防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

４　災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

(1)　事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

(2)　危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずる。

５　消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

(1)　事業者

消防隊の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等、消防活動に努める。

(2)　羊蹄山ろく消防組合

ア　事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。

イ　町は、羊蹄山ろく消防組合と連携して、危険物等災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

６　避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第 5 章 第 5 節 避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

７　救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、「第 5 章 第 6 節 救助救出計画」及び「第 5 章 第 17 節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

８　行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び防災関係機関は、「第 5 章 第 24 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

９　交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第 5 章 第 8 節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

10　自衛隊派遣要請

危険物等災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第 5 章 第 30 節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

11　広域応援

町、道及び羊蹄山ろく消防組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第 5 章 第 31 節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第４節　大規模な火事災害対策計画

第１　基本方針

死傷者が多数発生する等の大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次のとおりである。

第２　災害予防

町は、関係機関と協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

１　町及び羊蹄山ろく消防組合

(1)　大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、建築基準法第 22 条に基づく区域に指定し、建築物の屋根の構造は防火のために必要な性能とすることを規定して大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2)　火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

(3)　予防査察の実施

多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4)　防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5)　防火思想の普及

年２回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等、要配慮者対策に十分配慮する。

(6)　自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(7)　消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8)　消防体制の整備

消防職団員の非常召集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時

の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。

(9)　防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報の発令

町長は、後志総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は実効湿度が 70%以下であって、最小湿度が 40%以下となり、かつ最大風速が 14m/ｓ以上のときに、消防法第 22 条により、火災気象警報を発令することができる。

２　北海道

大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化を実施するとともに、町、羊蹄山ろく消防組合（喜茂別支署）が実施する各種予防対策の推進を図るために指導、助言を行う。

第３　災害応急対策

１　情報通信

大規模な火事災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1)　情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりである。

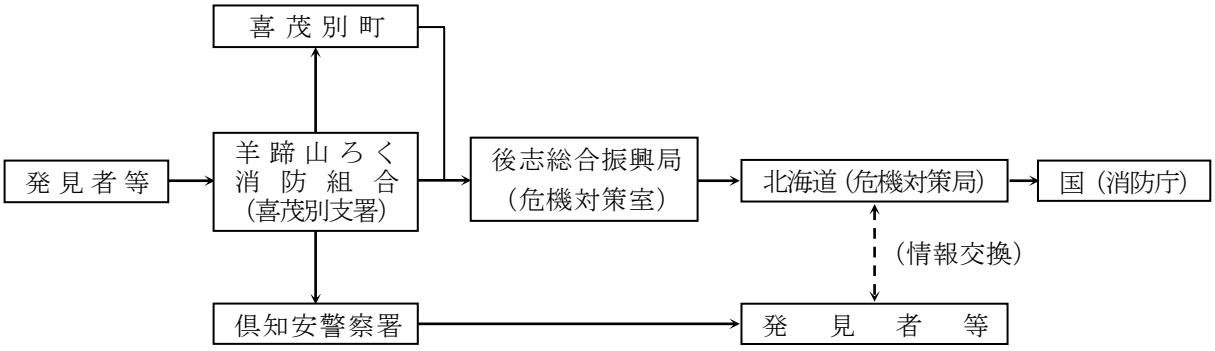

(2)　実施事項

ア　町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ　町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ　町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

２　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第５章 第３節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1)　被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

ア　災害の状況
イ　家族等の安否情報
ウ　医療機関等の情報
エ　関係機関の実施する応急対策の概要
オ　その他必要な事項

(2)　地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

ア　災害の状況
イ　被災者の安否情報
ウ　医療機関等の情報
エ　関係機関の実施する応急対策の概要
オ　避難の必要性等、地域に与える影響
カ　その他必要な事項

３　応急活動体制

(1)　町の災害対策組織

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第３章 第１節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2)　防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

４　消防活動

羊蹄山ろく消防組合（喜茂別支署）は、「第４章 第７節 消防計画」の定めるところによるほか、人命の安全確保と延焼防止を基本として次により消防活動を行う。

(1)　現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
(2)　避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
(3)　消火、飛火警戒等においては、近隣住民等の協力を得て、効果的な活動を実施する。なお、住民等による初期消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

５　避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第５章 第５節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

６　救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、「第５章 第６節 救助救出計画」及び「第５章 第17節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

また、町及び関係機関は、「第５章 第24節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

７　交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第５章 第８節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

８　自衛隊派遣要請

大規模な火事災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第５章 第30節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

９　広域応援

町、道及び羊蹄山ろく消防組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第５章 第31節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第５節　林野火災対策計画

第１　基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する予防、応急対策は、次のとおりである。

第２　予防対策

１　実施事項

林野火災発生原因の殆どが人為的なものであるので、町及び道、国、関係機関は次により対策を講ずる。

(1)　町、北海道森林管理局、北海道

ア　一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

(ｱ)　タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、広報紙、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

(ｲ)　入林の許可・届出等について指導する。

ａ　入林に当たっては、日時、場所等を指定するとともに、入林責任者を定め、できるだけ集団で行動するよう指導する。

ｂ　入林承認証又は入林腕章を着用して入林させることとし、入林承認に当たっては、火気の取扱い、山火事予防その他必要な注意事項を与えて承認する。

(ｳ)　林野火災警報及び林野火災注意報の発表、火災警報の発令があった場合又は気象状況が急変した場合には、必要に応じて入林の制限を実施する。

(ｴ)　観光関係者による予防意識の啓発を図る。

イ　火入対策

林野火災危険期間（概ね３月～6 月。以下、本節において「危険期間」という）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対し、次の事項を指導する。

(ｱ)　森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可付帯条件を遵守させる。

(ｲ)　町は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。

(ｳ)　林野火災警報及び林野火災注意報の発表、火災警報の発令があった場合又は気象状況が急変した場合には、一切の火入れを中止させる。

(ｴ)　火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

(ｵ)　火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ　消火資機材等の整備

(ｱ)　林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処で

きるよう整備点検する。

(ｲ)　ヘリコプターによる空中消火に対応するため、関係機関等において空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリポート適地を予め選定する。

エ　防火林帯の整備

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域においては、消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備等の林野火災対策にも資する森林整備を進める。

(2)　森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

ア　自己の所有林野への入林者に対する防火啓発

イ　巡視員の配置

ウ　無断入林者に対する指導

エ　火入れに対する安全対策

(3)　林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講ずる。

ア　火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置

直営事業地における対策として、各事業地の実情に応じ、事務所、宿舎等の施設及び石油類等の火気取締責任者を定め、事業地内の巡視警戒に当たる。

イ　火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼箇所の設置、標識及び消火設備の完備

前記アにおける対策に準じて山火事警防体制を整えるよう指導する。

なお、場合によっては、請負契約又は売払契約にこれらの条件を付して、山火事警防を確実に実施するよう指導する。

ウ　林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

(4)　自衛隊

危険期間中、高嶺演習場（倶知安町）及びニセコ演習場（蘭越町）における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講ずる。

ア　演習地出入者に対する防火啓発

イ　演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

ウ　危険区域の標示

エ　防火線の設定

オ　巡視員の配置

(5)　北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送事業者

北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送事業者は、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。

ア　路線の巡視

イ　ポスター掲示等による広報活動

ウ　林野火災の巡視における用地の通行

エ　緊急時における専用電話の利用

２　林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会により、相互の連絡、情報交換、指導等を行う。

(1)　全道協議会

全道の予消防対策については、北海道林野火災予消防対策協議会が推進する。

(2)　地区協議会

振興局区域ごとの予消防対策については、当該地域を管轄する地方部局及び関係機関により構成された地区林野火災予消防協議会が推進する。

(3)　町の組織

町区域ごとの予消防対策については、当該地域を管轄する関係機関により構成された町林野火災予消防対策協議会が推進する。

３　気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により予報（注意報を含む)、警報、並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

(1)　林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として札幌管区気象台が発表及び終了の通報を行う。なお、火災気象通報の通報基準は、「第 3 章 第 2 節 気象業務に関する計画」のとおりである。

(2)　伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。

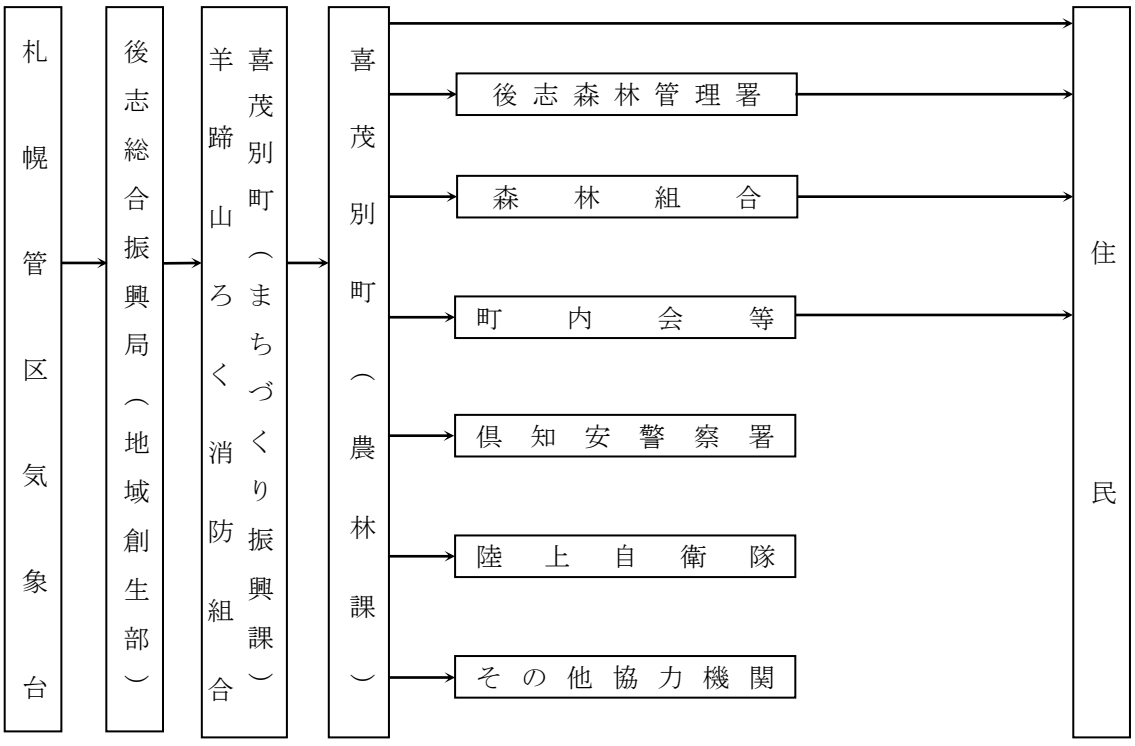

通報を受けた町は、消防機関へ通報するものとする。

また、町長は、通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、条例に基づく林野火災注意報のほか、消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）第 22 条第３の規定に基づく火災に関する警報のうち、林野火災の予防を目的とした林野火災警報を発することができる。

火災に関する警報を発した町は、消防機関、関係機関、一般住民等へ周知を図るものとする。

第３　応急対策

１　情報通信

(1)　情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりである。

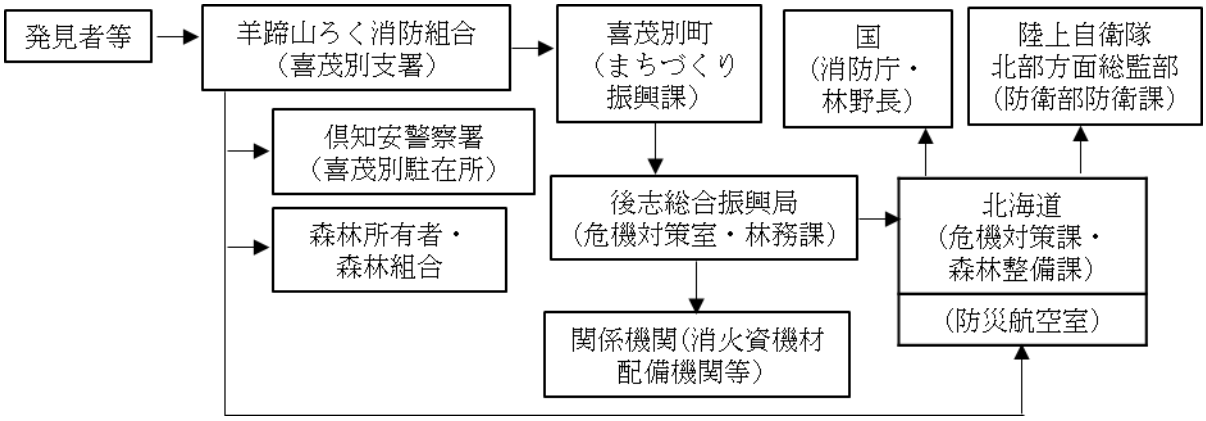

(2)　実施事項

ア　町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ　町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ　町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

エ　関係機関は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進するものとする。

オ　関係機関は、ヘリコプター及び無人航空機等による上空偵察、地上部隊からの活動報告及び監視設備等を活用し、夜間を含め刻々と変化する災害の状況を的確にに把握するものとする。

カ　町及び後志総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和 54 年 2 月 26 日付 林政第 119 号)」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

２　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第 5 章 第 3 節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1)　被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

ア　災害の状況
イ　家族等の安否情報
ウ　医療機関等の情報
エ　関係機関の実施する応急対策の概要
オ　その他必要な事項

(2)　地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

ア　災害の状況
イ　被災者の安否情報
ウ　医療機関等の情報
エ　関係機関の実施する応急対策の概要
オ　避難の必要性等、地域に与える影響
カ　その他必要な事項

３　応急活動体制

(1)　町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて、「第 3 章 第 1 節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2)　防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

４　消防活動

町は、羊蹄山ろく消防組合と連携を密にして、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

(1)　林野火災時に林野火災防御図を作成し、適切な消火部隊の配置、森林組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。

地上消火にあたっては、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。

また、長時間活動における熱中症対策や疲労管理にも配慮するものとする。

なお、鎮圧後においては、熱画像直視装置などにより警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。

(2)　住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、「第 5 章 第 29 節 ヘリコプター活用計画」に基づき、北海道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

空中消火にあたっては、消防機関及び関係機関との情報共有を十分に行い、避難の円滑化及び安全性の確保を図るものとする。

また、危機対策局危機対策課防災航空室による空中消火に必要となる活動拠点、給水場所、燃料補給方法等について、消防機関及び関係機関が事前に調整を行うものとする。

なお、鎮圧後においては、空中からの熱源探査を徹底し、確実な鎮火確認を行うものとする。

５　避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第 5 章 第 5 節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

また町は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。

６　交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第 5 章 第 8 節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

７　自衛隊派遣要請

広範囲にわたる林野の焼失等の発生時における自衛隊派遣要請については、「第 5 章 第 30 節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

なお、空中からの消火を行う場合は、後志総合振興局に林野火災空中消火用資機材貸出申請を行う。

８　広域応援

町、道及び羊蹄山ろく消防組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第 5 章 第 31 節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防本部、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

９　二次災害の防止活動等

(1)　治山事業等

町は道と協力し、降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、専門技術者等を活用し、危険箇所の点検等を実施するとともに、危険性の高い箇所では、周辺住民への周知を図り、警戒避難体制を整備する。

(2)　自然環境への対応

林野火災による被害が自然環境に及んだ場合、道と連携を図り、影響を最小限にくい止めるために必要な応急・復旧活動に協力する。

第６節　原子力災害対策計画

北海道では、国の原子力災害対策指針を踏まえ、地域防災計画(原子力防災対策編)において、防災資機材、緊急時モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画の策定等の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲を定めている。

北海道内において、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲は、北海道電力（株）（以下「電力事業者」という。）が設置する原子力発電所（以下「泊発電所」という。）から半径 5km 圏の予防的防護措置を準備する区域(ＰＡＺ：Precautionary Action Zone)と、おおむね半径 30km 圏の緊急時防護措置を準備する区域(ＵＰＺ：Urgent Protective action planning Zone)である。

本町は、泊原子力発電所から半径 30km 圏外に位置し、避難計画策定地域以外の市町村として位置づけられていることから、必要な情報伝達等の対策、避難者の受入等に係る事項について記載するものとする。

また、原子力防災対策上、本節に示す対策以外に必要と認められる場合は、本計画に示す各種対策を用いるほか、道、国、原子力事業所と連携して対応することとする。

図表　（参考）泊原子力発電所からの距離

とと

	泊発電所 ～10km	10km ～20km	20km ～30km
1	泊　村		
2	共和町		
3	岩内町		
4		神恵内村	
5			寿都町
6		蘭越町	
7			ニセコ町
8		倶知安町	
9			積丹町
10			古平町
11		仁木町	
12			余市町
13			赤井川村

なお、本節では原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）が改正されるまで、次のとおり原子力災害対策指針で定める緊急事態区分等の用語を使用する。

緊急事態区分	原災法等の用語
警戒事態	警戒事象
施設敷地緊急事態	特定事象（原災法第 10 条）
全面緊急事態	原子力緊急事態又は原子力緊急事態宣言（原災法第 15 条）

第１　災害予防対策

１　基本方針

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原災法に基づき実施する予防体制の整

備及び原子力災害の事前対策を中心に定めている。

２　情報の収集・連絡体制の整備

(1)　町と関係機関相互の連携体制の確保

町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、道、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、情報通信ネットワークの強化を図る。

(2)　通信手段・経路の多様化

町は、道と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備や操作方法等についての習熟に努める。

３　避難収容活動体制の整備

(1)　避難所等の整備

町は、公共施設等を対象に避難所等として活用できるよう、あらかじめ指定する。

(2)　コンクリート屋内退避体制の整備

町は、道等と連携し、コンクリート屋内退避施設について、あらかじめ調査し、具体的な屋内退避体制の整備に努める。

(3)　避難所等における設備等の整備

町は、道と連携し、避難所等において、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器等のほか、要配慮者等にも配慮した施設・設備の整備や災害情報の入手のためのテレビ、ラジオ等の機器の整備に努める。

(4)　物資の備蓄

町は、道と連携し、指定した避難所等の用に供するため、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄や備蓄のための施設等の整備等に努める。

(5)　要配慮者等に対する配慮

町は、道の協力のもと、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など要配慮者等及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童生徒等の避難について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、避難誘導等の体制整備に努める。

(6)　避難所・屋内退避方法等の周知

町は、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

町は、国、道及び原子力事業者の協力のもと、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて、周辺住民等に対し、提供すべき情報について整理しておくとともに、具体的な屋内退避指示の伝達方法を周知する。

４　防護資機材等の整備

(1)　防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

ア　町は、道と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備に努める。

イ　町は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、道及び原子力事業者と相互に密接な情報交換に努める。

５　住民等への的確な情報伝達体制の整備等

(1)　情報伝達体制の整備

ア　町は、道と連携し、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた正確で分かりやすい具体的な内容を整理しておく。

イ　町は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等へ的確な情報を常に伝達できるよう、無線設備、広報車両等の整備に努める。

ウ　町は、道と連携し、原子力災害に係る住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めるよう努める。

(2)　原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及

町は、道及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、広報活動の実施に努める。

６　防災業務関係者の人材育成

町は、道と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、原子力防災に関する研修等に積極的に参加するなど、人材育成に努める。

第２　災害応急対策

原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感に感じられないことや被ばくの程度についても自ら判断することができないことなどの特殊性を有しており、原子力災害に対処するためには、放射線等に関する知識が必要となることから、本計画では、原子力災害の特殊性に鑑み、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及啓発、防災関係従事者に対する教育訓練、通報連絡等の必要な体制を確立するとともに、緊急時において迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう、所要の措置を定める。

１　基本方針

道から、警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報があった場合の対応及び全面緊急事態の応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本項に示した対策に準じて、対応する。

２　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

(1)　施設敷地緊急事態発生情報等の連絡

ア　警戒事態発生情報の連絡

町長は、道から警戒事態の通報があった場合は、職員を動員・配備し、応急対策の実施に備えて準備を開始する。

イ　施設敷地緊急事態発生情報の連絡

町長は、道から施設敷地緊急事態の通報があった場合は、職員を動員・配備し、応急対策の実施に備えて体制を強化する。

(2)　応急対策活動情報の連絡

ア　施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報等の連絡

町は、道と連携し、各々が行う応急対策活動状況等について、相互の連絡を密にし、連

携体制を強化する。

イ　全面緊急事態における連絡等

町は、道と連携し、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う応急対策について必要な調整を行う。

(3)　一般回線が使用できない場合の対処

地震等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備する衛星通信回線や防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

(4)　放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

町は、道が実施する緊急時環境放射線モニタリング情報等の迅速な把握に努めるものとする。

３　屋内退避、避難収容等の防護活動

(1)　屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

町は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施する。

ア　町は、住民等に対し、PAZ 内の予防的防護措置（避難）の実施に併せ、国や道の指示に基づき、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

イ　町は、事態の規模、時間的推移に応じて、国から避難等の予防的措置を講じるよう指示された場合、又は、国及び道と連携し、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針に基づいた OIL の値を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超える恐れがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には、道と連携し国に要請する。

なお、町長は、指示案を伝達された場合には、当該指示案に対して速やかに意見を述べることができる。

(2)　広域避難者への支援

町は、避難所等を活用して、原子力災害対策重点区域を含む町村の住民等が原子力災害対策指針で定める緊急事態区分における緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）や放射性物質が環境中に放出された後の適切な防護措置の判断基準（OIL：Operational Intervention Level）に基づき避難等を行う際の支援を行うものとする。

また、要配慮者等に対しては、避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分に配慮する。

４　住民等への情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

(1)　住民等への情報伝達活動

ア　町は、放射性物質及び放射線による影響が五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を避けるため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行う。

イ　町は、住民等への情報提供にあたっては、道と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ分かりやすい例文を準備する。

また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

(2)　住民等からの問い合わせに対する対応

町は、道及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うよう努めるものとする。

第３　災害復旧対策（原子力災害中長期対策）

１　基本方針

原災法 15 条第 4 項の規定に基づき全面緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本項に示した対策に準じて対応する。

２　緊急事態解除宣言後の対応

町は、内閣総理大臣が全面緊急事態を発出した場合においても、引き続き存置される国の現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

３　原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

町は、国及び道と協議のうえ、状況に応じて避難区域の見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

４　放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、道、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について、必要な措置を行う。

５　災害地域住民に係る記録等の作成

(1)　災害地域住民の記録

町は、屋内退避及び避難の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

(2)　町は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

６　風評被害等の影響の軽減

町は、国及び道と連携し、科学的根拠に基づく農林業、観光業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

７　心身の健康相談体制の整備

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や原子力災害対策指針に基づき、国及び道とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し、実施する。

第４　代替オフサイトセンターの指定

１　基本方針

原子力災害時にオフサイトセンター（共和町）が機能不能に陥った場合、代替オフサイトセンターとして農村環境改善センターが指定されており、機能移転に係る対応を柔軟に行う。

２　住民等への情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、付近住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

３　緊急事態応急対策等拠点施設の整備等

国、道、町及び原子力事業者は、平常時より強力して、それぞれの役割と責任に応じて、オフサイトセンターにおける応急対策の実施に必要な設備、資機材及び資料等について適切に整備、維持及び管理するものとする。

第９章　災害復旧計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、道及び町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成２５年法律第５５号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行う。

第１　実施責任

町長及びその他の執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施する。

第２　復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画である。

１　公共土木施設災害復旧事業計画

(1)　河川
(2)　砂防設備
(3)　林地荒廃防止施設
(4)　地すべり防止施設
(5)　急傾斜地崩壊防止施設
(6)　道路
(7)　下水道
(8)　公園

２　農林業施設災害復旧事業計画
３　都市施設災害復旧事業計画
４　上水道災害復旧事業計画
５　住宅災害復旧事業計画
６　社会福祉施設災害復旧事業計画
７　公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

８　学校教育施設災害復旧事業計画
９　社会教育施設災害復旧事業計画
10　その他災害復旧事業計画

第３　災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、概ね北海道地域防災計画「第９章 災害復旧計画」別表のとおりである。

第４　激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町及び道は、被害の状況をすみやかに調査把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）による激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

第５　応急金融対策

応急金融の融資の名称、取扱機関等の大要は、「第５章 第 35 節 災害応急金融計画」に定めるところによる。

第６　罹災証明書の交付

１　町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
２　町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
３　町は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害等の状況を調査し、罹災証明書を交付する。
４　町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。
５　町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
６　町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当職員と応急危険度判定担当職員とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

第７　被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

１　被災者台帳の作成

(1)　町は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要であると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や

各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用することなどを積極的に検討する。

(2)　被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア　氏名	サ　町長が台帳情報を当該町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
イ　生年月日	
ウ　性別	
エ　住所又は居所	シ　提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
オ　住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況	ス　被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成２５年法律第２７号)第２条第５項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
カ　援護の実施の状況	
キ　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	
ク　電話番号その他の連絡先	
ケ　世帯の構成	セ　その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項
コ　罹災証明書の交付の状況	

(3)　町は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を活用する。

(4)　町は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村に対して被災者に関する情報の提供を求める。

２　台帳情報の利用及び提供

(1)　町は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供する。

ア　本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ　町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ　他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2)　台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町に提出しなければならない。

ア　申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ　申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ　提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ　提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

オ　その他台帳情報の提供に関し、町が必要と認める事項

(3)　町は、(2)の申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認め

るとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供する。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該申請に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号を含めないものとする。

第８　特別行政相談活動による被災者への情報提供

北海道管区行政評価局函館行政監視行政相談センターは、発災後速やかに被災者に情報提供ができるよう、道及び町と連携し、生活支援情報をまとめたガイドブックを作成するものとする。

また、発災後は、ガイドブックの避難所等への配付や災害専用フリーダイヤルの設置、被災者の相談にワンストップで対応する特別行政相談所の開設など、生活支援情報の提供や被災者からの相談に対応するものとする。

喜茂別町地域防災計画

一 般 災 害 対 策 編

平成２６年２月策定
令和５年６月改訂
令和６年４月改訂
令和７年４月改訂
令和８年４月改訂

喜茂別町防災会議